岡山市
第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
（地域包括ケア計画）
素　案

令和8（2026）年11月

岡山市

目次

第1章　計画策定にあたって 1
1　計画策定の目的 2
2　計画期間と位置付け 2
（1）計画の期間 2
（2）法的根拠 2
（3）市の他の計画との関係 3
（4）計画策定のための取組 3
3　地域包括ケアシステム 4
（1）地域包括ケアシステムについて 4
（2）日常生活圏域について 5
4　介護保険制度等の改正内容 6
（1）特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設 6
（2）頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実 6
（3）成年後見制度等の適切な利用の支援 6
（4）有料老人ホーム制度の見直し 6

第2章　高齢者を取り巻く状況 7
1　岡山市の高齢者の現状と今後の見込み 8
（1）岡山市の総人口の動向と将来推計人口 8
（2）高齢者人口の動向と今後の見通し 9
（3）高齢者の年齢階級別の要介護（要支援）認定率 10
（4）要介護（要支援）認定者・認定率の推移 11
（5）高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の状況 12
（6）認知症高齢者の状況 12
2　介護サービス等の状況 14
（1）介護サービス利用状況 14
（2）主な介護給付費の推移 14
（3）サービス資源の推移 15
3　日常生活圏域別の高齢化等の状況 17
（1）北区中央 17
（2）北区北 17
（3）中区 18
（4）東区 18
（5）南区西 19

（6）南区南 19
（7）介護施設等の整備状況 20
4 高齢者実態把握調査結果等を踏まえた現状と課題 22
施策分野1 高齢者が活躍できる環境づくり 22
施策分野2 支え合いの地域社会づくり 23
施策分野3 健康寿命を延伸する健康づくりの推進 24
施策分野4 状態の改善につながる介護予防・生活支援サービス等の提供 24
施策分野5 在宅医療・介護連携の推進 26
施策分野6 認知症施策の推進 27
施策分野7 安心・快適な住まい等の確保 29
施策分野8 最適な介護サービスの提供 29
施策分野9 介護サービスの適切な運営 31

第3章 基本理念・基本目標 33
1 基本理念 34
2 基本目標 35
3 施策体系図 36
4 計画の成果指標 37
5 岡山市の目指す地域包括ケアシステム 38
6 充実強化を図る事業・取組（10期テーマ） 39

第4章 施策展開 41
施策分野1 高齢者が活躍できる環境づくり 42
（1）高齢者の就労等による社会参加の促進 43
（2）高齢者の多様な交流・活動の促進 45
施策分野2 支え合いの地域社会づくり 48
（1）地域の支え合い活動を進める体制づくり 50
（2）多様な主体による地域活動の活性化 51
（3）地域に根差した相談支援体制の充実・強化 56
（4）高齢者の権利擁護の推進 58
施策分野3 健康寿命を延伸する健康づくりの推進 61
（1）主体的かつ一体的な健康づくりの促進 62
（2）健康づくりを地域、多様な主体で推進する環境づくり 67
施策分野4 状態の改善につながる介護予防・生活支援サービス等の提供 70
（1）介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進 72
（2）介護予防・生活支援サービス事業の充実 74
（3）生活支援・福祉サービスの提供 77
施策分野5 在宅医療・介護連携の推進 81

（1）在宅を支える基盤づくり（人材育成）……83
（2）在宅への流れの構築（多職種連携）……84
（3）市民がつくる在宅医療（普及啓発）……86
（4）地域包括ケアの深化に向けた取組……87
（5）在宅介護の推進……88
施策分野6　認知症施策の推進（認知症施策推進計画）……91
（1）認知症に関する知識及び理解の促進……94
（2）誰もが気軽に立ち寄ることのできる集いの場、相談の場の確保……96
（3）当事者が参画し、地域や企業などとつながる仕組みづくり……100
施策分野7　安心・快適な住まい等の確保……104
（1）安定した住まいの確保……106
（2）安心・快適な住環境づくり……110
施策分野8　最適な介護サービスの提供……112
（1）在宅系サービスの適正な提供……114
（2）施設・居住系サービスの適正な提供……121
施策分野9　介護サービスの適切な運営……128
（1）介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上……130
（2）介護保険サービスの質の確保と向上……131

第5章　介護給付費等の見込み及び保険料額……137
1　介護給付費等の推計の流れ……138
2　高齢者人口（第1号被保険者数）の推計……139
3　要介護（要支援）認定者の推計……140
4　介護給付費等の推計……141
（1）介護（予防）サービス給付費の推計……141
（2）地域支援事業費の推計……144
（3）その他の給付等の推計……145
（4）介護給付費等の推計合計……145
5　介護保険の財源構成と介護保険料……146
（1）介護保険料の収納状況……146
（2）介護保険料基準月額の算定……147

第１章　計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１ 計画策定の目的

我が国の高齢化が進行する中、岡山市における高齢者人口は、令和７（2025）年の約19万４千人、高齢化率27.0%から、令和22（2040）年には約21万８千人、高齢化率32.1%になると見込まれています。特に医療と介護の複合ニーズが高まることが想定される85歳以上人口は、令和７（2025）年の約３万８千人から、令和22（2040）年には約５万５千人に増加が見込まれるなど、要介護高齢者や認知症高齢者のさらなる介護ニーズの高まりへの対応が求められます。

一方で、生産年齢人口は長期的に減少しており、地域や社会保障を支える担い手不足が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、「岡山市第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」は、これまでの取組などを踏まえつつ、中長期的な高齢化の進展を見据え、高齢者が生きがいを持って活躍できる環境づくりや、健康寿命を延伸するサービスを充実させるとともに、医療・介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けられるよう、「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を目指すものとします。

２ 計画期間と位置付け

（1）計画の期間

本計画は、令和９（2027）年度から令和11（2029）年度までの３年間を計画期間とします。令和11（2029）年度中には計画の見直しを行い、令和12（2030）年度からの次期計画の策定を行います。

（2）法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の８に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」に位置付けられます。

あわせて、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく「認知症施策推進計画」を、施策分野６「認知症施策の推進」として一体的に策定しています。

（3）市の他の計画との関係

岡山市の都市づくりを総合的・計画的に進めていくための指針である「岡山市第七次総合計画」において、８つの都市づくりの基本方向の一つとして「ともに支え合い、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり（健康・福祉）」を定めています。本計画は、その実現に向けた高齢者福祉施策の個別計画として、上位計画である「岡山市地域共生社会推進計画」をはじめとする関連計画との整合性を保ちながら策定します。

【計画の位置付け】

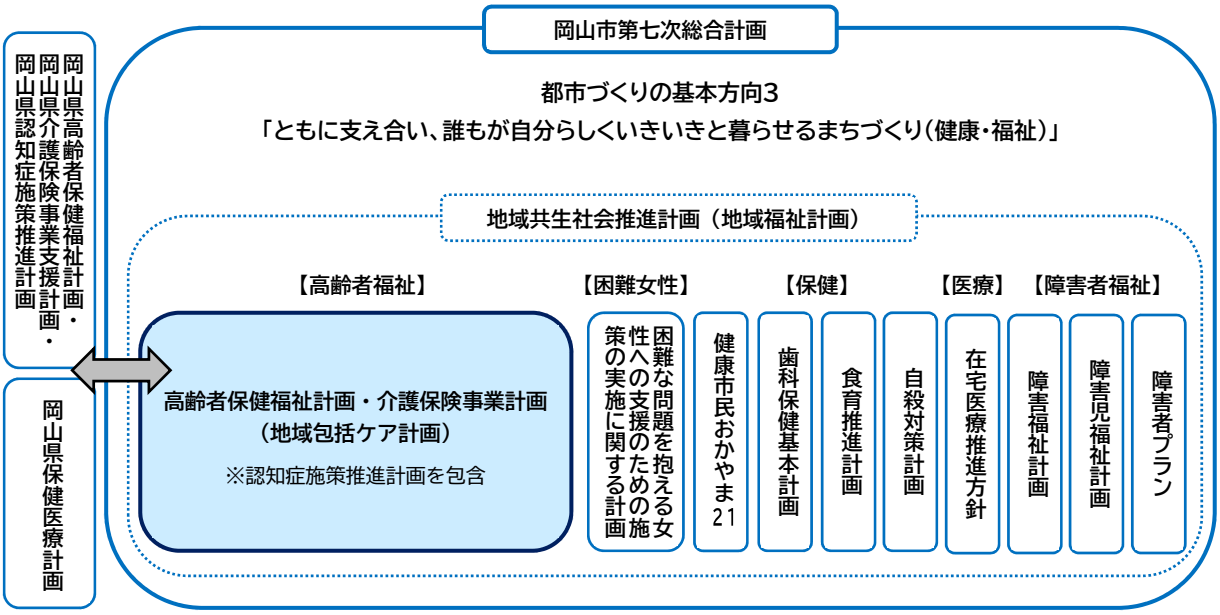

（4）計画策定のための取組

本計画は、学識経験者及び保健・医療・福祉関係者等で構成された岡山市保健福祉政策審議会の意見を踏まえて策定しました。また、関係団体や市民からの意見を反映させるため、次の取組を実施しました。

① 岡山市高齢者実態把握調査

計画の策定にあたって、地域に居住する高齢者の実態・課題等を把握するために実施しました。

② 関係者ヒアリング

関係団体の意見を直接聴き、実態を把握し計画策定にいかすために実施しました。

③ パブリックコメント

計画素案に対して市民の幅広い意見を反映させるために実施しました。

（意見募集期間：令和８（2026）年11月27日から令和９（2027）年１月４日まで）

3 地域包括ケアシステム

（1）地域包括ケアシステムについて

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り、住み慣れた自宅や地域で人生の最期まで暮らし続けられるよう「医療」「介護」「住まい」「介護予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に受けられる、地域における支援体制のことです。国では、これらの５つのサービスが、利用者のニーズに応じて包括的かつ継続的に、概ね30分で駆けつけられる圏域（日常生活圏域）で提供されることを想定しています。

地域包括ケアシステムは「自助・互助・共助・公助」の考え方の下、高齢者自身も含め、地域住民やボランティア・NPO、事業者・関係機関、専門多職種など、それぞれの地域の関係者の参加により、地域社会全体で形成していくものとされています。

【地域包括ケアシステムの構成要素と「自助・互助・共助・公助」】



※三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、平成28（2016）年3月

（2）日常生活圏域について

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとされています。

岡山市では、次のことから、中学校区を単位として36の日常生活圏域を設定しています。

① 中学校区は市民生活になじみが深く、小学校区よりも人口規模や高齢化率等の偏りが少ないこと

② 岡山市の保健福祉行政は、中学校区をもとにした６か所の福祉事務所の所管区域で、各種の市民サービスを提供していること

③ 従来から、中学校区単位で地域密着型サービスの整備や配食サービス等の提供を行ってきたこと

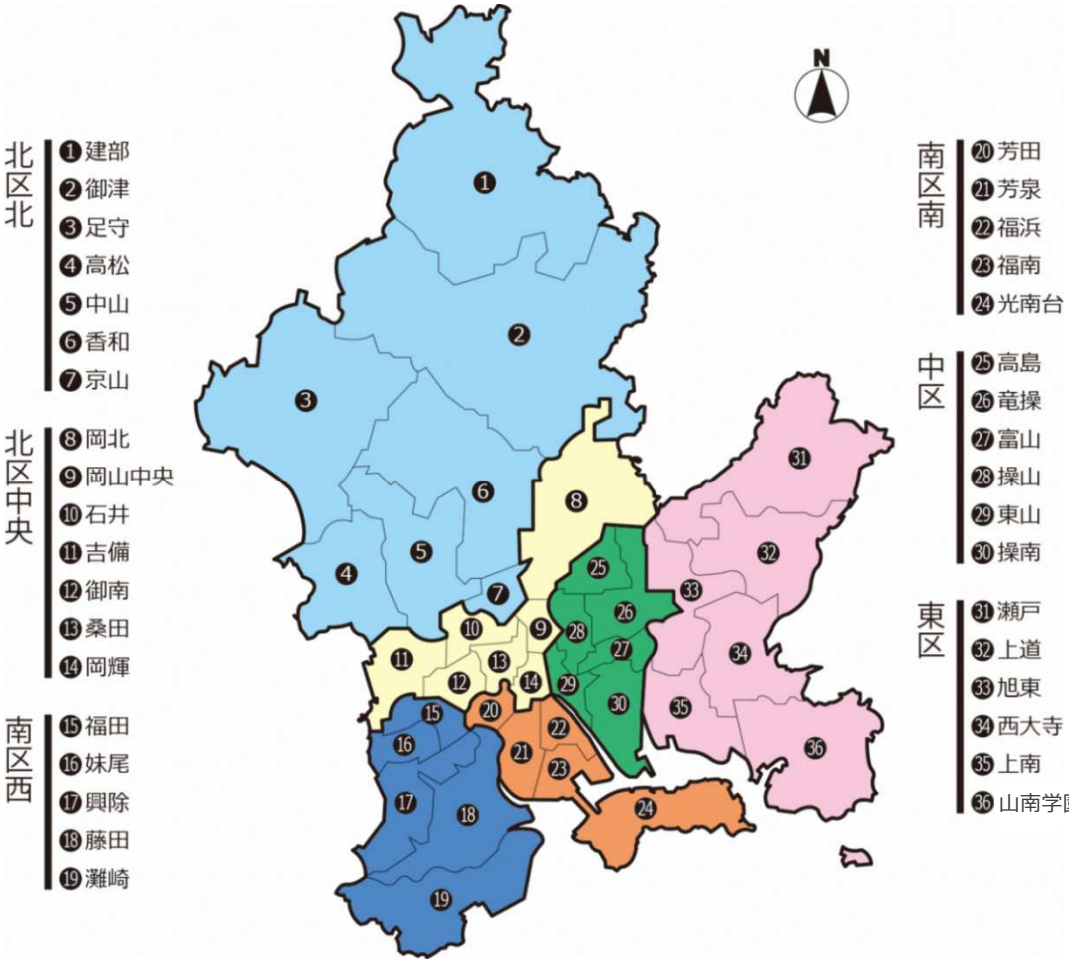

なお、地域包括ケアシステムの推進にあたっては、通いの場の創出や見守り・支え合い活動の促進など、より身近な区域で取り組むべきものもあることから、提供するサービスや取組に応じた区域を設定し、柔軟に地域づくりを進めていく必要があります。

4 介護保険制度等の改正内容

令和８（2026）年６月に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和８年法律第51号）に基づき令和９（2027）年４月より順次施行される介護保険制度改正等についての主な内容は以下のとおりです。

（1）特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

中山間・人口減少地域において、介護人材の不足や利用者の減少等により介護サービスの維持が困難となっている状況を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とする仕組みを創設

※特例的な介護サービス類型として「特定地域サービス」を創設（中山間・人口減少地域を対象に、月額包括報酬の導入や人員配置基準の弾力化を可能とする）

※地域のサービス提供主体が少なく、サービス確保が困難な場合に、市町村が地域支援事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設

（2）頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

単身高齢者の増加等を踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して生活できるよう、日常生活支援から入院・入所時の手続支援、死後事務支援までを含めた包括的な支援体制の整備を推進

※頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院・入所時等の手続支援及び死後事務支援を行う事業を第二種社会福祉事業として位置付け

※当該支援に関する相談体制の整備を図り、必要な支援につなげるための仕組みを充実

（3）成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者や頼れる身寄りがいない高齢者の増加等を踏まえ、成年後見制度及び地域における権利擁護支援を適切に利用できる体制を整備し、権利擁護支援の充実を図る

※成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、「地域権利擁護相談支援センター」に関して明記

（4）有料老人ホーム制度の見直し

中重度の要介護者が入居する有料老人ホームの増加を踏まえ、サービスの質の確保及び入居者保護を図るため制度を見直し

※中重度等の要介護者を入居させる一定の有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を創設

※登録を受けた有料老人ホームの入居者に対し、介護サービス利用や生活上の相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設

第２章　高齢者を取り巻く状況

第２章　高齢者を取り巻く状況

１ 岡山市の高齢者の現状と今後の見込み

（1）岡山市の総人口の動向と将来推計人口

岡山市の総人口は、令和２（2020）年の約72万５千人から、令和32（2050）年には約64万３千人となり、約８万２千人減少する見込みです。

高齢者人口の増加が続く一方で、介護や看護等の担い手ともなる、年少人口・生産年齢人口は長期的に減少し続ける見込みです。

【国勢調査人口に基づく岡山市の人口の動向と長期的な推計人口】

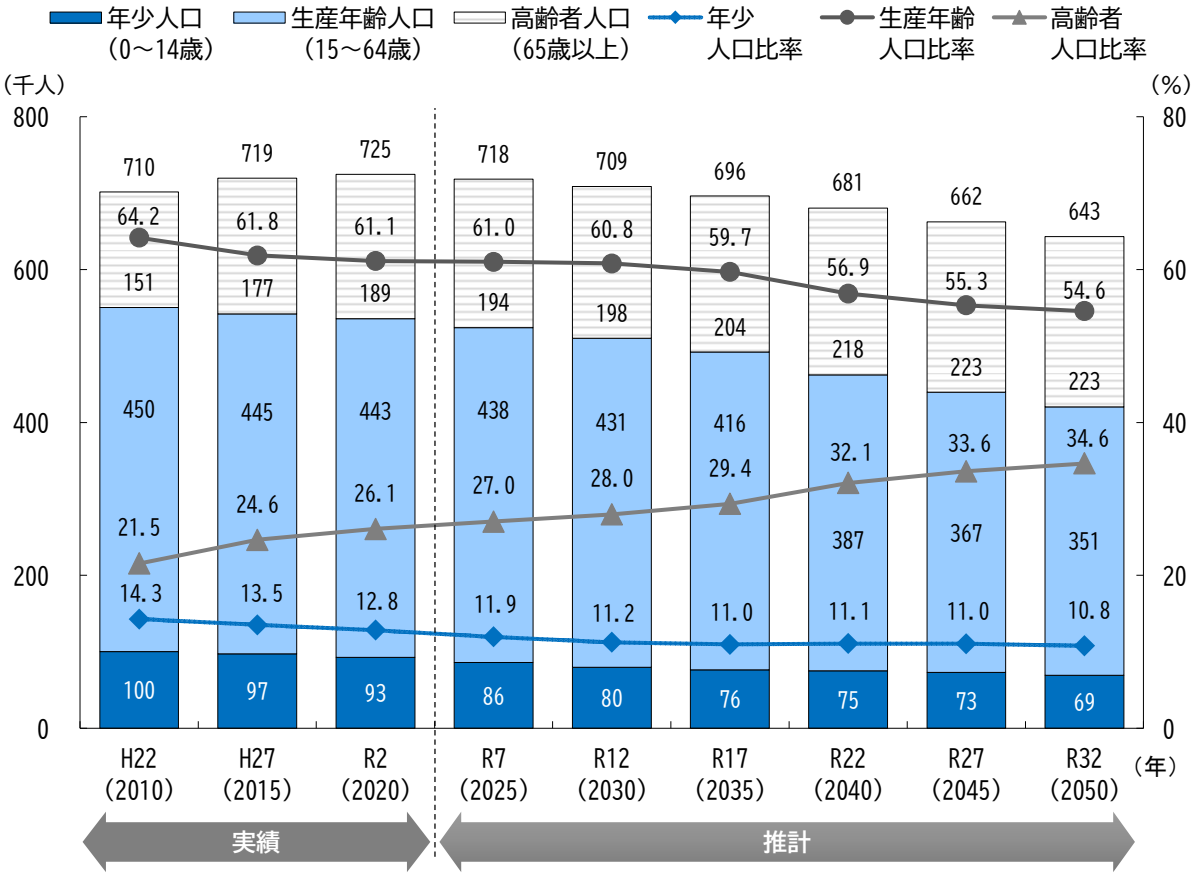

出典：岡山市第七次総合計画前期中期計画

※四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある（以下の各データも同様）

（2）高齢者人口の動向と今後の見通し

岡山市の高齢者人口は、令和２（2020）年の約18万９千人から、令和32（2050）年には約22万３千人となり、高齢化率は26.1％から34.6％に上昇する見込みです。

75歳以上の後期高齢者数は、令和32（2050）年には約13万９千人と大きく増加し、そのうち85歳以上の高齢者は、令和17（2035）年頃にピークに差し掛かかる見込みです。

【高齢化の推移･推計】

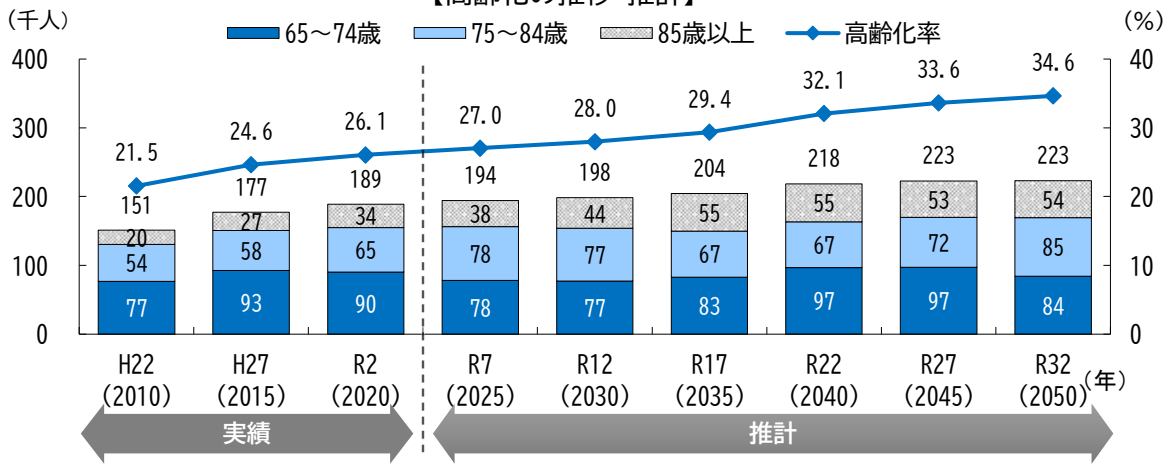

出典:令和2(2020)年までは総務省「国勢調査」
令和7(2025)年以降は国立社会保障･人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

40歳から64歳までの人口は令和7（2025）年をピークに減少しはじめ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には大きく減少し、65歳以上人口を下回る見込みです。

【65歳以上(第1号被保険者)の年齢5歳階級別人口及び
40～64歳(第2号被保険者)の推移･推計】

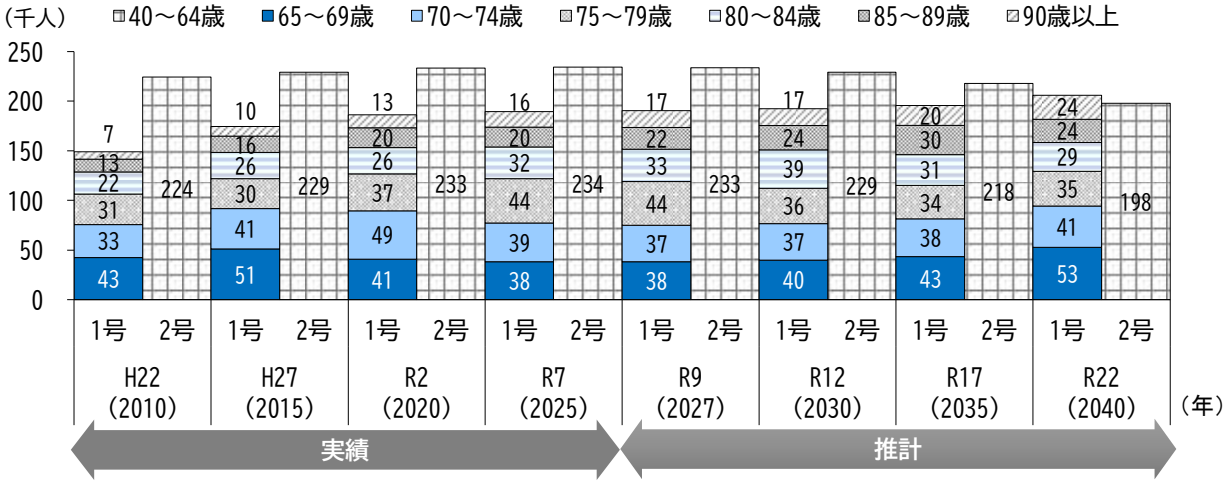

出典:令和7(2025)年までは住民基本台帳人口(各年9月末時点)、令和9(2027)年以降は岡山市独自推計

（3）高齢者の年齢階級別の要介護(要支援)認定率

要介護（要支援）認定率は年齢を重ねるほど高くなり、「70～74歳」では6.5%にとどまっていますが、「75～79歳」では13.3%、「80～84歳」では30.1%、「85～89歳」では54.5%と大きく上昇していきます。

また、要介護度は「90歳以上」で中・重度の占める比率が高くなります。

【年齢階級別の要介護(要支援)認定率】

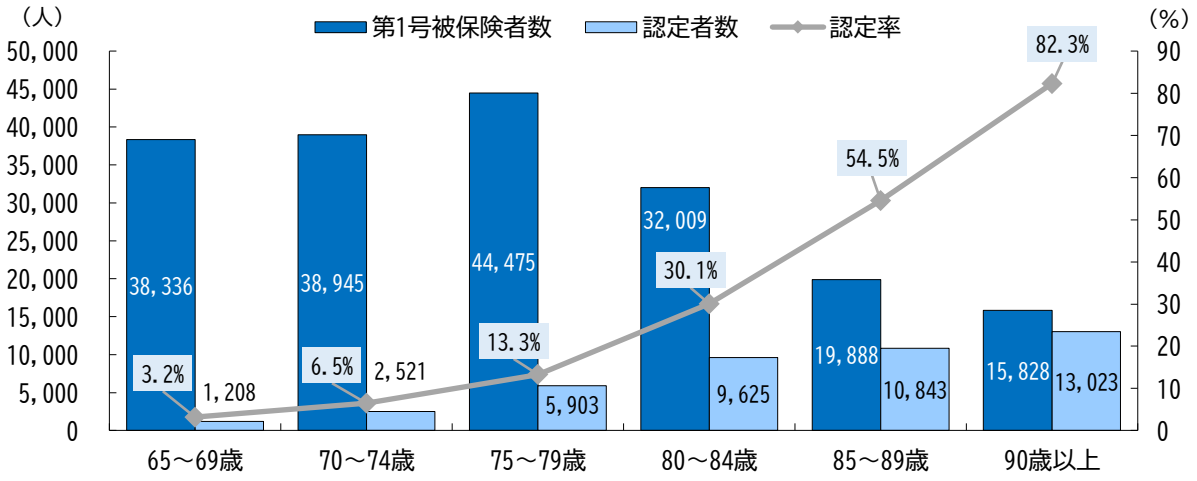

出典：第1号被保険者数は岡山市統計、認定者数は岡山市介護保険事業状況報告（令和7(2025)年9月分）

【65歳以上認定者の要介護度割合(年齢5歳階級別)】

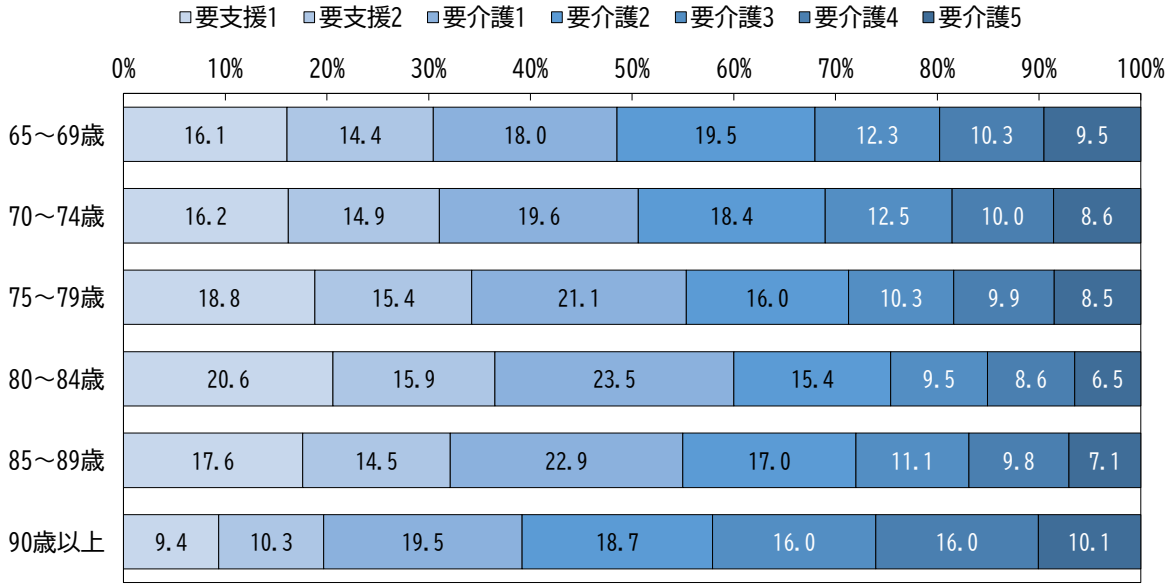

出典：岡山市介護保険事業状況報告(令和7(2025)年9月分)

（4）要介護(要支援)認定者・認定率の推移

岡山市の要介護（要支援）認定者数は年々増加しており、令和７（2025）年は43,812人となっており、平成12（2000）年の15,405人から約２万８千人増加しています。

また、要介護度は要介護１・２の人が最も多く、要支援１・２及び要介護１までの軽度の要介護（要支援）認定者数は大きく増加しています。

【要介護(要支援)認定者・認定率の推移】

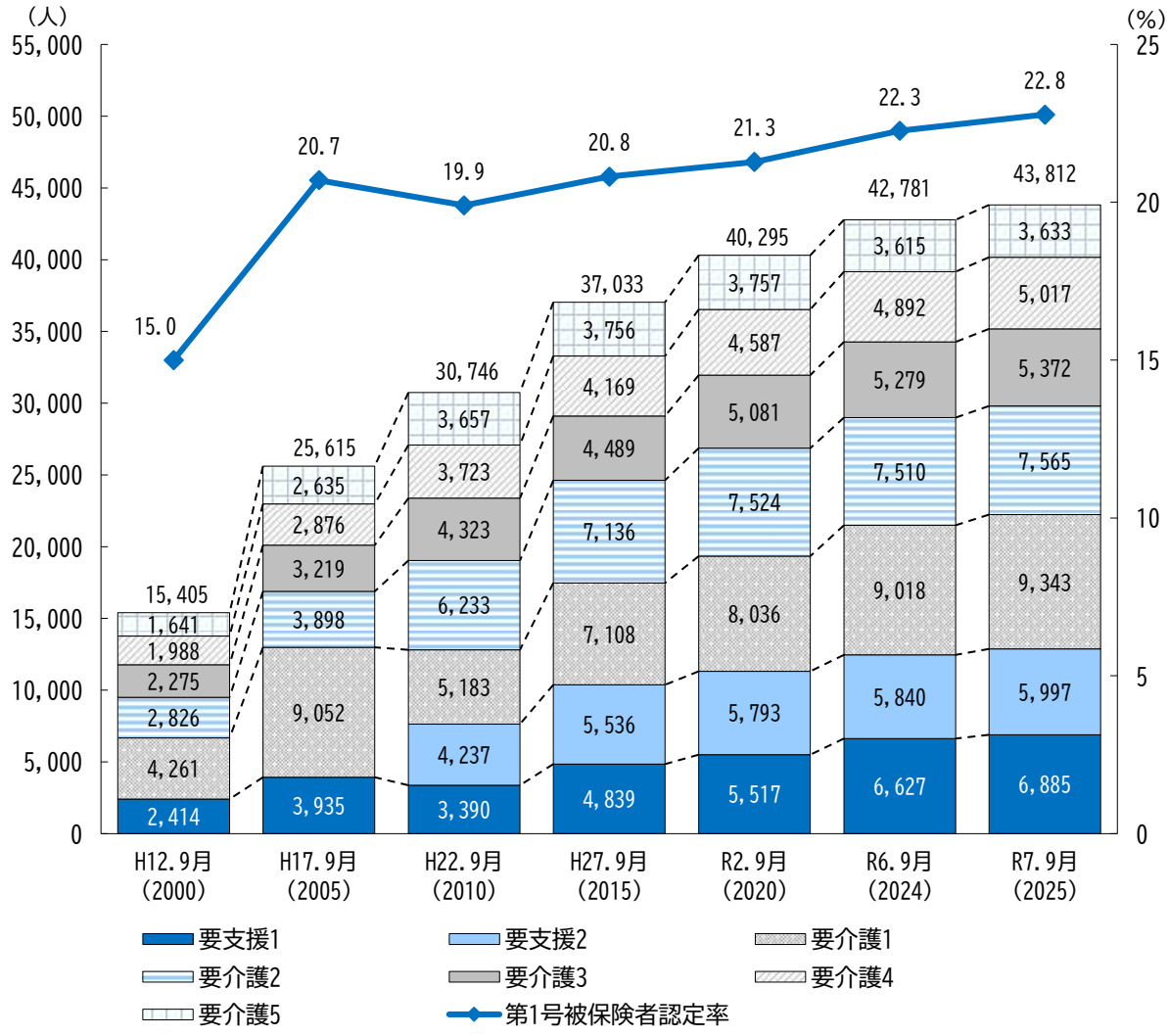

出典：岡山市介護保険事業状況報告（各年9月分）
※第1号被保険者認定率は、第1号被保険者における認定者数を第1号被保険者数で除したもの
※要介護(要支援)認定者には第2号被保険者数を含む

（5）高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の状況

岡山市の高齢者単身世帯は、令和７（2025）年時点で43,455人と平成17（2005）年からの20年間で約1.9倍に増加し、高齢者に占める割合も17.0%から22.7%になっています。

特に、75歳以上の高齢者単身世帯は令和７（2025）年に27,433人となり、平成17（2005）年からの20年間で約2.4倍に増加しています。

【高齢者単身世帯数の推移】

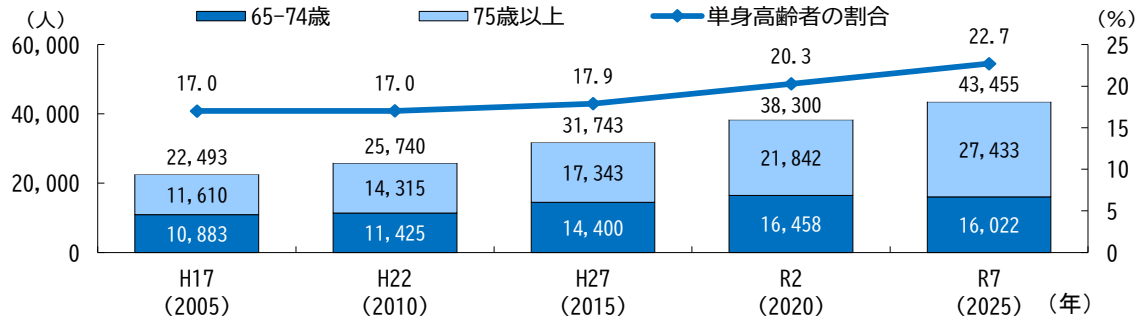

出典：総務省「国勢調査」

高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は、令和７（2025）年時点で合わせて79,789世帯であり、平成17（2005）年からの20年間で約1.7倍に増加しています。

【高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯数の推移】

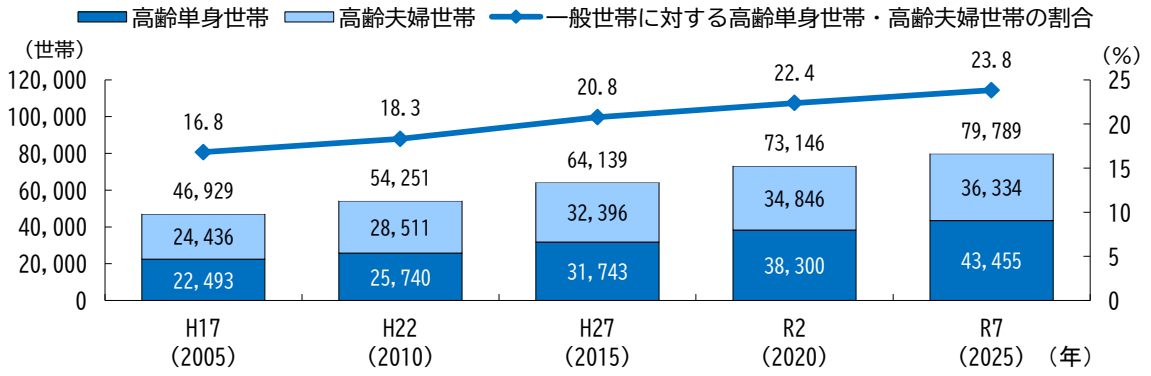

出典：総務省「国勢調査」

（6）認知症高齢者の状況

岡山市の認知症高齢者は、令和８（2026）年時点で約２万７千人（全高齢者の14.0%）であり、令和22（2040）年には約３万１千人（全高齢者の15.1%）に達する見込みです。また、正常と認知症との中間の状態の軽度認知障害（MCI）高齢者数は、令和８（2026）年時点で約２万９千人（全高齢者の15.5%）と推計され、令和22（2040）年には約３万１千万人（全高齢者の15.1%）に達する見込みです。

要介護度別でみると、認知症高齢者数は要介護１の人が最も多く、また、要介護度が上がるにつれ、中・重度の認知症の人の占める割合が高くなっています。

認知症有病率は加齢とともに上昇し、「80～84歳」からは、女性の認知症有病率が男性を上回り、85歳以上ではその差は大きくなっています。

【認知症高齢者数推計】

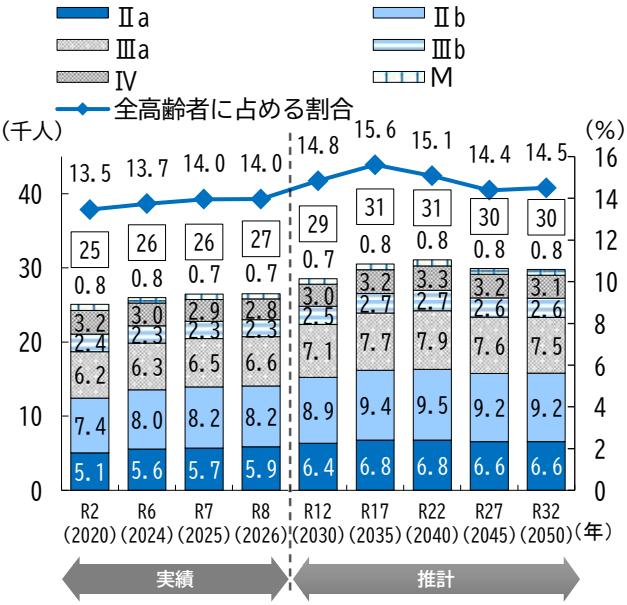

出典：令和8（2026）年までは岡山市介護認定データ（各年9月末）
令和12（2030）年以降は岡山市独自推計

【軽度認知障害（MCI）高齢者数推計】

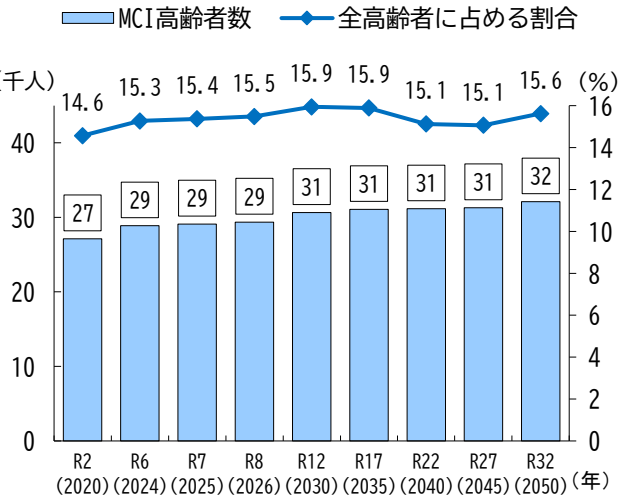

出典：岡山市独自推計

【要介護度別認知症高齢者数】

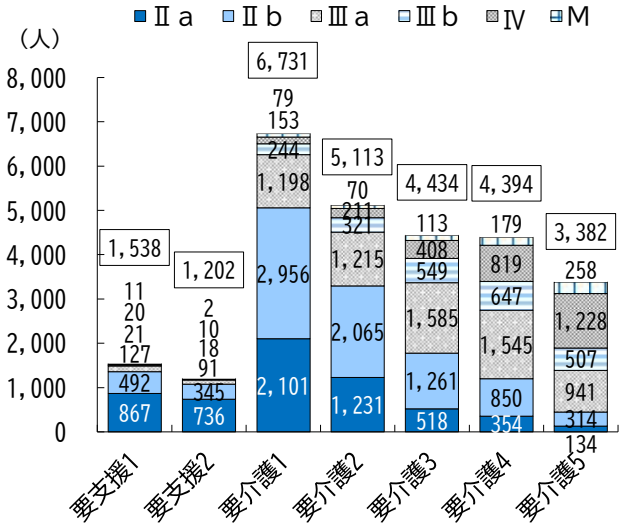

出典：岡山市介護認定データ（令和8（2026）年9月末）

【性別・年齢区分別認知症有病率】

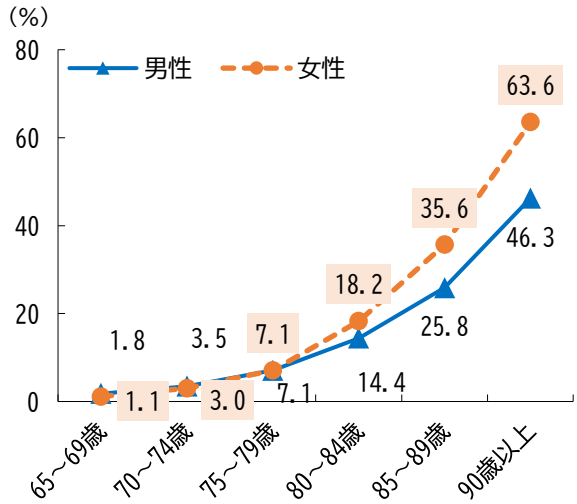

出典：岡山市介護認定データ（令和8（2026）年9月末）

認知症高齢者の日常生活自立度	
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる（道に迷うなど）
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる（ひとりで留守番ができないなど）
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする（着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかるなど）
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

2 介護サービス等の状況

（1）介護サービス利用状況

居宅介護サービスの利用者数は、年々増加しており、地域密着型サービスの利用者数は、令和５（2023）年に低下していますが、令和７（2025）年以降増加傾向で推移しています。施設介護サービスの利用者数については、ほぼ横ばいとなっています。

【介護サービス利用者の推移】

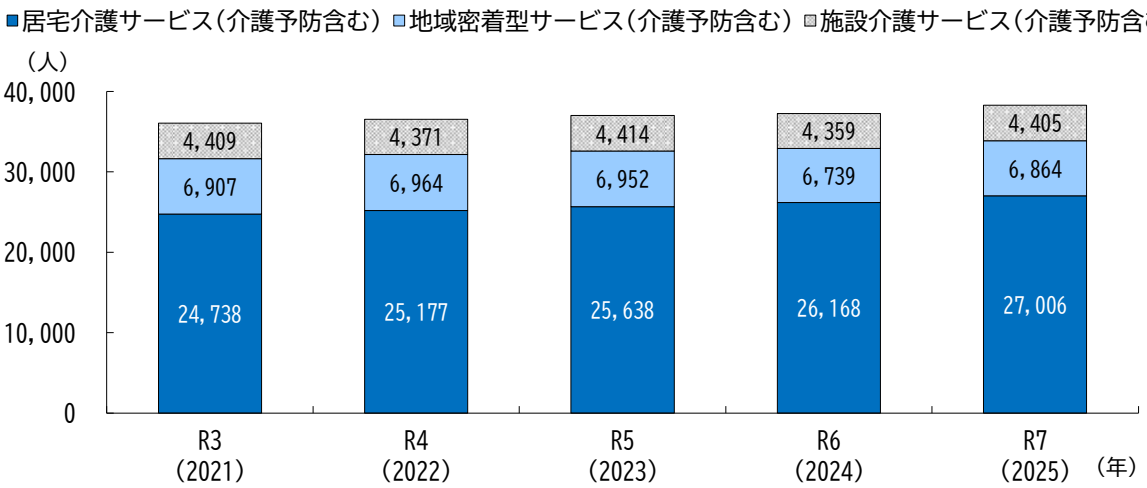

出典：岡山市介護保険事業状況報告（各年9月利用分）

（2）主な介護給付費の推移

介護給付費は、いずれのサービスも増加傾向で推移しています。

【主な介護給付費の推移】

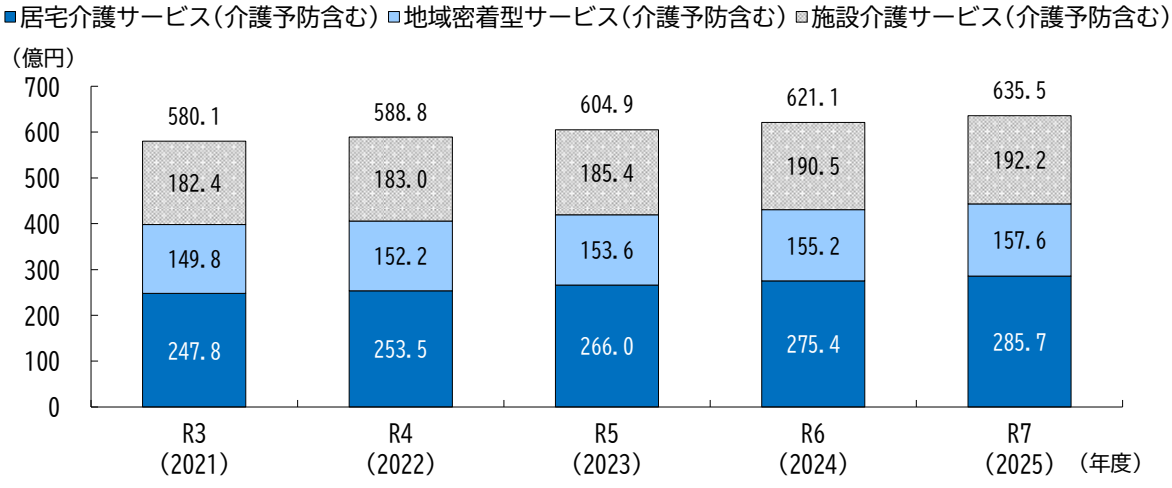

出典：岡山市決算資料

（3）サービス資源の推移

令和５（2023）年から令和８（2026）年にかけて、岡山市内の介護サービス別事業所数は以下のとおり推移しています。

【サービス別事業所数の推移】

サービス名（単位：事業所、人、戸）		第8期 （R5.9末）	第9期 （R8.9末）	増減 （第9期-第8期）
在宅系サービス	訪問介護	217	222	5
	訪問入浴介護	7	6	▲ 1
	訪問看護	111	130	19
	訪問リハビリテーション	8	6	▲2
	通所介護	163	159	▲ 4
	通所リハビリテーション	67	64	▲ 3
	短期入所生活介護	76	75	▲ 1
	短期入所療養介護	31	30	▲ 1
	福祉用具貸与	38	37	▲ 1
	特定福祉用具販売	37	36	▲ 1
	居宅介護支援	235	237	2
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14	17	3
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	19	11	▲8
	小規模多機能型居宅介護	71	71	0
	看護小規模多機能型居宅介護	4	7	3
	地域密着型通所介護	130	118	▲12

サービス名（単位：事業所、人、戸）		第8期 （R5.9末）	第9期 （R8.9末）	増減 （第9期-第8期）
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設	36 (2,348)	36 (2,348)	0 (0)
	介護老人保健施設	25 (2,242)	25 (2,242)	0 (0)
	介護療養病床	1 (11)	0 (0)	▲ 1 (▲ 11)
	介護医療院	4 (106)	5 (121)	1 (15)
	特定施設入居者生活介護	48 (2,112)	47 (2,082)	▲ 1 (▲ 30)
	認知症対応型共同生活介護	116 (1,741)	114 (1,736)	▲ 2 (▲ 5)
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	33 (957)	34 (986)	1 (29)
	（参考）サービス付き高齢者向け住宅	67 (2,153)	70 (2,205)	3 (52)

※施設・居住系サービスの(　)内は定員数(サービス付き高齢者向け住宅は戸数)
※「みなし事業所」は計上していない

3 日常生活圏域別の高齢化等の状況

（1）北区中央

岡北が高齢化率28.4%、後期高齢化率16.8%と、ともに最も高く、次いで岡山中央、岡輝が高い。

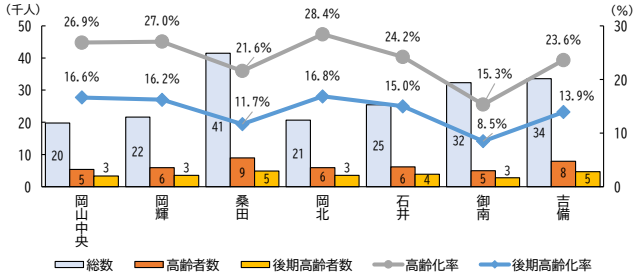

認定率は岡輝が26.9%と最も高く、次いで石井が高い。御南が20.1%と最も低い。

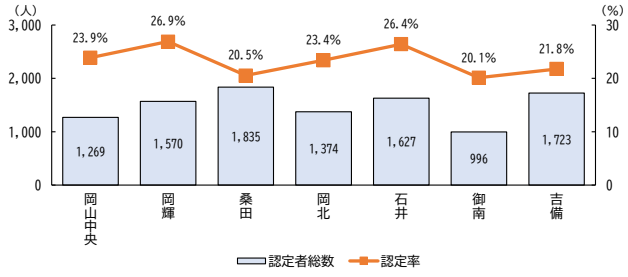

圏域（中学校区）	総数	高齢者（65歳以上）		後期高齢者（75歳以上）		要介護（要支援）認定者（人）								認定率（%）
		人口（人）	構成比（%）	75歳以上	構成比	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計	
岡山中央	19,775	5,314	26.9%	3,287	16.6%	180	204	285	207	131	164	98	1,269	23.9%
岡輝	21,581	5,837	27.0%	3,496	16.2%	307	191	313	238	174	206	141	1,570	26.9%
桑田	41,468	8,942	21.6%	4,833	11.7%	342	239	406	303	191	215	139	1,835	20.5%
岡北	20,670	5,873	28.4%	3,479	16.8%	158	215	305	241	171	166	118	1,374	23.4%
石井	25,451	6,158	24.2%	3,815	15.0%	253	204	334	318	203	186	129	1,627	26.4%
御南	32,349	4,949	15.3%	2,735	8.5%	176	130	190	169	134	125	72	996	20.1%
吉備	33,548	7,919	23.6%	4,665	13.9%	230	263	406	305	195	193	131	1,723	21.8%
小計	194,842	44,992	23.1%	26,310	13.5%	1,646	1,446	2,239	1,781	1,199	1,255	828	10,394	23.1%

（2）北区北

建部が高齢化率46.4%、後期高齢化率30.1%と、ともに最も高く、次いで足守、御津が高い。

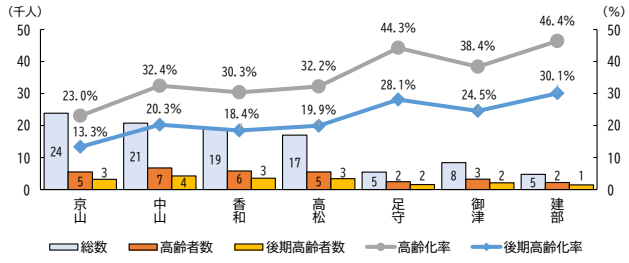

認定率は足守が27.8%と最も高く、次いで建部、御津が高い。香和が22.5%と最も低い。

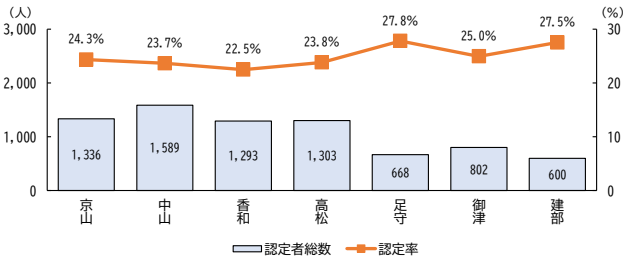

圏域（中学校区）	総数	高齢者（65歳以上）		後期高齢者（75歳以上）		要介護（要支援）認定者（人）								認定率（%）
		人口（人）	構成比（%）	75歳以上	構成比	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計	
京山	23,841	5,487	23.0%	3,174	13.3%	222	160	322	220	158	160	94	1,336	24.3%
中山	20,716	6,717	32.4%	4,195	20.3%	280	221	368	256	189	166	109	1,589	23.7%
香和	18,946	5,749	30.3%	3,490	18.4%	221	167	280	210	156	150	109	1,293	22.5%
高松	16,976	5,464	32.2%	3,378	19.9%	212	218	293	226	132	133	89	1,303	23.8%
足守	5,421	2,401	44.3%	1,523	28.1%	83	110	145	107	98	75	50	668	27.8%
御津	8,378	3,214	38.4%	2,056	24.5%	141	79	153	139	125	98	67	802	25.0%
建部	4,693	2,179	46.4%	1,412	30.1%	66	70	95	145	99	76	49	600	27.5%
小計	98,971	31,211	31.5%	19,228	19.4%	1,225	1,025	1,656	1,303	957	858	567	7,591	24.3%

（3）中区

富山が高齢化率31.7%、後期高齢化率20.2%と、ともに最も高く、次いで東山、竜操、高島が高い。

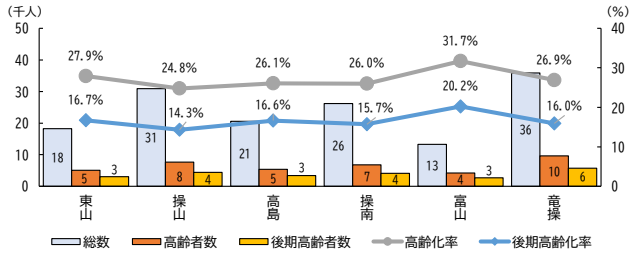

認定率は高島が24.9%と最も高い。一方、竜操が21.2%と最も低い。

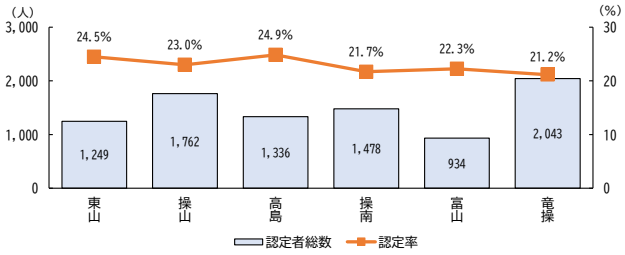

圏域（中学校区）	総数	高齢者（65歳以上）		後期高齢者（75歳以上）		要介護（要支援）認定者（人）								認定率（%）
		人口（人）	構成比（%）	75歳以上	構成比	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計	
東山	18,244	5,097	27.9%	3,053	16.7%	208	191	262	218	125	156	89	1,249	24.5%
操山	30,920	7,660	24.8%	4,427	14.3%	296	272	329	322	205	171	167	1,762	23.0%
高島	20,600	5,373	26.1%	3,426	16.6%	181	227	216	271	182	148	111	1,336	24.9%
操南	26,190	6,806	26.0%	4,120	15.7%	249	201	288	243	178	186	133	1,478	21.7%
富山	13,239	4,197	31.7%	2,679	20.2%	146	134	198	150	103	118	85	934	22.3%
竜操	35,836	9,643	26.9%	5,717	16.0%	379	271	424	346	242	239	142	2,043	21.2%
小計	145,029	38,776	26.7%	23,422	16.1%	1,459	1,296	1,717	1,550	1,035	1,018	727	8,802	22.7%

（4）東区

山南学園が高齢化率45.1%、後期高齢化率29.2%と、ともに最も高い。一方、旭東がともに最も低い。

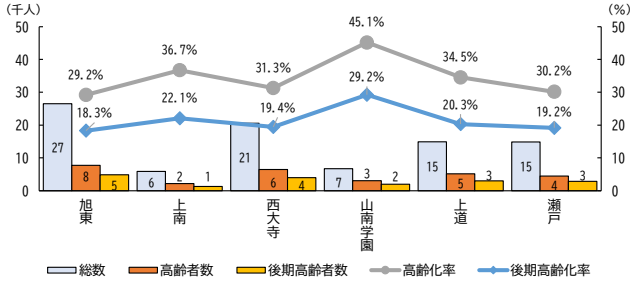

認定率は山南学園が25.1%と最も高く、次いで西大寺、瀬戸が高い。一方、上道が19.0%と最も低い。

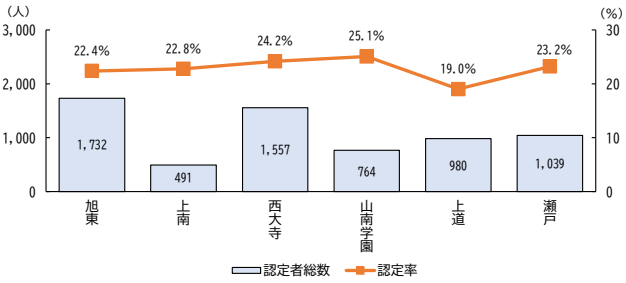

圏域（中学校区）	総数	高齢者（65歳以上）		後期高齢者（75歳以上）		要介護（要支援）認定者（人）								認定率（%）
		人口（人）	構成比（%）	75歳以上	構成比	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計	
旭東	26,516	7,734	29.2%	4,855	18.3%	312	249	428	252	208	152	131	1,732	22.4%
上南	5,873	2,156	36.7%	1,296	22.1%	80	63	111	73	53	58	53	491	22.8%
西大寺	20,585	6,439	31.3%	3,997	19.4%	261	189	384	215	179	195	134	1,557	24.2%
山南学園	6,755	3,049	45.1%	1,974	29.2%	120	118	168	106	79	96	77	764	25.1%
上道	14,923	5,153	34.5%	3,028	20.3%	127	176	211	145	118	121	82	980	19.0%
瀬戸	14,847	4,477	30.2%	2,844	19.2%	125	166	227	134	142	156	89	1,039	23.2%
小計	89,499	29,008	32.4%	17,994	20.1%	1,025	961	1,529	925	779	778	566	6,563	22.6%

（5）南区西

灘崎が高齢化率35.5%、後期高齢化率21.0%と、ともに最も高い。一方、福田がともに最も低い。

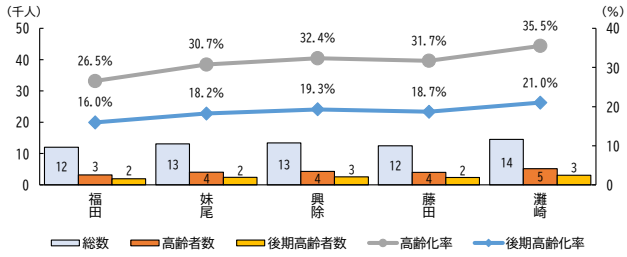

認定率は灘崎が22.0%と最も高い。一方、福田が20.6%と最も低い。

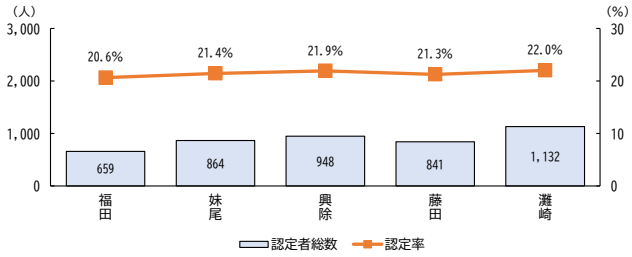

圏域（中学校区）	総数	高齢者（65歳以上）		後期高齢者（75歳以上）		要介護（要支援）認定者（人）								認定率（%）
		人口（人）	構成比（%）	75歳以上	構成比	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計	
福田	12,033	3,193	26.5%	1,921	16.0%	75	83	162	135	94	58	52	659	20.6%
妹尾	13,113	4,031	30.7%	2,391	18.2%	113	111	220	157	107	92	64	864	21.4%
興除	13,352	4,321	32.4%	2,576	19.3%	161	111	207	164	131	108	66	948	21.9%
藤田	12,471	3,954	31.7%	2,332	18.7%	129	112	186	160	108	87	59	841	21.3%
灘崎	14,475	5,142	35.5%	3,042	21.0%	198	143	247	190	121	126	107	1,132	22.0%
小計	65,444	20,641	31.5%	12,262	18.7%	676	560	1,022	806	561	471	348	4,444	21.5%

（6）南区南

光南台が高齢化率36.7%、後期高齢化率23.2%と、ともに最も高い。一方、芳田がともに最も低い。

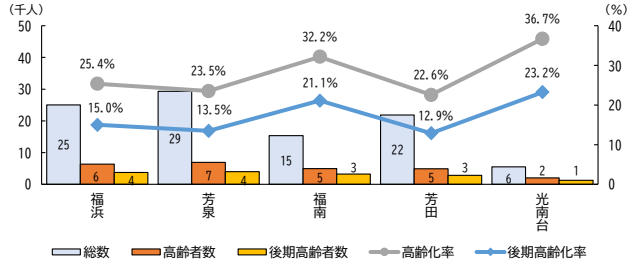

認定率は光南台が25.3%と最も高く、次いで福南、芳田が高い。一方、芳泉が21.1%と最も低い。

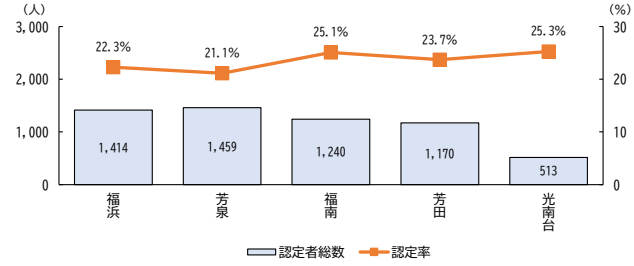

圏域（中学校区）	総数	高齢者（65歳以上）		後期高齢者（75歳以上）		要介護（要支援）認定者（人）								認定率（%）
		人口（人）	構成比（%）	75歳以上	構成比	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計	
福浜	25,049	6,351	25.4%	3,759	15.0%	238	202	272	270	176	143	113	1,414	22.3%
芳泉	29,333	6,904	23.5%	3,959	13.5%	261	222	275	255	164	152	130	1,459	21.1%
福南	15,384	4,948	32.2%	3,247	21.1%	227	190	271	209	149	110	84	1,240	25.1%
芳田	21,894	4,939	22.6%	2,823	12.9%	177	153	264	224	155	115	82	1,170	23.7%
光南台	5,535	2,031	36.7%	1,286	23.2%	96	63	109	75	74	50	46	513	25.3%
小計	97,195	25,173	25.9%	15,074	15.5%	999	830	1,191	1,033	718	570	455	5,796	23.0%

※総数：令和8（2026）年9月末住民基本台帳人口
※要介護（要支援）認定者数：令和8（2026）年9月末岡山市介護認定データ（第1号被保険者のみ）
※高齢化率：総数に占める65歳以上人口の割合　後期高齢化率：総数に占める75歳以上人口の割合

（7）介護施設等の整備状況

【日常生活圏域（中学校区）別の介護施設等の整備状況（指定事業所数のみ）】

福祉区		中学校区	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	居宅介護支援
1	北区中央（7）	1 岡山中央	6	0	3	2	4	2	2	2	2	0	0	9
		2 岡輝	13	0	7	0	7	3	2	3	0	1	1	12
		3 桑田	21	1	14	0	8	5	3	2	1	7	7	19
		4 岡北	6	0	2	0	4	2	0	2	0	1	1	4
		5 石井	13	0	7	0	9	2	2	3	0	0	0	11
		6 御南	15	0	12	0	6	7	3	1	0	2	2	9
		7 吉備	6	1	1	0	5	6	1	2	0	2	2	6
2	北区北（7）	8 京山	3	0	5	0	4	2	2	2	3	0	0	4
		9 中山	6	0	1	1	6	1	4	1	2	0	0	8
		10 香和	5	0	2	1	3	0	1	4	1	0	0	3
		11 高松	5	0	2	1	4	3	4	2	2	0	0	5
		12 足守	0	0	0	0	2	0	3	3	3	0	0	3
		13 御津	1	0	1	0	1	6	1	3	0	0	0	5
		14 建部	2	0	1	1	4	1	1	3	1	0	0	7
3	中区（6）	15 東山	7	0	8	0	5	2	1	1	0	1	1	4
		16 操山	7	0	5	0	8	5	2	2	0	1	1	12
		17 高島	7	0	2	1	5	2	3	3	0	2	2	4
		18 操南	5	0	5	0	4	4	4	2	1	1	1	10
		19 富山	3	0	3	0	3	4	0	2	0	0	0	3
		20 竜操	9	0	6	0	6	8	2	2	1	0	0	8
4	東区（6）	21 旭東	4	1	1	0	8	4	2	2	1	0	0	4
		22 上南	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	2
		23 西大寺	13	1	7	0	5	7	3	2	4	2	2	12
		24 山南学園	2	0	0	0	3	1	2	2	1	0	0	3
		25 上道	3	0	1	0	3	3	1	2	0	0	0	9
		26 瀬戸	5	0	4	0	4	0	3	2	1	0	0	7
5	南区西（5）	27 福田	3	0	3	0	2	4	1	2	1	0	0	3
		28 妹尾	3	0	3	1	3	2	1	2	1	1	1	4
		29 興除	1	0	1	0	2	3	3	2	1	0	0	5
		30 藤田	4	0	2	0	1	2	1	1	0	1	1	4
		31 灘崎	1	0	2	0	4	4	2	1	1	1	1	5
6	南区南（5）	32 福浜	12	2	5	0	7	6	0	3	0	1	1	5
		33 芳泉	13	0	3	0	6	2	0	2	0	3	3	8
		34 福南	3	0	5	0	1	3	3	1	2	2	2	6
		35 芳田	13	0	8	0	9	6	1	3	0	7	6	13
		36 光南台	1	0	0	0	1	3	0	2	0	1	1	1
合計			221	6	132	8	159	117	64	75	30	37	36	237

※令和8（2026）年10月1日時点担当課調べ
※予防サービス含む

福祉区		中学校区		介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護
1	北区中央（7）	1	岡山中央	1	0	2	0	0	3	1	1	0	0	2	0
		2	岡輝	2	1	0	0	1	1	3	0	0	1	1	0
		3	桑田	1	1	1	0	0	3	3	1	0	0	2	0
		4	岡北	1	1	0	0	0	1	3	1	0	0	3	0
		5	石井	1	1	0	0	0	1	2	1	0	0	5	1
		6	御南	1	1	0	0	0	3	4	1	0	0	2	0
		7	吉備	1	1	0	0	0	2	5	1	0	0	3	2
2	北区北（7）	8	京山	1	1	1	0	1	2	2	0	0	1	3	1
		9	中山	0	1	2	0	0	0	5	1	0	0	2	0
		10	香和	2	1	1	0	0	1	2	0	0	0	2	0
		11	高松	1	1	2	0	0	0	5	1	0	0	5	0
		12	足守	2	1	2	0	1	1	4	0	0	0	1	0
		13	御津	2	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0
		14	建部	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0	1	0
3	中区（6）	15	東山	0	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1
		16	操山	0	1	0	0	0	4	3	1	0	1	1	0
		17	高島	1	2	0	0	0	2	3	1	0	0	3	1
		18	操南	1	1	1	0	1	0	3	0	0	2	3	0
		19	富山	1	1	0	0	0	0	2	0	0	1	3	0
		20	竜操	1	1	1	0	0	1	3	1	0	1	4	0
4	東区（6）	21	旭東	1	1	1	0	0	0	4	1	0	1	0	0
		22	上南	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0
		23	西大寺	1	1	3	0	1	6	4	0	0	0	3	0
		24	山南学園	2	0	1	0	0	1	2	0	0	0	1	0
		25	上道	2	1	0	0	0	2	6	1	0	0	2	0
		26	瀬戸	1	1	1	0	0	0	4	0	0	0	2	0
5	南区西（5）	27	福田	1	1	1	0	0	0	3	0	0	0	1	0
		28	妹尾	1	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0
		29	興除	1	1	1	0	0	3	3	0	0	0	3	0
		30	藤田	0	1	0	0	0	1	2	0	0	1	1	0
		31	灘崎	1	0	1	0	0	0	6	2	0	0	1	0
6	南区南（5）	32	福浜	1	1	0	0	0	0	3	1	0	0	1	1
		33	芳泉	1	1	0	0	0	2	3	0	0	2	5	0
		34	福南	0	1	1	0	0	1	3	1	0	0	2	0
		35	芳田	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0
		36	光南台	1	1	0	0	0	1	4	0	0	1	0	0
合計				36	34	25	0	5	47	114	17	0	12	71	7

4 高齢者実態把握調査結果等を踏まえた現状と課題

岡山市の高齢者を取り巻く状況及び岡山市高齢者実態把握調査結果等を踏まえ、施策分野ごとの現状と課題を整理しました。

岡山市高齢者実態把握調査の実施内容

種別	調査対象	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和7(2025)年7月31日現在、65歳以上で要介護認定を受けていない高齢者と要支援1・2の認定を受けている高齢者	4,511件
在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている高齢者のうち、認定更新申請に基づき、実施期間中に認定調査を行った者	700件
在宅生活改善調査	市内の居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所	234件
居所変更実態調査	居住系介護サービス提供事業所・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	273件
介護人材実態調査	サービス提供事業所・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	995件

施策分野1 高齢者が活躍できる環境づくり

日本老年学的評価研究機構の全国調査に基づく千葉大学の分析結果によると、就労している人の方が、健康寿命喪失リスクや死亡リスク等が低く、社会参加が多い人ほど生きがいが生まれ、要介護リスクが抑制される傾向がみられます。

岡山市高齢者実態把握調査では、「これまで就労したことがない」又は「就労していない」と回答した人のうち、「収入のある仕事をしたいと思う」と回答した人が約17%いることから、高齢者のニーズを踏まえた就労支援の充実や幅広い業種の求人企業開拓が必要です。

地域活動に「是非参加したい」又は「参加してもよい」と考えている人が約42%いることから、高齢者の楽しみや生きがいにつながる活動の場（地域活動）の支援を継続するほか、参加意向のある人が活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

【収入のある仕事への就労意向(認定状況別)】

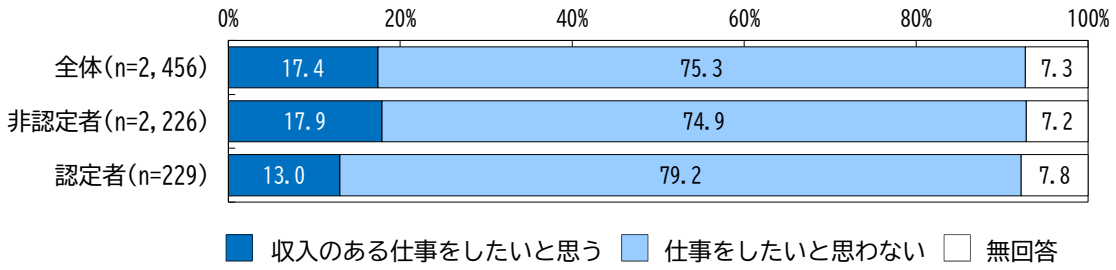

出典:岡山市高齢者実態把握調査

【地域活動への参加者としての参加意向】

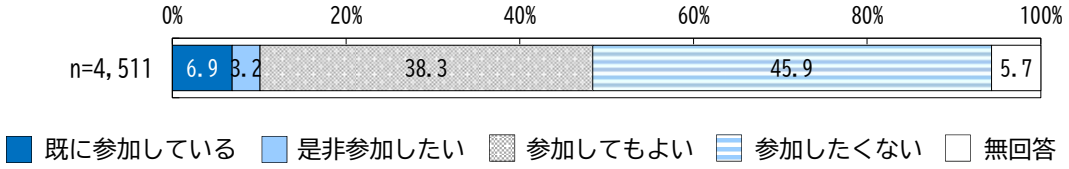

出典:岡山市高齢者実態把握調査

施策分野2 支え合いの地域社会づくり

単身高齢者の増加や高齢者を取り巻く課題の複雑化・多様化、地域でのつながりの希薄化などが予想されます。

複合的な課題などを抱える世帯や社会的に孤立している高齢者への継続的な支援が必要です。

介護保険等の公的サービスではカバーできない様々な日常生活上の困りごと等に関して、地縁団体や民生委員・児童委員などが支え合い活動を担ってきましたが、担い手不足や参加者の高齢化への対応が必要です。

岡山市高齢者実態把握調査では、自分ができる地域の支え合いの活動として、「見守り・声かけ」「ゴミ出し」が上位である一方で、要支援認定者の介護サービス以外で利用したい支援として、「外出同行」「移送サービス」「買い物」「ゴミ出し」が上位です。支え合い活動において意欲のある人が活躍できるよう、地域の実情に合った活動の創出と生活支援ニーズとのマッチングを図ることが必要です。

【自分ができる地域の支え合いの活動】

（上位5項目）

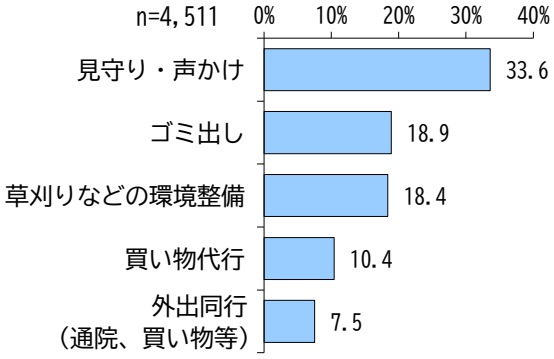

【介護サービス以外で利用したい支援(要支援)】

（上位5項目）

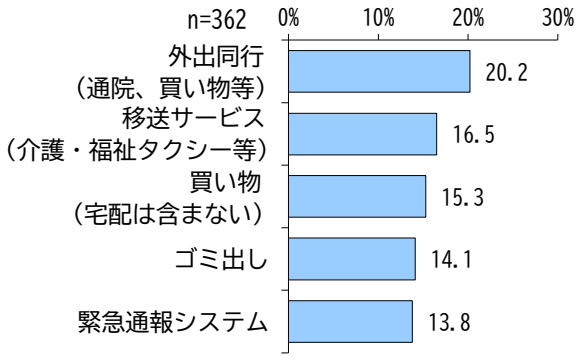

出典:岡山市高齢者実態把握調査

施策分野3 健康寿命を延伸する健康づくりの推進

岡山市民の平均寿命は男女ともに全国平均を上回っていますが、健康寿命は、令和４（2022）年時点で男性72.30歳、女性74.31歳となっており、男性は全国平均の72.57歳よりも0.27歳低く、女性は全国平均の75.45歳よりも1.14歳低くなっています。

生活の質の向上や医療・介護給付費の抑制のためには、平均寿命と健康寿命との差の縮小が必要です。

個人への望ましい生活習慣の働きかけとともに、健康づくりを地域全体で推進する環境整備が重要です。

「身体活動・運動」「栄養・食生活」「社会参加」を軸とした、健康につながる活動への後押しが必要です。

【健康寿命と平均寿命の差】

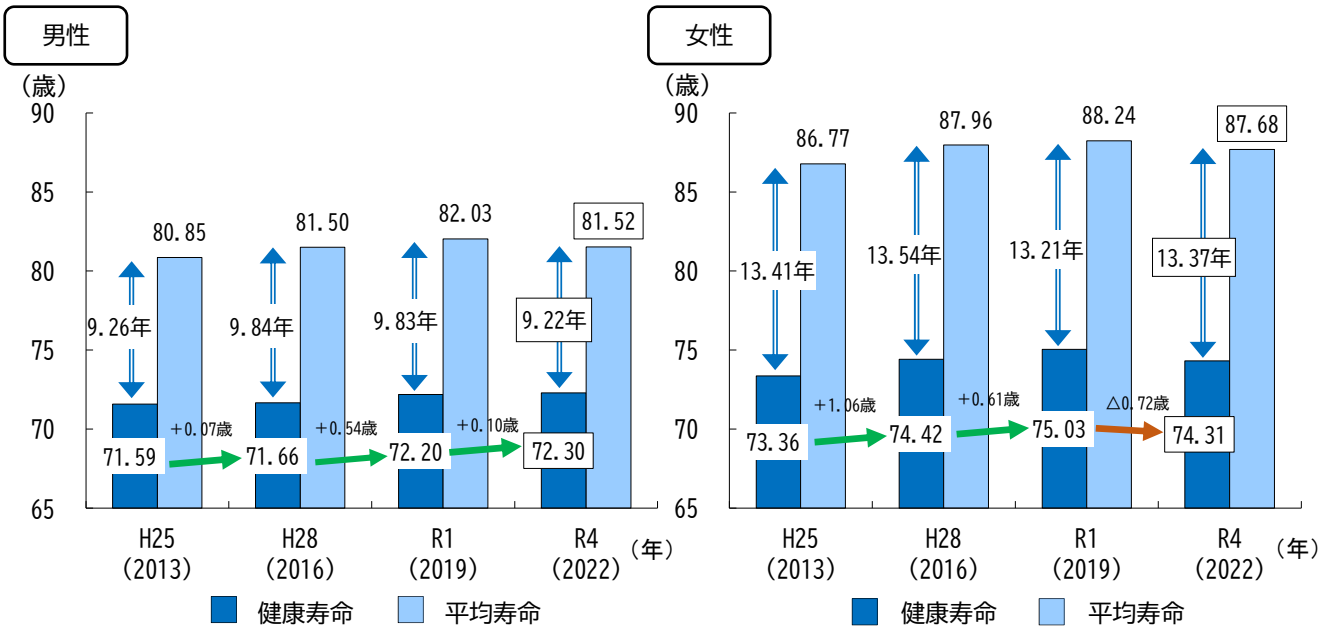

出典：岡山市の値は「厚生労働行政推進調査事業費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）分担研究報告書」
全国の値は令和６（2024）年12月20日「厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 第４回 健康日本21（第三次）推進専門委員会資料」

施策分野4 状態の改善につながる介護予防・生活支援サービス等の提供

岡山市高齢者実態把握調査では、フレイルの認知度について、フレイルという言葉を知っていると回答した人は約51％で、内容も知っている人は約23％、また、フレイル健康チェックをはじめとした生活機能評価を受けたことがあると回答した人は約12％であることから、フレイルに関する知識や予防の必要性について、より一層の周知啓発が必要です。

外出頻度が週１回以下の人はフレイル該当者で38％、プレフレイル該当者で約14％と、健康な人（約4％）に比べて高く、要介護リスクやフレイルリスクが高まることが懸念されることから、人や地域とつながりを持つための支援が必要です。

聞こえづらさを感じている人は、半数を超え、そのうち、補聴器購入につながっている人は約16%と低調です。難聴は、日常生活や社会生活に支障をきたすことから、正しい知識の普及啓発、早期の受診や補聴器の装用につながる支援が必要です。

介護人材が不足する中、住民主体の生活支援活動など、多様な主体による生活支援サービスを充実させることが必要です。

【フレイルの認知度】

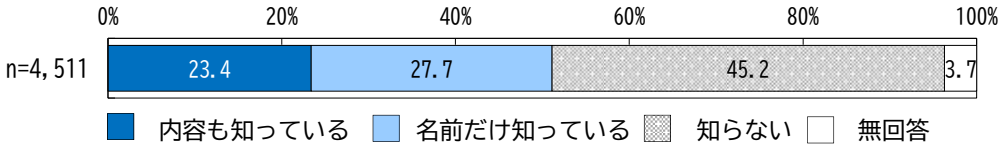

【生活機能評価を受けた経験の有無】

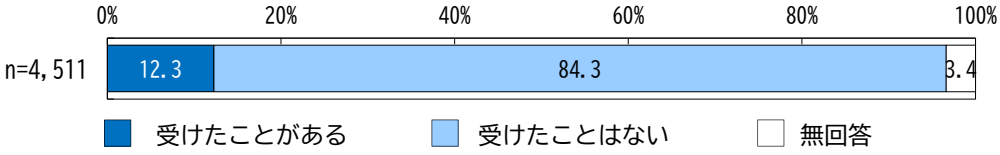

【外出頻度(フレイル該当状況別)】

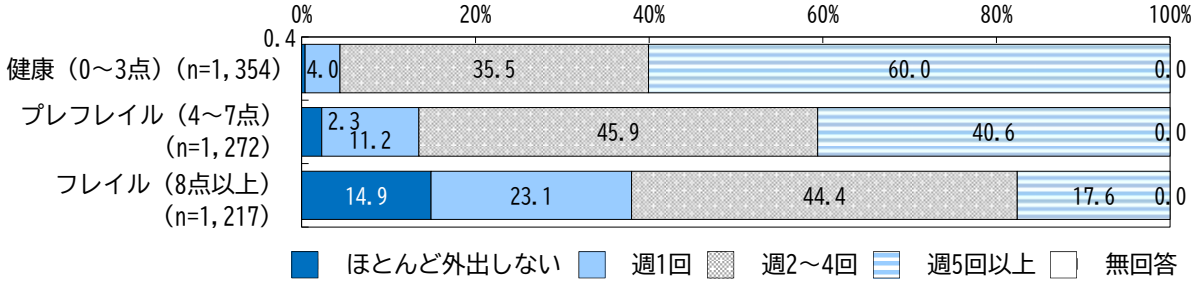

【聞こえの状況(聞こえづらさを感じること)】

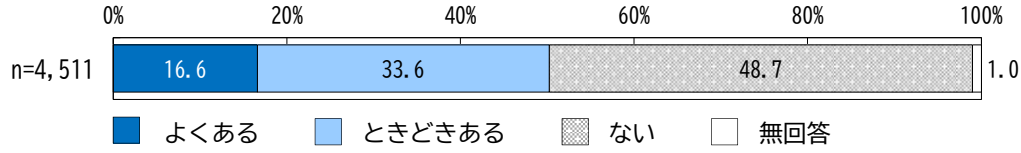

【補聴器の保有状況】

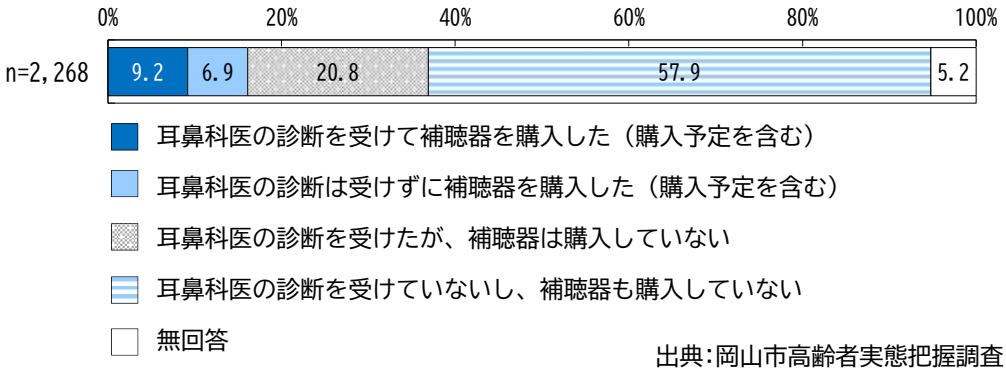

出典:岡山市高齢者実態把握調査

施策分野5 在宅医療・介護連携の推進

令和６（2024）年の岡山市の医師の平均年齢は病院が45.6歳、診療所が60.8歳であり、病院と比べて診療所の医師の高齢化が進み、およそ４人に１人が70歳以上となっています。特に周辺部では、医師の高齢化に伴う診療所の閉院等によって在宅医療の担い手が不足している傾向があります。

在宅医療のニーズや複合的課題を抱える患者の増加に対応するため、医療・介護のさらなる連携強化が必要です。

岡山市での死亡場所に関する統計（令和５（2023）年）では、自宅で最期を迎えた高齢者の割合は約16%となっている一方で、岡山市高齢者実態把握調査では、自宅での終末期を望む割合が約42%であり、本人の希望する看取りのあり方と現状との間には依然として大きな差がみられます。

人生会議（ACP）を知っている高齢者の割合は約４％と低く、また人生会議（ACP）を知っている高齢者のうち、人生会議（ACP）について他者と話し合ったことがあるのは約40%であり、実際の取組につながっていない現状です。

【終末期を過ごしたい場所】

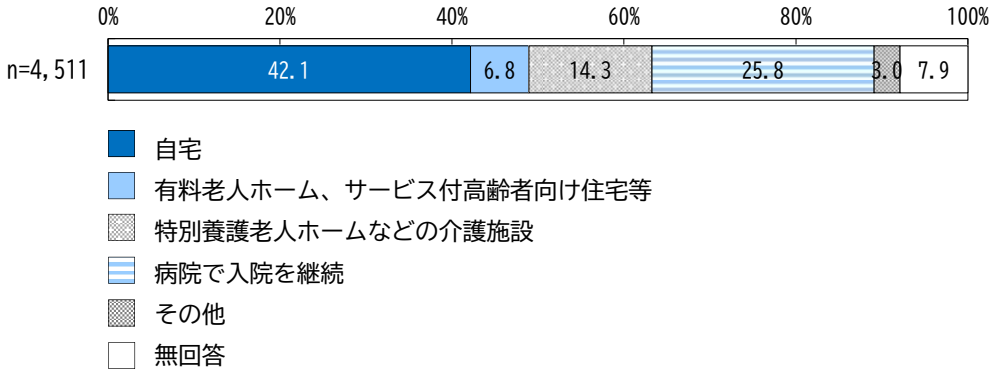

【人生会議(ACP)の認知度】

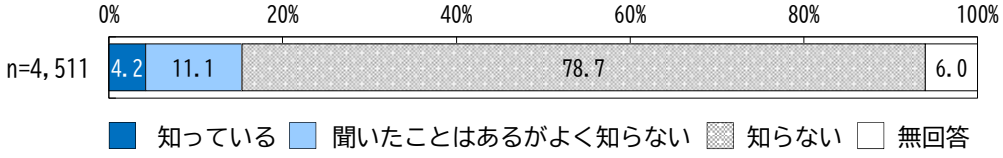

【人生会議(ACP)について他者との話し合いの有無】

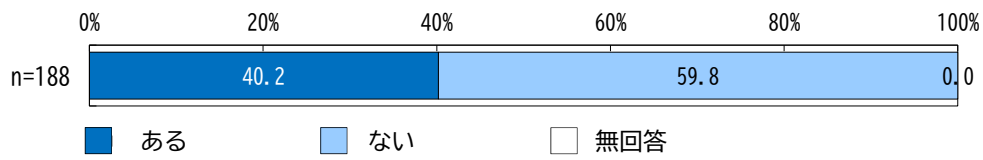

出典：岡山市高齢者実態把握調査

施策分野6 認知症施策の推進

市の認知症高齢者数は、令和８（2026）年の約2万7千人から令和22（2040）年には約3万1千人に達すると推計されています。

岡山市高齢者実態把握調査では、認知症に関する相談窓口について「知らない」と回答した人の割合は約70%、認知症に関する取組について「知らない」と回答した人の割合は約76%となっており、認知症に関する相談窓口や取組の認知度の向上が必要です。

認知症に対するイメージについて、認知症になると今までどおりの生活ができなくなるという考え方が約44%を占めていることから、国の「新しい認知症観」を広めるためにも、引き続き認知症に関する正しい知識の普及啓発が必要です。

介護者の不安の解消に必要な支援として、「電話や訪問による相談支援」、「地域の人等の日常的な声掛けや見守り」、「介護に関する知識・制度が学べる講座」が上位に挙がっていることから、認知症の人（若年性認知症の人を含む）やその家族への支援の充実が必要です。

認知症の人の支援にあたり必要な介護保険サービス以外の資源として、「馴染みの人によるちょっとした生活上の支援」、「ボランティアによるちょっとした生活上の支援」、「地域でのつどいの場（サロンなど）」が上位に挙がっていることから、認知症の人（若年性認知症の人を含む）やその家族の居場所づくりや本人発信・本人参画を進めていくことが必要です。

【認知症に関する相談窓口の認知度】

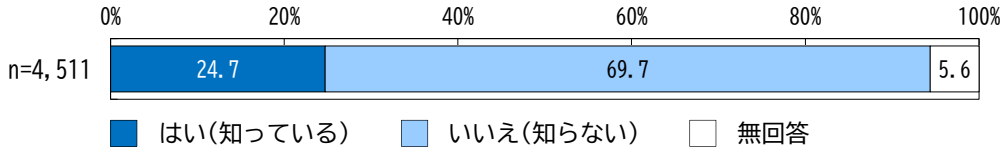

【岡山市の認知症に関する取組の認知状況】

	回答数	もの忘れ相談会	認知症サポーター養成講座	認知症サポート医・認知症かかりつけ医	認知症疾患医療センター	認知症コールセンター	チームオレンジ	認知症伴走型支援事業	初期集中支援チーム	認知症ピアサポート活動	その他	知らない	無回答
全体	4,511	7.2%	5.3%	4.9%	4.2%	1.9%	1.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	75.5%	9.1%

出典:岡山市高齢者実態把握調査

【認知症に対するイメージ】

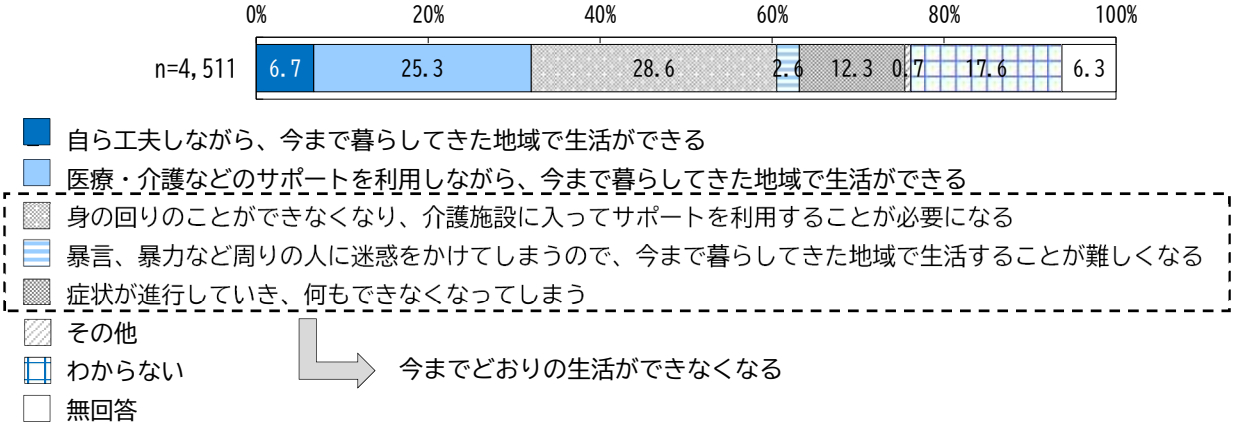

【介護者の不安の解消に必要な支援・サービス】

（上位5項目）

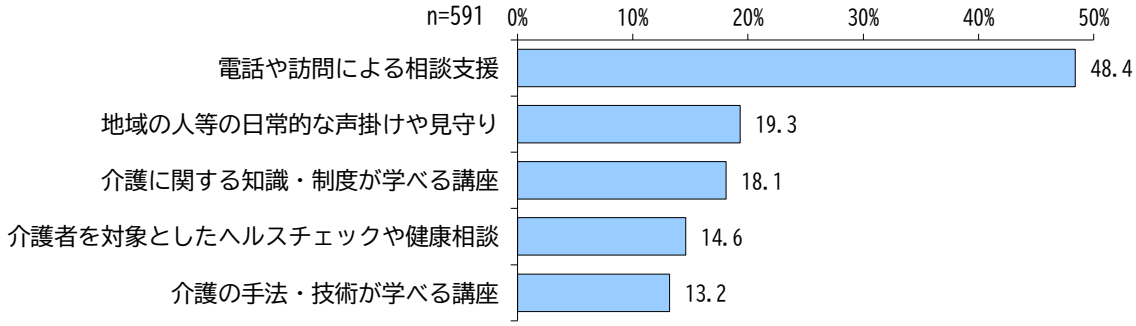

【認知症の人の支援にあたり介護保険サービス以外に必要な資源】

（認知症の人を支援するにあたり、介護保険サービス以外の資源が必要と思った居宅介護支援事業所等）

（上位5項目）

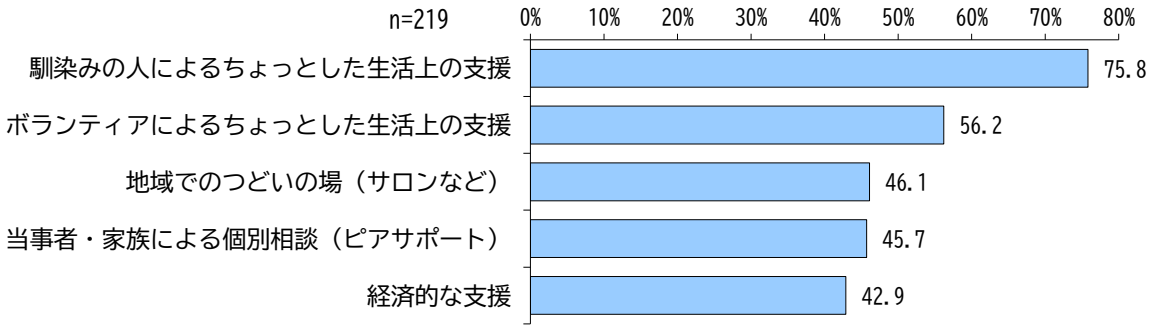

出典：岡山市高齢者実態把握調査

施策分野7 安心･快適な住まい等の確保

高齢者が安心して暮らせる「住まい」の確保は、地域包括ケアシステムの構築を進める上で前提となるものです。

単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、生活困窮や社会的な孤独・孤立等の課題を抱え、地域での生活を継続することが困難となる高齢者の増加が懸念されます。

有料老人ホーム等の高齢者向けの住まいは増加しています。

岡山市高齢者実態把握調査では、居場所の変更先について、「死亡」「病院・診療所」を除いた人数の合計1,596人のうち、有料老人ホーム等（「住宅型有料老人ホーム」「軽費老人ホーム（特定施設除く）」「サービス付き高齢者向け住宅（特定施設除く）」「特定施設」）に居場所を変更した人数は532人と、約33%となっています。

災害発生時に避難が困難な人も多いため、避難計画の作成や災害への備えが必要です。

【居場所の変更先】

	岡山市内（人）	岡山市外（人）	計	
			（人）	（割合）
兄弟・子ども・親戚等の家	47	29	76	2.5%
住宅型有料老人ホーム	166	25	191	6.4%
軽費老人ホーム（特定施設除く）	36	4	40	1.3%
サービス付き高齢者向け住宅（特定施設除く）	203	21	224	7.5%
グループホーム	149	4	153	5.1%
特定施設	73	4	77	2.6%
地域密着型特定施設	8	1	9	0.3%
介護老人保健施設	266	17	283	9.4%
介護医療院	11	1	12	0.4%
特別養護老人ホーム	252	19	271	9.0%
地域密着型特別養護老人ホーム	68	－	68	2.3%
病院・診療所	400	25	425	14.2%
その他	42	9	51	1.7%
行先を把握していない		141	141	4.7%
死亡		978	978	32.6%

出典:岡山市高齢者実態把握調査

施策分野8 最適な介護サービスの提供

団塊世代全員が令和7（2025）年に75歳以上となり、要介護（要支援）認定率も上昇しています。認定率の上昇は令和17（2035）年頃まで続いていく見通しであり、給付費も増加の見込みです。

介護保険制度を取り巻く状況が厳しさを増す中、介護資源をいかしながら、サービス水準と保険料のバランスを確保していくことが必要です。

在宅生活の維持が難しくなっている人への医療的ケアの必要性が高まっていますが、岡山市高齢者実態把握調査では、居宅介護支援事業所等が不足していると感じているサービスについて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は約33%、看護小規模多機能型居宅介護は約16%となっています。

特別養護老人ホームの入所待機者は、施設整備が進んだことにより減少傾向です。

医療と介護が必要な高齢者の増加が見込まれることから、医療・介護連携の強化や重度化へ対応できる体制整備が課題です。

特別養護老人ホーム等の高齢者施設では、災害発生時に避難が困難な人も多いため、避難計画の作成や災害対策支援が必要です。

【不足していると感じている介護保険対象サービス】

（居宅介護支援事業所等回答）

（上位8項目）

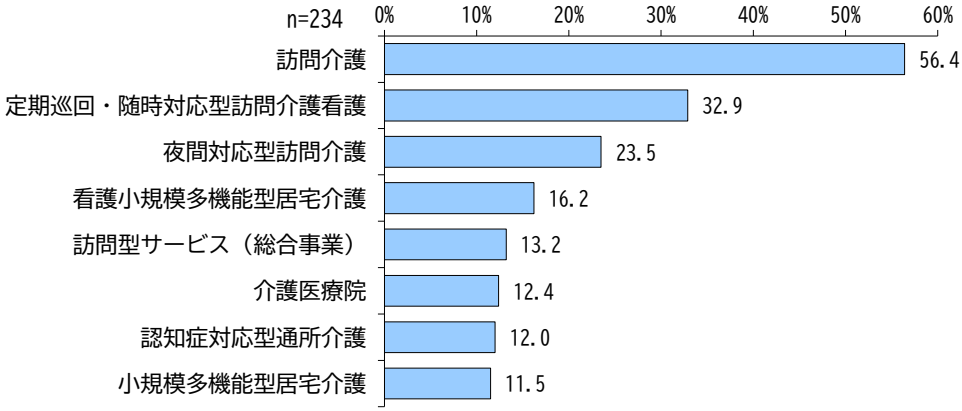

【待機者数の変化(経年比較)】

（特別養護老人ホーム）

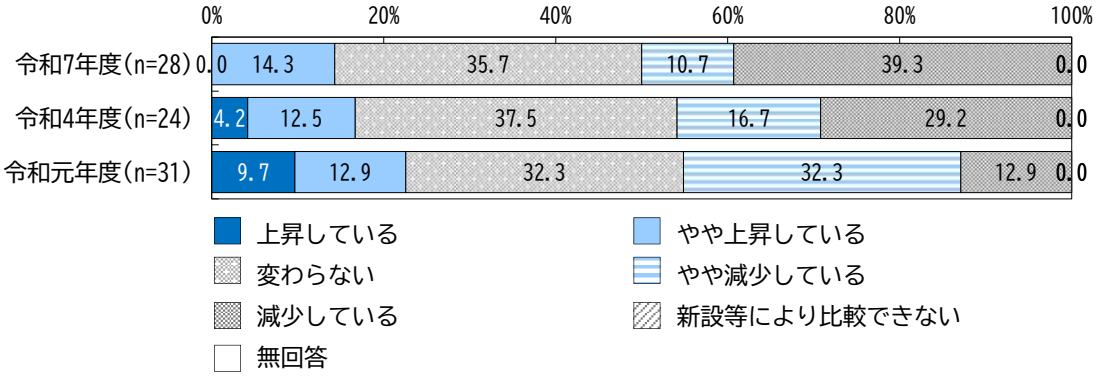

出典:岡山市高齢者実態把握調査

施策分野9 介護サービスの適切な運営

85歳以上の高齢者の増加により介護需要の大幅な増加が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により、介護人材不足への対応が喫緊の課題です。

岡山市高齢者実態把握調査では、人材が不足している事業所が約49％と高く、生産年齢人口の減少による労働力不足に加え、処遇面や身体的・精神的負担の大きさ等から人材の確保は厳しい状況です。

一方で、「今の勤務先で働き続けたい」と感じている職員の割合は高いことから、処遇改善やＩＣＴ導入、業務効率化の支援等、働き続けることができる職場環境整備につながる取組が必要です。

ケアプラン点検等の介護給付適正化事業を効果的・効率的に進め、持続可能な介護保険制度の構築をさらに進めていくことが必要です。

【人材確保の状況(経年比較)】

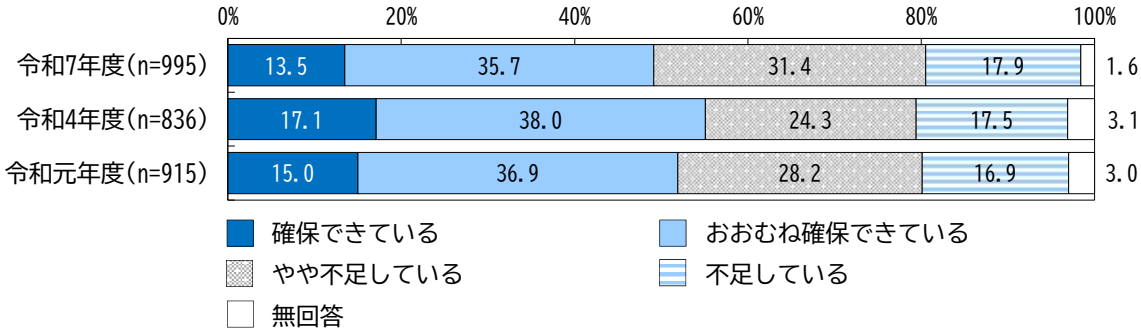

【現在の事業所での勤務継続意向】

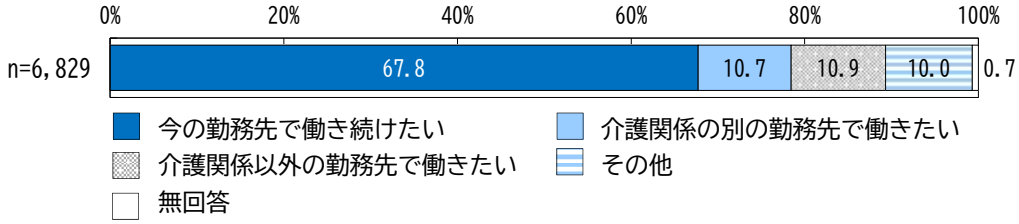

出典:岡山市高齢者実態把握調査

第３章　基本理念・基本目標

第３章　基本理念・基本目標

１ 基本理念

団塊の世代が令和７（2025）年に75歳以上となり、今後、医療と介護の複合ニーズが高まることが想定される85歳以上人口の増加が見込まれます。また、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることも見据え、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指します。

基本理念

住み慣れた地域で支え合い 誰もがよりよく生きる「健康・福祉」のまち
（地域包括ケアシステムの深化・推進）

高齢者が地域社会で生きがいを持って活躍し、健康寿命の延伸や介護予防にも主体的に取り組み、医療や介護が必要になっても、培ってきた地域や人とのつながりを保ちつつ、自分らしい生活を人生の最期まで安心して続けられるよう、高齢者を含めた多様な主体が支え合う、「健康・福祉」の包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）が整ったまちを目指します。

基本理念を実現するため、岡山の保健医療の目指すべき姿である「PHO（ポジティブ・ヘルス・オカヤマ）」を踏まえ、地域に関わる住民や関係団体等が目標を共有し、適切な役割分担のもと、保健・医療・介護・福祉などの分野を超えて協働し、地域の中につながり・支え合いを構築することにより、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、地域包括ケアシステムの５つの要素である、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援に関する取組について、３つの基本目標に沿って推進します。

主に介護予防、生活支援に関する取組を推進するため、“支え合い、活躍”をキーワードとする「基本目標Ⅰ」、“健康、予防・改善”をキーワードとする「基本目標Ⅱ」、医療、介護、住まいに関する取組を推進するため、“安心”をキーワードとする「基本目標Ⅲ」を定めます。

基本目標 Ⅰ

地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる環境づくり

高齢者がこれまでに養ってきた知識・経験・技能等をいかして、地域や社会で役割を持って活躍できる生涯現役の社会づくりを進めます。また、多様な主体との協働による地域の包括的な相談支援体制の強化や、高齢者自身も地域の担い手となり、互いに支え合う地域共生社会づくりを進めることにより、誰もがいつまでも地域とつながり、自分らしく生きがいを持ち活躍できる環境づくりに取り組みます。

基本目標 Ⅱ

心身の状態改善、健康寿命の延伸につながるサービスの充実

高齢者が自身の能力に応じて、心身ともに健やかな生活を営むことができるよう、自ら健康状態を把握し、健康増進を図ることを支援するとともに、高齢者が要介護状態等となることを予防し、心身の状態改善、悪化防止を図る介護予防・生活支援サービス等を提供するなど、地域住民、愛育委員・栄養委員等の健康づくりボランティア、リハビリテーション等の専門職や事業者等と連携・協働して多様な取組を展開します。

基本目標 Ⅲ

医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり

高齢者が医療や介護による支えが必要となっても、なじみの地域で人生の最期まで自分らしく暮らせるよう、在宅医療・介護の連携強化や、認知症対策、生活ニーズに応じた住まいの確保、適切な介護サービスの提供・運営等について、多職種と連携して取り組み、本人や家族介護者等の希望や状態・状況等に応じて、医療を含めた施設・在宅サービスをバランスよく、安心して利用できる仕組みを構築します。

3 施策体系図

本計画においては、基本理念及び３つの基本目標の実現を図るため、次のとおり９つの施策分野で事業を推進します。

基本理念	基本目標	施策分野	施策展開の方向性
住み慣れた地域で支え合い　誰もがよりよく生きる「健康・福祉」のまち（地域包括ケアシステムの深化・推進）	Ⅰ 地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる環境づくり	1 高齢者が活躍できる環境づくり	（１）高齢者の就労等による社会参加の促進 （２）高齢者の多様な交流・活動の促進
		2 支え合いの地域社会づくり	（１）地域の支え合い活動を進める体制づくり （２）多様な主体による地域活動の活性化 （３）地域に根差した相談支援体制の充実・強化 （４）高齢者の権利擁護の推進
	Ⅱ 心身の状態改善、健康寿命の延伸につながるサービスの充実	3 健康寿命を延伸する健康づくりの推進	（１）主体的かつ一体的な健康づくりの促進 （２）健康づくりを地域、多様な主体で推進する環境づくり
		4 状態の改善につながる介護予防・生活支援サービス等の提供	（１）介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進 （２）介護予防・生活支援サービス事業の充実 （３）生活支援・福祉サービスの提供
	Ⅲ 医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり	5 在宅医療・介護連携の推進	（１）在宅を支える基盤づくり（人材育成） （２）在宅への流れの構築（多職種連携） （３）市民がつくる在宅医療（普及啓発） （４）地域包括ケアの深化に向けた取組 （５）在宅介護の推進
		6 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）	（１）認知症に関する知識及び理解の促進 （２）誰もが気軽に立ち寄ることのできる集いの場、相談の場の確保 （３）当事者が参画し、地域や企業などとつながる仕組みづくり
		7 安心・快適な住まい等の確保	（１）安定した住まいの確保 （２）安心・快適な住環境づくり
		8 最適な介護サービスの提供	（１）在宅系サービスの適正な提供 （２）施設・居住系サービスの適正な提供
		9 介護サービスの適切な運営	（１）介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上 （２）介護保険サービスの質の確保と向上

4 計画の成果指標

第10期より、基本目標に関する成果指標（目標）を設定し、各施策に取り組みます。

基本目標Ⅰ
地域とつながり、誰もが生きがいを持ち活躍できる環境づくり

指標名	基準値 令和7(2025)年度	目 標 令和10(2028)年度
生きがいがある高齢者の割合	57.9%	上 昇

基本目標Ⅱ
心身の状態改善、健康寿命の延伸につながるサービスの充実

指標名	基準値 令和7(2025)年度	目 標 令和10(2028)年度
健康状態がよいと感じている高齢者の割合	74.0%	上 昇

基本目標Ⅲ
医療や介護が必要となっても、なじみの地域で暮らしていける仕組みづくり

指標名	基準値 令和7(2025)年度	目 標 令和10(2028)年度
高齢になっても安心して暮らし続けることができる地域だと思う高齢者の割合	66.4%	上 昇

出典：岡山市高齢者実態把握調査

5 岡山市の目指す地域包括ケアシステム

基本理念

住み慣れた地域で支え合い 誰もがよりよく生きる「健康・福祉」のまち
（地域包括ケアシステムの深化・推進）

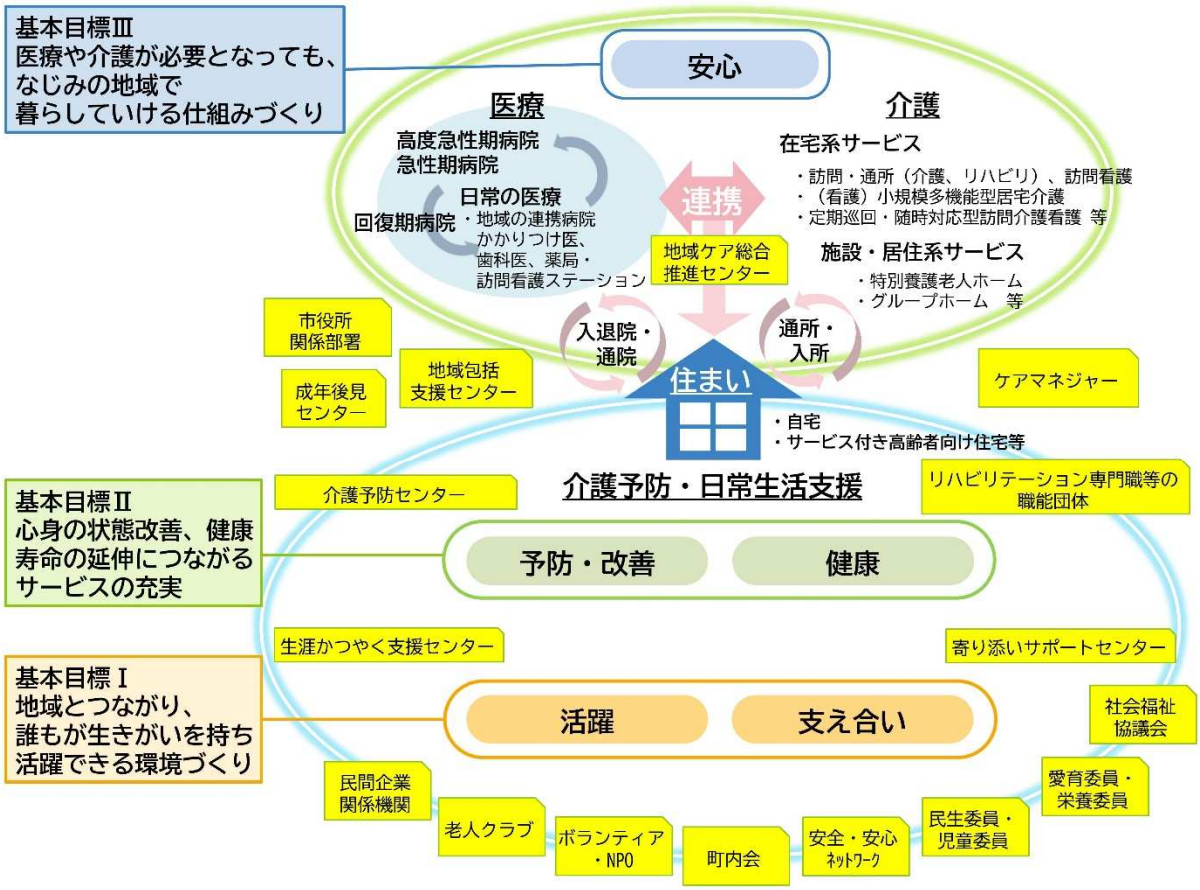

6 充実強化を図る事業・取組（10期テーマ）

基本理念・基本目標の実現に向け、10期ではテーマを２つ掲げ、関連する事業・取組の充実、強化を図ります。

重点取組1 ◆ 様々な課題を抱える高齢者の参加・つながり・寄り添い支援の強化

単身高齢者、認知症高齢者、頼れる身寄りがいない高齢者等の増加により、生活課題は複雑化し、家族だけで支えることが難しくなっています。特に、社会的な孤独・孤立は、必要な支援への遅れや心身機能の低下を招きやすく、在宅生活の継続を困難にする要因となります。このため、高齢者が地域の中で社会参加し、人とつながり、身近に相談できる関係を持てる環境づくりが重要です。また、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関する法改正への対応や新しい認知症観に基づく施策の推進など、地域でつながりながら自分らしく暮らし続けられるよう、関係する取組を充実させます。

＜主な関連事業＞

施策分野1-(1)　高齢者の就労等による社会参加の促進
施策分野2-(3)　地域に根差した相談支援体制の充実・強化
施策分野2-(4)　高齢者の権利擁護の推進
施策分野6-(1)～(3)　認知症施策の推進

重点取組2 ◆ 人口減少、サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築

令和22（2040）年を見据え、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が進む中でも、必要な介護サービスを安定的に提供できる体制整備を進めます。国の指針に沿って、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる在宅サービスの基盤強化を図ります。特別養護老人ホームの新たな整備は行わず、多様な主体による生活支援サービスの創出や中山間地域等の利用者、事業者の双方支援の観点から、特例介護サービスの活用を検討するとともに、介護人材の負担軽減等に取り組み、中心部から中山間地域まで地域の実情に応じたサービス基盤を整備します。

＜主な関連事業＞

施策分野4-(2)　介護予防・生活支援サービス事業の充実
施策分野8-(1)　在宅系サービスの適正な提供
施策分野8-(2)　施設・居住系サービスの適正な提供
施策分野9-(1)　介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上

第４章　施策展開

第４章　施策展開

施策分野1　高齢者が活躍できる環境づくり

方向性

（1）高齢者の就労等による社会参加の促進

- 高齢者等が生涯にわたって活躍できるよう、就労支援機関等の関連機関が連携し、一人ひとりのニーズ、能力や状況に応じて適切な支援を行います。
- 企業や団体に対し、高齢者等の積極的な雇用や、労働条件の見直し等を働きかけることで多様なマッチング先を開拓し、高齢者等が就労等の社会参加しやすい環境づくりを進めます。

（2）高齢者の多様な交流･活動の促進

- 敬老行事の開催奨励や全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手団の派遣、老人クラブの加入促進・活動支援等により、仲間づくりや世代交流を促進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、ふれあいと活力のある長寿社会の形成を図ります。

＜施策展開の方向性と主な事業＞

施策展開の方向性	主な事業
（1）高齢者の就労等による社会参加の促進	①生涯活躍就労支援事業
	②シルバー人材センター
	③生活困窮者自立支援事業
（2）高齢者の多様な交流・活動の促進	①老人クラブの活動支援
	②老人憩の家
	③敬老事業
	④シルバーカード事業
	⑤全国健康福祉祭事業

主な事業

（1）高齢者の就労等による社会参加の促進

①	生涯活躍就労支援事業	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

高齢者等誰もが地域や社会で役割を持ち、生きがいづくりや健康維持を図ることで、いつまでも生き生きと活躍できる社会を実現します。

事業内容（対策）

- 高齢者や複合的な課題等を抱えた人に対し、生涯かつやく支援センターが窓口となって、就労支援機関等と連携し、利用者一人ひとりの状況に応じた就労先に結び付けます。就労開始後も定着のためのサポートを実施します。
- 幅広い業種の求人企業開拓を行うとともに、企業と労働条件等の調整を行うことで、利用者の多様なニーズに丁寧に対応します。

②	シルバー人材センター	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

会員登録した高齢者の希望に応じて、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な就業の機会を提供しています。高齢者の就業機会を拡大させるとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進します。

事業内容（対策）

- 高齢者の生きがい創出や社会参加の推進を図るため、センターに対し補助金の交付を行うとともに、会員数の拡大や業務の効率化について助言等を行います。

③	生活困窮者自立支援事業	担当課	生活保護･自立支援課

事業の目的

寄り添いサポートセンターにおいて、生活困窮者からの相談を幅広く受け付け、既存の制度・福祉サービス等を活用し、専門支援機関等と連携しながら、一人ひとりの状況に応じて、生活の安定に向けた支援を行います。

事業内容(対策)

- 経済的困窮に限らず、生活全般にわたる困りごとを抱えた人を対象に、家計管理能力の向上を目指した家計相談支援や、対象者の状態に応じたオーダーメイドの職業紹介、定着のサポートにより、社会とのつながりの構築や経済的自立を促すとともに多様な活躍を推進する就労支援など、それぞれが目指す自立に向けた支援を行います。

（2）高齢者の多様な交流・活動の促進

①	老人クラブの活動支援	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

高齢者の生活を健全で豊かなものとし、地域を豊かにする社会活動を推進するため、地域に根ざした自主的な組織である老人クラブ等の活動を支援します。

事業内容(対策)

- 単位老人クラブが行う高齢者の生きがいを高め、健康づくりを進める活動や、老人クラブ連合会が行う老人クラブの活動促進に資する取組等に対し、必要な経費の一部を支援します。
- 広報媒体を活用したクラブ活動の周知や、研修等を通じた会員の地域貢献の意識を醸成し、活動の活性化を図ります。

②	老人憩の家	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ります。

事業内容(対策)

- 利用者の安全を確保しながら、適切に管理運営を行います。

③	敬老事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

高齢者の長寿を祝福し、高齢者に対する敬愛の精神と高齢者福祉への理解と関心を高めるとともに、高齢者自らも生きがいを高め、生活意欲の向上を図ります。

事業内容(対策)

- 長寿を祝福し満100歳者への記念品贈呈を行います。
- 地域において、敬老の意を表するにふさわしい行事が実施されるよう補助金等を地域の団体等へ交付し、敬老行事の開催を奨励するとともに、今後の実施方法を検討していきます。

④	シルバーカード事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

シルバーカードの交付により、割引制度のある公共施設利用の利便性を図り、高齢者が積極的に施設を利用することで社会参加の促進や生きがいの高揚を図ります。

事業内容(対策)

- 65歳以上の高齢者にシルバーカードを交付します。
- 65歳を迎える高齢者へシルバーカードを送付するほか、閉じこもり予防や社会参加のきっかけとするため、施設一覧や高齢者施策をまとめた冊子を同封します。

⑤	全国健康福祉祭事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントである全国健康福祉祭（ねんりんピック）を通じ、高齢者の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図ります。

事業内容(対策)

- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催地へ60歳以上の高齢者で結成される岡山市選手団を派遣します。
- 令和12（2030）年に岡山県で開催予定の全国健康福祉祭（ねんりんピック）に向けて、準備を進めていきます。

目標（見込み）

※令和８（2026）年度実績は見込み

（1）高齢者の就労等による社会参加の促進

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
生涯かつやく支援センター	就労につなげた人数	計画	150	150	150	180	180	180
		実績	196	180	190	—	—	—
シルバー人材センター	会員数	計画	1,450	1,460	1,470	1,650	1,700	1,750
		実績	1,447	1,545	1,600	—	—	—

（2）高齢者の多様な交流・活動の促進

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
老人クラブ	クラブ数	計画	499	502	505	411	412	413
		実績	460	432	410	—	—	—
	会員数	計画	26,324	26,414	26,504	20,030	20,060	20,090
		実績	24,182	22,078	20,000	—	—	—

※各施策分野の目標（見込み）において、「計画」とした値は、「市が施策・事業を実施することで、達成を目指す目標値」、「見込」とした値は、「将来の状況を推計し見込んだ値」

施策分野2　支え合いの地域社会づくり

方向性

（1）地域の支え合い活動を進める体制づくり

- 支え合い推進員が中心となり関係機関が互いに情報を共有し合い、支え合い推進会議の設置を進めるとともに、地域の実情に合った支え合い活動の創出・充実を推進します。
- 生活・介護支援サポーター養成講座を通じて、地域に潜在する意欲ある担い手を発掘し、地域の活動団体とつなぎます。
- 地域住民や社会福祉法人等が地域活動の取組状況などの情報や意見を交換する場を設け、連携できる支え合いの体制づくりを進めます。
- 住民互助による移動支援活動に取り組む地域団体を支援することで、外出に課題を抱える高齢者の社会参加を促進します。

（2）多様な主体による地域活動の活性化

- 地域住民や地域の各種団体、関係機関によるそれぞれの地域の見守り・支え合い活動を活性化し、引き続き高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくりを進めます。
- 災害リスクの高い地域における自主防災組織の結成促進や、避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進など、地域防災力向上を図る施策を推進します。

（3）地域に根差した相談支援体制の充実・強化

- 地域共生社会の実現に向け、複合的な課題を抱えた個人や世帯に対して多機関が協働し、適切な支援につなげる総合相談支援体制づくりを引き続き推進しつつ、福祉的な課題への支援に加え、就労や通いの場など地域や社会参加に向けた支援にも取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の高齢者の支援の要である地域包括支援センターの相談窓口としての周知に努めるとともに、地域住民や関係機関等との関係づくりを継続し、支援が必要な高齢者の早期発見に努め、必要な支援につなぐ力を強化します。
- 地域ケア会議等を活用し、対象者の状態改善に資する助言を行うとともに、地域課題の把握や関係者間の情報共有を進め、地域の支え合い活動を支援します。

（4）高齢者の権利擁護の推進

- 関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、迅速な対応を行い、高齢者本人への支援と介護者の負担軽減に取り組みます。
- 岡山市成年後見センターを介して、権利擁護の地域連携を強化し、成年後見制度をはじめとする権利擁護が必要な人を支援します。
- 民法改正に伴う成年後見制度の見直しに対応するとともに、社会福祉法改正に伴う権利擁護の取組を推進します。
- エンディングノートの活用により、終活に関する普及・啓発を行い、高齢者等の将来に向けた意思決定を支援します。

＜施策展開の方向性と主な事業＞

※★は介護保険料を財源とする事業

施策展開の方向性	主な事業
(1)地域の支え合い活動を進める体制づくり	①生活支援体制整備事業 ★
	②おでかけ応援隊事業 ★
(2)多様な主体による地域活動の活性化	①安全・安心ネットワーク
	②民生委員・児童委員活動
	③社会福祉法人岡山市社会福祉協議会
	④公益財団法人岡山市ふれあい公社
	⑤高齢者・子どもの見守りネットワーク事業
	⑥消費生活出前講座
	⑦消費者安全確保地域協議会
	⑧要配慮者(避難行動要支援者)の避難支援
(3)地域に根差した相談支援体制の充実・強化	①地域包括支援センター運営事業 ★
	②地域ケア会議 ★
	③多機関協働事業
(4)高齢者の権利擁護の推進	①高齢者虐待防止事業
	②成年後見制度利用助成金支給事業 ★
	③成年後見中核機関運営事業
	④権利擁護関連事業の活動支援
	⑤終活支援事業

主な事業

（1）地域の支え合い活動を進める体制づくり

①	生活支援体制整備事業	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

高齢者の日常生活の困りごとを地域全体で支える体制を構築するため、支え合い推進員が関係機関と連携しながら多様な主体による生活支援サービス（支え合い活動）が提供される体制づくりを推進します。

事業内容(対策)

- 支え合い推進員が、地域の実情や課題を住民と共有しながら、先進地域の情報提供や課題解決の提案等、住民主体による支え合い活動の立ち上げや活動を充実させるためのサポートを行います。
- 支え合いの必要性を理解してもらうことで、地域での見守りや生活支援など支え合い活動実施への機運が高まるよう、地域住民を対象としたワークショップを実施します。
- 生活・介護支援サポーター養成講座へより多くの参加を促し、小規模単位での仲間づくりや活動創出を促進するため、身近で通いやすい場所での開催や、地域の集まりや定例会の場に出向く出前講座を実施します。
- 地域づくりに関心のある社会福祉法人等の活動を促進するため、社会福祉法人等に対し、地域の実情やニーズの情報提供を取り入れた交流会を開催するとともに、地域団体とのマッチング支援を行います。

②	おでかけ応援隊事業	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

高齢による免許の返納をはじめ、移動手段がなく外出の機会を失う高齢者等が増加している中で、外出時に見守りや付き添いが必要な高齢者等の日常生活上必要な外出や社会参加を促進し、高齢者等の生活の質の向上を図ります。

事業内容(対策)

- 住民互助による移動支援活動に取り組む地域団体に対して、事務経費や自動車保険料などの経費の補助を通じて活動を支援します。
- 住民互助による移動支援活動を検討している地域団体に対して、活動の立ち上げや実施方法について専門的なアドバイスを受ける際にかかる経費の補助を通じて、活動の立ち上げを支援します。

（2）多様な主体による地域活動の活性化

①	安全･安心ネットワーク	担当課	市民協働企画総務課

事業の目的

小学校区・地区を活動範囲とする地域団体が連携して、防犯、交通安全、防災、環境美化、地域福祉、健康づくりなどの地域の課題解決に向けて、自発的に行う活動のネットワーク（連携の場）です。

事業内容(対策)

- 安全・安心ネットワークの活動支援として、補助金を交付しています。
- 安全・安心ネットワーク活動をはじめとする地域活動を支援するために各公民館に地域担当職員を配置し、地域応援人づくり講座の開催による人材育成やネットワークを構成する団体のサポートや調整を行っています。
- 一人暮らしの高齢者等の安全･安心を確保するため、かかりつけ医や既往症等の情報を入れるカプセルを地域のボランティアに配布し、地域のボランティアが高齢者宅等を訪問し配布することによって、見守り活動を実施しています。
- 持続可能な地域活動が行えるよう、公民館職員と地域担当職員のコーディネート能力の強化を図るとともに、若者が地域への関心を高め、地域活動の担い手となるための取組を進めます。

②	民生委員･児童委員活動	担当課	福祉援護課

事業の目的

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法の規定に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動している民間のボランティアです（特別職の地方公務員、無報酬）。

民生委員・児童委員は1,242名を定数とし、69ある地区協議会にそれぞれ属し、地域の見守り役、身近な相談役、適切な支援へのつなぎ役として、地域に密着した活動を行っています。

事業内容(対策)

- 民生委員・児童委員（個人・団体）での持続的な活動を支援するため、補助金の交付、研修の実施等を行うとともに、全国的な課題である民生委員･児童委員のなり手確保につなげるため、負担の軽減や活動環境の整備等の取組を進めます。

③	社会福祉法人岡山市社会福祉協議会	担当課	福祉援護課

事業の目的

誰もが支え合いながら、安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを基本理念に、地域福祉の推進を図ります。

事業内容(対策)

【共に助け合い・支え合う地域づくり】

・社協支部・地区社協活動の推進

・生活支援体制整備事業（市委託事業）

・ふれあい・いきいきサロン事業

・安全・安心見守り・声かけ推進事業（市委託事業）

・ふれあい給食サービス事業（市委託事業）

【あらゆる生活課題を受け止め、寄り添う体制づくり】

・生活福祉資金等貸付事業

・生活困窮者自立相談支援事業（市委託事業）

・多機関協働事業（市委託事業）

・生涯活躍就労支援事業（市委託事業）

・ひまわり福祉相談センター事業

【地域で安心して生活できる支援体制づくり】

・日常生活自立支援事業（市補助事業）

・成年後見中核機関運営事業（市委託事業）

・法人後見事業

【多様な団体をつなぎ・つながる仕組みづくり】

・地域における公益的な取組（社会福祉法人との連携）

・出前福祉体験事業

・ボランティアセンター事業（市委託事業）

・災害ボランティアセンターの体制整備

④	公益財団法人岡山市ふれあい公社	担当課	福祉援護課

事業の目的

岡山市民一人ひとりが、心豊かに健康で、ともに生きることができる社会の実現に向けて、必要な人材養成等条件整備を推進するとともに、市民と一体となり地域ニーズに即した福祉・健康・生涯学習に関する各種サービスを開発し提供することにより市民福祉の向上に寄与します。

事業内容(対策)

- 各種人材養成講座を引き続き推進し、地域を支える人材を育成するとともに、地域で活動するボランティアへの支援を行います。
  - ・生活支援サービス従事者研修事業（市委託事業）
  - ・ボランティア・地域活動人材養成事業（市補助事業）
  - ・安全・安心ネットワーク「地域応援人づくり」事業（市補助事業）
  - ・介護職員初任者研修（自主事業）　　等
- ふれあいセンター等を活用し、地域と共に介護予防や健康寿命の延伸を目指します。
  - ・介護予防センター事業（市委託事業）
  - ・心とからだの健康事業（自主事業）　　等
- 医療・福祉の専門職による、多様な主体との連携をいかし、地域に密着した福祉サービスを推進します。
  - ・地域包括支援センター運営事業（市委託事業）
  - ・認知症総合支援事業（市委託事業）
  - ・介護予防ケアマネジメント（市委託事業）（指定介護予防支援事業（自主事業））
  - ・共生型サービス（自主事業）　　等

⑤	高齢者･子どもの見守りネットワーク事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

高齢者やこどもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活環境の中で関わる機会が多い小売業・金融機関などの地域の事業者等（協力事業者等）と連携することにより、異変等を早期に発見し、適切な支援を行うなど、地域での見守り体制を確保します。

事業内容(対策)

- 広報媒体の活用により協力事業者等を増やすとともに、地域包括支援センター等と連携した事業内容の周知に努めます。
- 協力事業者等が、事業活動を通じて高齢者やこどもの異変等を発見した場合は、地域包括支援センター等へ情報の提供を行います。

⑥	消費生活出前講座	担当課	生活安全課(消費生活センター)

事業の目的

消費生活に関する知識を身につけ、高齢者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費生活出前講座を実施し、高齢者における消費者被害の未然防止を図ります。

事業内容(対策)

- 各地域における高齢者の集会や、高齢者の見守り活動を行っている団体の勉強会等に講師を派遣し、悪質商法の手口や消費者被害を未然に防止するポイントなどをわかりやすく話します。

⑦	消費者安全確保地域協議会	担当課	生活安全課(消費生活センター)

事業の目的

消費生活上、特に配慮を要する高齢者等の見守り活動を行っている消費者安全確保地域協議会に対して、高齢者等の見守り活動についての支援や相談窓口との連携を行い、消費者被害の未然防止を図ります。

事業内容(対策)

- 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を進めるとともに、設置済み地区においては、高齢者の消費者被害の未然防止に向けて効果的な見守り活動が行えるよう、啓発資料等を提供するほか、地区内連携強化に資する取組等について、積極的に支援を行います。

⑧	要配慮者(避難行動要支援者)の避難支援	担当課	危機管理室

事業の目的

高齢者をはじめとする要配慮者の迅速な避難や救護が必要となる大規模災害時には、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保することが重要であり、要配慮者自身による「自助」とともに、地域住民相互の「共助」による避難支援体制の構築、整備・充実を図ります。

事業内容(対策)

- 各地域における避難行動要支援者の避難支援体制づくりを進めるため、平成27(2015)年度から、「避難行動要支援者名簿」を作成し、名簿情報を提供することに同意している避難行動要支援者については、岡山市地域防災計画に定めている避難支援等関係者に平時から名簿情報を提供しています。
- 自主防災組織等、地域が中心となった「個別避難計画」の作成を進めるため、計画作成に伴う助成金制度の拡充や、取組に理解、協力を得るための説明会の実施、作成手引書の配布などを行っています。
- 介護、福祉サービスを利用している避難行動要支援者については、担当する福祉事業者に計画作成業務を委託し、専門的知見をいかした計画作成を進めています。

（3）地域に根差した相談支援体制の充実･強化

①	地域包括支援センター運営事業	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

地域の高齢者等への包括的な支援を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを実現します。

事業内容(対策)

- 地域の高齢者等からの介護、予防・健康づくり、高齢者の虐待・権利擁護などの相談に対して、専門職が支援を行います。
- 地域住民や地域の関係者との関係づくりのための会議への参加、多様な広告媒体を活用した幅広い世代への地域包括支援センターの役割の周知を行います。
- 複合的な課題を抱える世帯、頼れる身寄りがいない高齢者、多様な家族介護者等への支援の充実、支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチを関係機関と連携して行います。

②	地域ケア会議	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

多職種協働の下、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメント実践力を高めるとともに、個別ケースの課題分析等を積み重ね、地域課題の把握や地域づくり・資源開発・政策形成に結び付けていきます。

事業内容(対策)

- 地域ケア推進会議：地域課題を全市レベルで共有し、政策形成に向けた検討を行います。
- 地域ケア連携会議：地域課題の共有やネットワークづくりのための福祉区単位の会議を開催します。
- 地域ケア個別会議：多職種協働により個別の介護予防プランの検討や地域資源の共有のための福祉区単位の会議を開催します。
- 小地域ケア会議：地域課題の把握等のため地域主体で開催される会議を支援します。

③	多機関協働事業	担当課	保健福祉企画総務課

事業の目的

8050問題やヤングケアラーをはじめとした複雑・複合的な課題を抱える個人や世帯に対して、市の関係課・相談機関が連動することで適切な支援につないでいくことを目的とします。

事業内容(対策)

- 相談支援包括化推進員を配置し、各相談機関から得られる情報の整理や複合課題ケース検討会の開催、進捗管理、支援プランの作成などの実施により、医療や福祉など一人ひとりや世帯が抱える課題に対応した総合的かつ、きめ細かな支援を行います。
- 福祉的な課題への支援に加え、就労や通いの場などへのつなぎも実施します。

（4）高齢者の権利擁護の推進

①	高齢者虐待防止事業	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

関係機関と連携して高齢者虐待の早期発見、早期対応を図り、虐待防止に向けた普及・啓発活動を推進します。

事業内容(対策)

- 通報窓口となる地域包括支援センターを支援するため、高齢者虐待防止担当職員を配置するほか、虐待を受けた要介護高齢者を一時的に保護するためのシェルターを確保します。
- 専門職団体とアドバイザー契約を締結し法的トラブル・相談等に対し支援を受けるとともに、困難ケースの検討会議を開催し、援助内容等について協議します。
- 高齢者虐待防止に向け、警察等の関係機関との連絡会を開催し、連携強化を図ります。
- 高齢者虐待防止の啓発のためのパンフレットを作成・配布します。

②	成年後見制度利用助成金支給事業	担当課	福祉援護課

事業の目的

成年後見人等への報酬の支払いが困難で、制度の利用につながらない人を支援していきます。

事業内容(対策)

- 成年後見制度の利用にあたり、自ら申し立てることが困難で、身近に申し立てる親族がいない人へ申立てを支援し、また、成年後見人等の報酬を負担できない人へ助成金を支給し、制度利用の支援を行います。

③	成年後見中核機関運営事業	担当課	福祉援護課

事業の目的

成年後見に関する相談については、岡山市成年後見センターで受け付け、支援を必要とする方が必要な支援を得られるよう、取り組んでいきます。

権利擁護に関する既存のネットワークを活用し、地域共生社会の進展や高齢者等の権利擁護にかかる体制充実を目指します。

事業内容(対策)

- 岡山市成年後見センターでは、広報、相談、支援検討、受任調整、後見人支援に取り組みます。
- 司法関係者などをはじめとした関係団体に協力をいただき、岡山市成年後見センターを中心に、権利擁護にかかる地域連携ネットワーク機能を強化していきます。
- 成年後見制度に関する法改正を踏まえ、岡山市成年後見センターの運営に必要な対応を行います。

④	権利擁護関連事業の活動支援	担当課	福祉援護課

事業の目的

制度改正内容を踏まえた権利擁護に関する活動の支援拡充を目指します。

事業内容(対策)

- 社会福祉協議会が実施する日常生活支援事業の支援を行います。
- 権利擁護に関連する法改正を踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者に対する支援を行うため、社会福祉協議会が行う事業に必要な対応を行います。

⑤	終活支援事業	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

エンディングノートの普及啓発を図ることで、高齢者自身と周囲の支援者に人生の最終段階に向けて備えを促し、将来への不安が軽減できるよう支援します。

事業内容(対策)

- 公民館講座の実施や市主催の高齢者向け講座でのエンディングノート配布などによりノートの普及啓発に努めます。

目標（見込み）

※令和８（2026）年度実績は見込み

（1）地域の支え合い活動を進める体制づくり

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活・介護支援サポーター養成講座	修了者数	計画	120	120	120	120	120	120
		実績	200	154	150	—	—	—
おでかけ応援隊事業	おでかけ応援隊事業補助金交付件数	計画	—	—	—	8	10	12
		実績	1	4	6	—	—	—

（2）多様な主体による地域活動の活性化

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
民生委員･児童委員	民生委員・児童委員充足率（%）	計画	100	100	100	100	100	100
		実績	96.1	96.1	94.0	—	—	—

（3）地域に根差した相談支援体制の充実･強化

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域包括支援センター	総合相談支援の相談実人数	見込	13,900	14,300	14,800	16,800	17,600	18,400
		実績	14,354	15,238	16,000	—	—	—
地域ケア個別会議	開催回数	計画	72	72	72	72	72	72
		実績	72	72	72	—	—	—

（4）高齢者の権利擁護の推進

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
成年後見人等の報酬助成	件数	見込	—	—	—	500	550	600
		実績	360	406	455	—	—	—

施策分野3　健康寿命を延伸する健康づくりの推進

方向性

（1）主体的かつ一体的な健康づくりの促進

- 健康寿命の延伸に向け、若い頃から生活習慣病予防に取り組んでもらうため、令和８（2026）年度から新たな健康ポイント事業「OKAYAMAハレ活マイレージ」を開始しました。健康につながるサービスが身近な場所にあり、社会参加することで「自然と健康になれるまち」の実現を目指します。
- 庁内で横断的に連携し健康につながる社会環境づくりを進めます。また、社会参加にスポットをあてた取組を地域や企業と連携して進めます。
- 後期高齢者健診の受診率向上に取り組むとともに、健診結果に基づき、低栄養予防に関する情報発信及び保健指導を進めていきます。加えて、フレイル健康チェックや地域の通いの場等への参加を促進することにより、生活機能の維持・向上を目指します。

（2）健康づくりを地域、多様な主体で推進する環境づくり

- 健康づくりに地域全体で主体的に取り組み、ヘルスボランティアをはじめ、民間事業者や医療機関等多様な主体と連携することで、高齢者の健康づくりを推進します。

＜施策展開の方向性と主な事業＞　　※★は介護保険料を財源とする事業

施策展開の方向性	主な事業
（1）主体的かつ一体的な健康づくりの促進	①健康ポイント事業
	②健康教育･健康相談事業 ★
	③高齢者に対する低栄養予防アドバイス事業 ★
	④歯と口腔の健康支援
	⑤後期高齢者健診
	⑥生活習慣病重症化予防等訪問指導事業
	⑦こころの健康づくり事業
	⑧保健事業と介護予防の一体的実施
（2）健康づくりを地域、多様な主体で推進する環境づくり	①健康市民おかやま21推進団体との連携
	②愛育委員協議会との連携
	③栄養改善協議会との連携 ★
	④桃太郎のまち健康推進応援団

主な事業

（1）主体的かつ一体的な健康づくりの促進

①	健康ポイント事業	担当課	保健管理課

事業の目的

平成26（2014）年度から、健康無関心層を含む多くの市民の歩行・健康教室参加や運動施設利用等を促進するために商品券等のインセンティブを付与し、健康づくりの習慣化や医療費の適正化を図る事業を実施してきました。その結果、歩数の増加やBMIの改善等の効果がみられ、健康寿命もいくらか延伸しましたが、依然として全国平均を下回っている状態です。

今後も引き続き、健康寿命延伸や医療費の適正化を図るため、「運動」、「栄養・食生活」、「社会参加」に総合的に取り組むとともに、多くの市民・在勤者が健康づくりを身近なものとして取り組むことができる環境づくりを進めます。

事業内容(対策)

- 令和７（2025）年度まで実施した『OKAYAMAハレ活プロジェクト』に引き続き、令和８（2026）年度より『OKAYAMAハレ活マイレージ』を実施し、健康的な活動に対しポイントを付与することで、市民等の健康づくりの習慣化を促進していきます。また、民間事業者等と連携し、自然と健康になれるまちに向けた環境づくりを進めていきます。

②	健康教育･健康相談事業	担当課	保健管理課

事業の目的

【健康教育事業】

生活習慣病予防、がん予防、介護予防、たばこ対策、健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図り、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するとともに、個人を取り巻く地域社会全体の健康づくりを推進することを目的とします。

【健康相談事業】

心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とします。

事業内容(対策)

【健康教育事業】

- 健康教育の内容に関して、知識経験を有する医師等を講師として、保健センター、コミュニティハウス、公民館等において、健康教室、講演会、学習会等を開催します。
- 生活習慣病予防のための日常生活上の心得等について取り扱う一般健康教育をはじめ、個人の生活習慣と関係がある肥満・高血圧・心臓病等について取り扱う病態別健康教育のほか、歯周疾患、ロコモティブシンドローム、慢性閉塞性肺疾患、薬の保管や適切な服用方法等を内容として取り扱います。

【健康相談事業】

- 知識経験を有する保健師や管理栄養士等を担当者として、保健センター等に窓口を設置し、市民が気軽にかつ幅広く相談できるよう、電話や面接等で対応します。
- 高血圧、糖尿病等の生活習慣病や歯周疾患、骨粗しょう症など個別の課題を取り扱うほか、対象者の心身の健康に関する一般的な事項についても総合的な指導及び助言を行います。相談内容の多様化に対応できるように地域の関係団体等と連携を図ります。

③	高齢者に対する低栄養予防アドバイス事業	担当課	保健管理課

事業の目的

高齢者に対して、低栄養予防について普及啓発するとともに、低栄養予防保健指導により早期に低栄養リスクの高い人を把握し、要介護状態に陥ることを防ぐことが必要です。併せて、地域の在宅高齢者等が健康・栄養状態を適切に保つことができるように食生活を支える環境にアプローチすることで、低栄養を予防できる地域づくりを目指します。

事業内容(対策)

- 栄養委員による低栄養予防に関する普及啓発を行うとともに、食事アンケート結果から具体的な食生活改善の方法をアドバイスします。
- 後期高齢者健診の結果をもとに、低栄養傾向のある者に対して、管理栄養士による保健指導及び情報提供を行う「保健事業と介護予防の一体的実施」と連携し実施します。
- 配食事業者等へ研修会を実施するなど、低栄養を予防できる環境づくりに取り組みます。

④	歯と口腔の健康支援	担当課	保健管理課

事業の目的

歯科保健推進事業（令和4（2022）年度～）

介護保険施設等を利用する、歯科検診や治療、口腔保健指導等を受けにくい高齢者及び要介護者の口腔機能の維持・向上を図り、8020健康長寿社会を推進し、食事や会話をすることに不自由なく過ごせる等のQOLの向上を目指します。

事業内容(対策)

- 介護保険施設等の利用者への歯科検診及び口腔ケアに関する指導等を行います。

⑤	後期高齢者健診	担当課	保健管理課

事業の目的

生活習慣病等の重症化予防やフレイル予防のため、危険因子を早期発見し、栄養や運動等の日常生活を見直すことを目的として、後期高齢者医療被保険者に対して健診を実施しています。（令和７（2025）年度受診者数13,695人／受診率13.4%）

事業内容(対策)

- 後期高齢者の健康診査の実施について、国の「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン（第３版)」等を踏まえ、岡山県後期高齢者医療広域連合や岡山市国民健康保険とも連携を図ります。
- 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる中、国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行等により健診未受診とならないよう関係機関・組織等と連携し、健診の普及・啓発を行います（ヘルスボランティア「愛育委員」による声かけや「けんしん・予防接種ガイド」の各戸配布、SNSや「市民のひろばおかやま」など広報媒体の活用、関係課と連携したチラシ配布等)。また、ターゲットを絞った個別受診勧奨を行い受診率向上に努めていきます。

⑥	生活習慣病重症化予防等訪問指導事業	担当課	国保年金課･保健管理課

事業の目的

国民健康保険特定健診の結果から、受診勧奨領域にある人の中でもよりリスクが高い人に、訪問による医療受診勧奨や療養指導等を行うことで糖尿病等の生活習慣病の重症化予防を図ることを目的とします。

事業内容(対策)

- 国民健康保険特定健診受診者のうち、血圧・血糖及び腎機能結果が基準を超えている者へ、地区の保健師等が訪問し、受診に結び付くような情報提供や保健指導を実施します。
- 生活習慣病の予防のための保健指導や療養相談などを実施し、適正な治療導入により、重症化予防を行います。

⑦	こころの健康づくり事業	担当課	保健管理課

事業の目的

複雑化する現代社会においては、ストレスが生じやすく、あらゆるライフステージでこころの健康をめぐる問題があり、市民の健康づくりの課題となっています。こころの健康の保持増進と、地域における精神障害者の自立と社会参加の促進を目的として、専門医や保健師、精神保健福祉士等が精神保健一般についての相談支援を実施しています。

事業内容(対策)

- 本人、家族、関係者からのこころの健康に対する相談に随時対応しています。また、家庭訪問や関係する支援機関との連携を図り、本人の状況、家庭環境、地域の状況等に即した支援を行っています。
- 個々の状況に応じた相談支援と、精神保健福祉に関する知識の普及啓発活動を継続していきます。

⑧	保健事業と介護予防の一体的実施	担当課	地域包括ケア推進課・保健管理課

事業の目的

高齢者の保健事業、介護保険の地域支援事業、国民健康保険の保健事業などの取組を高齢者の心身の特性や介護・医療費のデータ等を踏まえ、連携して一体的に実施し、健康状態の維持・改善や医療費等の適正化を図ります。

事業内容(対策)

- 健診、介護、医療に係るデータ等を踏まえ、全国・県平均等との比較、経年変化等を確認し、地域の健康課題の分析を行います。また、支援が必要な方を把握し、高齢者一人ひとりの状態を踏まえ、相談・指導等を関係機関と連携し行います。
- 後期高齢者健診の結果をもとに、低栄養傾向にある者に対して低栄養予防保健指導を実施します。また、通いの場等を活用し、地域へ低栄養予防を含めたフレイル予防について周知することで、介護予防、QOL向上に向け支援します。

（2）健康づくりを地域、多様な主体で推進する環境づくり

①	健康市民おかやま21推進団体との連携	担当課	保健管理課

事業の目的

岡山市の健康増進計画「健康市民おかやま21（第３次）」推進に向けて、地域の健康づくり運動を推進する団体との連携を継続強化し、健康づくりを地域全体で推進する環境づくりを進めます。また、多様な主体と連携し、自然に健康になれる社会環境の質の向上を目指します。

事業内容(対策)

- 地域住民が主体的に健康づくりの取組に参加することを狙いに、中学校区や小学校区等の単位で地域推進会議の組織化を働きかけてきました。その結果、現在27中学校区、17小学校区で組織されています（令和８（2026）年３月現在)。地域推進会議を中心とした地域の健康づくり活動を推進するために、引き続き、地域推進会議に関わる人及び団体の増加に向けて働きかけを行います。
- 地域住民が地域の健康課題を把握し、対策を自ら考え、取組を進めることができるように支援します。
- 地域推進会議を中心に開催している、健康講座やウォーキング大会等の健康イベントを支援するとともに、企業や学校など多様な主体による健康づくりを推進し環境づくりに努めます。

②	愛育委員協議会との連携	担当課	保健管理課

事業の目的

市民の健康づくりの実践活動をより効果的に進めるため、「自らの健康は、自らつくる」という主体性を高めることが重要です。

そこで、学区・地区愛育委員会で構成され、地域住民への「声かけ」や「見守り」を通じて健康で豊かなまちづくりを目指すヘルスボランティア組織である「愛育委員協議会」と連携し、健康づくりを地域全体で支援する環境づくりを進めます。

事業内容(対策)

- 健康市民おかやま21の地域推進会議においても、栄養改善協議会とともに中心的な役割を果たしている愛育委員協議会と連携を深め、その活動を支援することで、地域の健康づくりを自分たちで支え・守るための地域のつながりを強化します。
- 地域住民への声かけや見守り等を通して各種検（健）診の受診勧奨や生活習慣病予防の普及啓発にも取り組んでいきます。

③	栄養改善協議会との連携	担当課	保健管理課

事業の目的

市民の健康づくりの実践活動をより効果的に進めるため、「自らの健康は、自らつくる」という主体性を高めることが重要です。

そこで健康づくりのための普及啓発を行っている地域のヘルスボランティア「栄養委員」が所属する栄養改善協議会と連携し、健康づくりを地域全体で支援する環境づくりを進めます。

事業内容(対策)

- 健康市民おかやま21の地域推進会議においても、愛育委員協議会とともに中心的な役割を果たしている栄養改善協議会と連携を深め、その活動を支援することで、市民の食生活改善を図り、「食事」「運動」「休養」のバランスのとれた生活習慣や「たばこ」「アルコール」「歯の健康」対策を取り入れた総合的な健康づくりを地域ぐるみで実践していきます。
- 低栄養予防の普及啓発に関し、具体的な食生活改善方法や専門職につなげる個別アドバイスにも取り組んでいきます。

④	桃太郎のまち健康推進応援団	担当課	保健管理課

事業の目的

自社の従業員に対する健康づくりを進めるとともに、市の健康づくり活動に共に取り組む企業等を登録し、企業等と連携した健康づくり活動を行うことにより、健康づくり活動の輪を広げ、市民の健康寿命延伸を図ります。

事業内容(対策)

- 平成27（2015）年度末から、「桃太郎のまち健康推進応援団」登録企業の募集を開始し、平成28（2016）年度から市が実施している健康イベント等を登録企業と連携して実施しています。(登録事業所数：129事業所（令和７（2025）年度末))
- 毎年１回、登録企業を対象に連絡会議を開催し、企業における従業員の健康づくりを推進しています。
- 引き続き、従業員の健康づくりを進めていくとともに、多くの市民が主体的に健康づくりに取り組めるような環境整備を図るため、企業等との連携を深めていきます。

目標（見込み）

※令和８（2026）年度実績は見込み

（1）主体的かつ一体的な健康づくりの促進

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
低栄養傾向（BMI20以下）の後期高齢者	割合（%）	計画	19.0	18.8	18.6	18.6	18.6	18.6
		実績	21.1	21.3	21.3	—	—	—
介護施設入所者の歯科検診	実施施設数	計画	10	10	10	10	10	10
		実績	20	8	8	—	—	—
	利用者数	計画	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		実績	1,037	394	533	—	—	—

（2）健康づくりを地域、多様な主体で推進する環境づくり

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
「健康市民おかやま21」推進組織数	中学校区	計画	—	—	—	28	28	29
		実績	27	27	27	—	—	—

施策分野4　状態の改善につながる介護予防･生活支援サービス等の提供

方向性

（1）介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進

- 介護予防センター職員の専門性をいかし、介護予防の普及啓発、各地域の状況を踏まえた通いの場の活動支援などを行い、より効果的に介護予防を推進します。
- 高齢者が自身の状態に気付き、健康づくり・介護予防に早期に、自主的に取り組めるよう意識付けを行います。
- 高齢者の早期の介護予防の取組の充実に向け、周知啓発やフレイル健康チェックの機会を拡充するなど、フレイル予防に対する意識向上を図ります。

（2）介護予防･生活支援サービス事業の充実

- 高齢者やケアマネジャーが訪問・通所サービスだけでなく、地域の社会資源など多様なサービスを選択できるよう、社会参加の場の充実を図ります。
- 地域住民等の多様な主体による生活支援サービス・活動の創設を進めます。
- 通所系サービスを中心に状態改善等の効果検証を行うとともに、高齢者の自立に資する、より効果的なサービス内容や仕組みを検討します。

（3）生活支援･福祉サービスの提供

- 高齢者の日常の安心を確保し、不安感の解消を図るほか、難聴の早期発見・早期ケアの取組を行います。
- 給食サービスや理容サービスにより、高齢者の食生活の安定と改善、保健衛生と生きがいの向上を図ります。
- 高齢者を介護する家族等の負担軽減に向けた支援を行います。

＜施策展開の方向性と主な事業＞

※★は介護保険料を財源とする事業

施策展開の方向性	主な事業
（1）介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進	①介護予防センターのリハビリテーション専門職等をいかした取組 ★
	②通いの場の運営支援「あっ晴れ！もも太郎体操」 ★
	③介護予防教室 ★
	④フレイル対策事業 ★
（2）介護予防・生活支援サービス事業の充実	①介護予防ケアマネジメント ★
	②介護予防訪問サービス ★
	③介護予防通所サービス ★
	④生活支援訪問サービス ★
	⑤生活支援通所サービス ★
（3）生活支援・福祉サービスの提供	①緊急通報システム事業
	②日常生活用具給付事業
	③加齢性難聴の早期発見・早期ケア
	④一人暮らし高齢者等給食サービス事業 ★
	⑤寝たきり高齢者理容サービス事業
	⑥生活支援短期入所事業
	⑦在宅介護者支援事業 ★
	⑧家族介護教室事業 ★

主な事業

（1）介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進

①	介護予防センターのリハビリテーション専門職等をいかした取組	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

医療・福祉の専門職を配置する介護予防センターにおいて、各種介護予防事業を実施し、高齢者等の意識向上や行動変容を促すことで、高齢者が地域で自立した生活を継続できることを目指します。

事業内容（対策）

- 介護予防センターの専門性をいかしながら介護予防の普及啓発、通いの場の立ち上げ・運営支援、介護サービス事業所等への技術的助言を行います。
- 介護予防を積極的に啓発・実践する住民サポーターを育成するとともに参画を促し、通いの場等の活動支援やフレイル対策の充実を図ります。
- 岡山市高齢者実態把握調査の地区別データや医療費分析データ等を活用し、効果的な介護予防事業を実施します。

②	通いの場の運営支援「あっ晴れ！もも太郎体操」	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

「あっ晴れ！もも太郎体操」に取り組む団体を増やすことにより、身近な場所で気軽に介護予防に取り組むことができる通いの場の充実を目指します。

事業内容（対策）

- 活動開始時には、介護予防センターの専門職が立ち上げ・運営支援を行うほか、活動が広がっていない地域に対し重点的に働きかけを行うなど、計画的な支援を実施します。
- 活動内容周知や参加促進を目的とした普及イベントを開催します。

③	介護予防教室	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

高齢者に対して、体操等の運動の実践や介護予防の重要性を普及啓発することにより、健康づくり、介護予防の意識付けを行います。

事業内容(対策)

- 介護予防センターの専門職が、毎月すべての中学校区で、健康づくり・介護予防の実践や通いの場の立ち上げに関する呼びかけなど多様な内容の介護予防教室を実施します。
- より多くの人が興味関心を持ち、教室の参加につながるよう、eスポーツやニュースポーツ等を取り入れるなど内容の工夫を行います。

④	フレイル対策事業	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

高齢者ができるだけ早い段階から介護予防に取り組めるよう、集中的・効果的な周知啓発やフレイル健康チェックの取組を進め、高齢者が要介護状態に陥ることを防ぎます。

事業内容(対策)

- 職能団体や民間企業などと連携し多角的な周知啓発を行うとともに、フレイル予防強化月間における集中的・効果的な啓発により、介護予防の取組を主体的に行う高齢者の増加を図ります。
- フレイル健康チェックを身近な場所で実施するとともに、楽しくチェックできるようにエ夫することで、より多くの高齢者が必要な介護予防事業等につながる体制づくりを進めます。

（2）介護予防・生活支援サービス事業の充実

①	介護予防ケアマネジメント	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

要支援者等に対して、一人ひとりの状況に応じて、訪問・通所での給付サービスのほか、地域の通いの場等のインフォーマルサービスも含めた、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。

事業内容(対策)

- 適切なアセスメントに基づく目標を設定し、必要なサービスに主体的に取り組むことで目標を達成できるよう、介護予防・生活支援サービス等の利用を検討し、ケアプランを作成します。
- 地域ケア個別会議や研修会等を利活用しながら、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

②	介護予防訪問サービス	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

要支援の認定を受けている人などで、居宅において身体介護が必要な場合に、訪問型のサービスを提供します。

事業内容(対策)

- 従来の介護予防訪問介護に相当するサービスで、要支援者等の居宅において、訪問介護員等が入浴・排せつ・食事の介助（身体介護）・調理・掃除・その他の生活全般にわたる支援（生活援助）を行います。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めます。

③	介護予防通所サービス	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

要支援の認定を受けている人などで、長時間の日常生活支援や専門的な機能訓練が必要な場合に、通所型のサービスを提供します。

事業内容(対策)

- 従来の介護予防通所介護に相当するサービスで、要支援者等が通所介護事業所に通い、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の支援及び専門的な機能訓練を日帰りで行います。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めます。

④	生活支援訪問サービス	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

要支援の認定を受けている人などで、居宅において生活援助のみ必要な場合に、訪問型のサービスを提供します。

事業内容(対策)

- 従来の介護予防訪問介護の人員基準等を緩和したサービスで、居宅において訪問介護員等又は一定の研修受講者が、調理・掃除等の生活援助に限定した支援を行います。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めます。
- 地域住民等の多様な主体によるゴミ出し等の生活支援サービス・活動の創設に向け、モデル事業等に着手します。

⑤	生活支援通所サービス	担当課	地域包括ケア推進課

事業の目的

要支援の認定を受けている人などで、長時間の日常生活支援や専門的な機能訓練までは必要でなく、閉じこもり予防や自立支援が必要な場合に、通所型のサービスを提供します。

事業内容(対策)

- 従来の介護予防通所介護の人員基準等を緩和したサービスで、事業所に通い、２～４時間の運動プログラムを行います。
- 本サービスの加算である短期集中サービス実施加算（運動・栄養・口腔機能向上を一体的に提供）の利用を促すことで、介護予防活動に移行できる人を増やせるよう努めます。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と連携し、利用者の状態像やニーズに応じたサービス提供に努めます。

（3）生活支援･福祉サービスの提供

①	緊急通報システム事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

一人暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置することで家庭内での事故や突然の病気などの際の不安感を解消し、日常の安心を確保します。

事業内容(対策)

- 緊急時にボタンを押すだけで、消防局や近くの協力員に助けを求めることができる緊急通報システムを提供します。
- 利用者が減少している現状を踏まえ、事業内容を検討していきます。

②	日常生活用具給付事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

一人暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、高齢者の日常生活の便宜、生活支援及び寝たきり予防を図ります。

事業内容(対策)

- 日常生活を送る上での有効な支援となるよう、電磁調理器、電子レンジ、杖、手押車の４品目の用具を給付します。

③	加齢性難聴の早期発見･早期ケア	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

難聴や補聴器に対する正しい理解の啓発、難聴の早期発見･早期ケアに取り組むことで、高齢者の生活の質の向上を図ります。

事業内容(対策)

- 公民館等で聞こえのチェック（聴覚スクリーニング検査）や聞こえに関する講話を実施し、難聴の疑いがある人に補聴器の装用を促します。
- 難聴高齢者の補聴器購入費用の一部を助成します。
- 連携中枢都市圏の関係市町にも、岡山市の取組を広げていきます。

④	一人暮らし高齢者等給食サービス事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

【まごころ給食（民間事業者による配食）・ひまわり給食（地域のボランティアによる配食）】

援助の必要な一人暮らし高齢者等を対象に、配食サービスを提供することにより、食生活の安定と改善及び健康の増進を図ります。

【ふれあい給食（地域のボランティアによる会食・配食）】

ひきこもりがちな一人暮らし高齢者等に、会食・配食を通じてふれあいの場を提供することにより、社会的自立を促し、孤独感の解消を図ります。

事業内容(対策)

【まごころ給食・ひまわり給食】

- 栄養バランスに配慮した食事を自宅まで定期的に届け、合わせて安否確認を行います。
- 市周辺部において、事業者が事業継続できるよう検討していきます。

【ふれあい給食】

- 栄養バランスに配慮した食事と合わせ、ふれあいの場を提供します。

⑤	寝たきり高齢者理容サービス事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

理容所において理容を受けることが困難な在宅の寝たきり高齢者に対し、理容師の訪問による理容サービスを提供し、保健衛生の向上及び福祉の増進を図ります。

事業内容(対策)

- 要介護３以上の在宅の寝たきり高齢者に対し、理容師の訪問による理容サービスを提供します。

⑥	生活支援短期入所事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

一時的に養護が必要な高齢者について、短期間養護老人ホーム等に入所させることで、高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。

事業内容(対策)

- 要支援・要介護状態に至らない高齢者について、一時的に養護する必要がある場合、養護老人ホーム等でサービスを提供します。

⑦	在宅介護者支援事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

介護を必要とする高齢者を在宅で介護している家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。

事業内容(対策)

- 在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護し、一定の要件に該当する家族の人に慰労金を支給します。
- 相談援助を希望する家族に対して、地域包括支援センターから職員を派遣します。

⑧	家族介護教室事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

高齢者を在宅で介護している家族や近隣の援助者に対し、家族介護教室を開催し、身体的、精神的負担の軽減を図ります。

事業内容(対策)

- 介護方法、介護サービス等に関する情報、介護者自身の健康づくり等の知識や技術の提供を内容とした教室を開催します。

目標（見込み）　※令和８（2026）年度実績は見込み

（1）介護予防センターの専門性をいかした予防事業の推進

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
あっ晴れ！もも太郎体操	団体数	計画	390	405	420	445	460	475
		実績	397	414	430	—	—	—
介護予防教室	参加者数	計画	12,500	13,000	13,500	17,000	17,500	18,000
		実績	14,591	15,834	16,850	—	—	—
フレイル健康チェック	実施件数	計画	6,500	7,500	8,500	9,000	9,500	10,000
		実績	8,352	8,272	8,500	—	—	—

（2）介護予防・生活支援サービス事業の充実

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域ケア個別会議	個別プラン検討事例数	計画	216	216	216	216	216	216
		実績	216	216	216	—	—	—
介護予防訪問サービス	利用者数（人/月）	見込	1,108	1,132	1,153	1,395	1,537	1,537
		実績	1,058	1,200	1,265	—	—	—
介護予防通所サービス	利用者数（人/月）	見込	3,435	3,512	3,575	4,158	4,408	4,408
		実績	3,537	3,715	3,901	—	—	—
生活支援訪問サービス	利用者数（人/月）	見込	1,062	1,086	1,106	675	675	675
		実績	909	763	685	—	—	—
生活支援通所サービス	利用者数（人/月）	見込	264	270	275	143	143	143
		実績	242	166	143	—	—	—

（3）生活支援・福祉サービスの提供

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
加齢性難聴の早期発見・早期ケア	スクリーニング検査（受検者数）	計画	—	—	—	390	420	450
		実績	—	—	360	—	—	—
家族介護教室	実施回数	計画	40	50	60	30	35	40
		実績	30	31	26	—	—	—

施策分野5　在宅医療・介護連携の推進

方向性

（1）在宅を支える基盤づくり（人材育成）

- 85歳以上の高齢者の増加と生産年齢人口の減少が一層見込まれることから、在宅療養を支える人材の育成や質の向上を図る取組を進めます。

（2）在宅への流れの構築（多職種連携）

- 医療・介護の需要や提供体制の地域差の拡大を踏まえ、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築を目指します。さらに、今後の医療・介護従事者不足や複合的な課題を抱える患者の増加に対応するため、より一層のICTツールの活用の推進とともに医療と介護の連携強化を図ります。

（3）市民がつくる在宅医療（普及啓発）

- 市民一人ひとりが望む終末期を迎えられるよう、市民や専門職に対して、人生会議（ACP）の普及啓発を行うとともに、在宅医療に関する有益な情報提供に取り組みます。

（4）地域包括ケアの深化に向けた取組

- 患者や家族が安心して在宅生活を送る上で必要なサービスへとつなげるため、地域ケア総合推進センターの機能強化と周知に努め、市民や専門職からの相談体制のさらなる充実を図ります。

（5）在宅介護の推進

- 高齢者が、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、これまでの取組をさらに発展させるとともに、全国へ広がるよう国に要望していきます。

＜施策展開の方向性と主な事業＞

※★は介護保険料を財源とする事業

施策展開の方向性	主な事業	
(1)在宅を支える基盤づくり（人材育成）	①訪問看護支援事業	★
	②在宅介護対応薬局認定研修事業	★
	③在宅療養支援強化事業	★
(2)在宅への流れの構築（多職種連携）	①在宅医療介護の地域連携推進事業	★
	②ICT情報連携ツール活用推進事業	★
	③退院支援職員研修事業	★
	④地域別多職種連携会議	★
(3)市民がつくる在宅医療（普及啓発）	①市民出前講座等普及啓発事業	★
	②人生会議(ACP)普及啓発事業	★
(4)地域包括ケアの深化に向けた取組	①地域ケア総合推進センターの機能強化	★
(5)在宅介護の推進	①ケアマネインセンティブ事業	★
	②高齢者活躍推進事業	★

主な事業

（1）在宅を支える基盤づくり（人材育成）

①	訪問看護支援事業	担当課	医療政策推進課

事業の目的

増加する訪問看護のニーズに対応するため、訪問看護の従事者の確保・定着に向けた支援を行います。

事業内容（対策）

- 再就職を考える潜在看護師や訪問看護に関心のある看護師に対し、現場見学や体験を主とする短期研修を実施します。

②	在宅介護対応薬局認定研修事業	担当課	医療政策推進課

事業の目的

訪問薬剤管理指導を行う薬局の拡充に向けた取組を進め、在宅医療や在宅緩和ケアを希望する患者への対応の充実を推進します。

事業内容（対策）

- 研修受講や市薬剤師会の推薦などの要件を満たした薬局を「岡山市在宅介護対応薬局」として認定するとともに、その情報を市ホームページ等で広く公表します。

③	在宅療養支援強化事業	担当課	医療政策推進課

事業の目的

医療職とスムーズに連携できる体制の構築や、患者に応じた必要な支援の提供に向けて、介護支援専門員のケアマネジメントスキルの向上を図ります。

事業内容（対策）

- ケアマネジメントスキルの向上につながる研修を実施し、その修了者が在籍する事業所を「岡山市在宅療養支援強化研修修了事業所」として市ホームページ等に掲載し、市民や関係機関へ周知します。

（2）在宅への流れの構築（多職種連携）

①	在宅医療介護の地域連携推進事業	担当課	医療政策推進課

事業の目的

今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向けて、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築を目指します。

事業内容（対策）

- 地域の医師会や関係機関と連携し、患者と医療従事者の双方にとって円滑かつ持続的な在宅医療の提供体制を構築するため、医師の確保や負担軽減に向けた勉強会の開催や、在宅療養を支える病院と診療所の連携及び診療所同士の相互協力の促進などの取組を推進します。

②	ICT情報連携ツール活用推進事業	担当課	医療政策推進課

事業の目的

医療・介護関係者間での速やかな情報共有を支援するために、地域における共通のICT情報連携ツールの活用を推進していきます。

事業内容（対策）

- 相談窓口の設置や個別相談会、研修会を実施し、ICT情報連携ツールの導入・活用を支援します。

③	退院支援職員研修事業	担当課	医療政策推進課

事業の目的

病院から在宅への円滑な退院支援が行えるよう、多職種間の連携機能の強化や、支援の質の向上を図ります。

事業内容（対策）

- 退院支援に関わる職員を対象に、研修会において多職種連携の手法や課題について検討するとともに、情報共有を図ります。

④	地域別多職種連携会議	担当課	医療政策推進課

事業の目的

在宅医療・介護に携わる多職種の相互理解・連携・ネットワーク構築を図り、在宅医療・介護のさらなる普及や質の向上、切れ目のないサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。

事業内容(対策)

- 各職能団体で構成される企画部会・作業部会を通じてネットワークを構築し、これらの部会を中心に研修会の企画・運営を行います。

（3）市民がつくる在宅医療（普及啓発）

①	市民出前講座等普及啓発事業	担当課	医療政策推進課

事業の目的

住み慣れた地域で最期まで暮らせるまちの実現に向け、人生の最終段階において本人や家族が納得できる医療・介護を受けられるよう、人生会議（ACP）の普及啓発や在宅医療・介護に必要な情報の周知を図ります。

事業内容（対策）

- 定期的な講座だけでなく、地区組織や団体、公民館等へ出向いて行う「出前講座」を実施します。また、在宅医療・介護に関する理解を深めるため、医療・介護専門職による身近な地域単位での市民公開講座を開催します。

②	人生会議（ACP）普及啓発事業	担当課	医療政策推進課

事業の目的

市民が自分らしい最期を迎えられる環境づくりのため、市民並びに医療・介護関係者へ向け、人生会議（ACP）の普及・啓発を推進します。

事業内容（対策）

- 「人生会議 実践BOOK」を公民館や図書館、地域センターなどの公的機関だけでなく、大学や専門学校などにも配架し、若年層を含む幅広い世代への周知啓発を進めます。
- 医療機関においても「人生会議 実践BOOK」を活用していただけるよう、病院だけでなく診療所にも配置します。
- 研修会や会議など、あらゆる場面において、人生会議（ACP）の概要や取り組み方等を紹介する機会を増やします。

（4）地域包括ケアの深化に向けた取組

①	地域ケア総合推進センターの機能強化	担当課	医療政策推進課

事業の目的

どの地域においても在宅医療・介護が受けられるよう、相談体制の機能を強化します。

事業内容(対策)

- 在宅医療・介護などのサービスや制度に関する相談支援、地域の医療・福祉資源の情報提供を行います。
- 退院支援が困難なケースや複合課題ケースを抱えている専門職への相談支援を行います。

（5）在宅介護の推進

①	ケアマネインセンティブ事業	担当課	医療政策推進課

事業の目的

居宅介護支援事業所に専門職を派遣し、専門職の視点や知見を取り入れたケアマネジメントを行うことで介護サービスの質の向上を目指します。

事業内容(対策)

- 居宅介護支援事業所に派遣する専門職（理学・作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士）が訪問に同行し、実際に利用者の状態像を確認した上で、介護支援専門員に対して利用者の状態維持・改善につながる助言を行います。
- 専門職との同行訪問を含む評価指標の達成状況や、利用者の日常生活機能の改善について評価を行い、その結果に応じて上位事業所に奨励金等のインセンティブを付与します。
- 利用者の状態維持・改善状況について分析を進め、介護サービスにおける質の評価やさらなる他職種連携の必要性を国へ提言していきます。

②	高齢者活躍推進事業	担当課	医療政策推進課

事業の目的

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域でいつまでも生きがいを持って暮らし続けられるよう、介護事業所における就労的社会参加活動の機会確保と啓発活動を推進します。

事業内容(対策)

- 介護事業所に対して、研修会やワークショップ等を実施し、要介護（要支援）者の方が、就労的社会参加活動に取り組む意義を正しく理解してもらいながら、市内で事例を創出していきます。
- 事業成果を取りまとめ、介護事業所において、利用者の就労的社会参加活動によるサービス提供が推進されるよう国へ提言していきます。

目標（見込み）　※令和８（2026）年度実績は見込み

（1）在宅を支える基盤づくり（人材育成）

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
訪問看護支援事業	研修参加者数	計画	30	30	30	25	25	25
		実績	23	21	25	—	—	—
在宅介護対応薬局認定研修事業	認定薬局数	計画	95	95	95	110	110	110
		実績	119	108	110	—	—	—
在宅療養支援強化事業	認定事業所数	計画	115	115	115	100	100	100
		実績	81	101	100	—	—	—

（2）在宅への流れの構築（多職種連携）

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
ICT情報連携ツール活用推進事業	全ユーザーグループ登録者数	計画	500	550	600	850	900	950
		実績	652	725	800	—	—	—
退院支援職員研修事業	研修参加者数	計画	—	—	—	120	120	120
		実績	107	164	120	—	—	—
地域別多職種連携会議	研修参加者数	計画	600	600	600	400	400	400
		実績	368	326	400	—	—	—

（3）市民がつくる在宅医療（普及啓発）

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
市民出前講座等普及啓発事業	受講者数	計画	2,100	2,200	2,300	1,600	1,600	1,600
		実績	1,445	1,932	2,000	—	—	—

（4）地域包括ケアの深化に向けた取組

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域ケア総合推進センターの機能強化	専門職からのケース相談件数	計画	40	50	60	60	60	60
		実績	38	51	60	—	—	—

（5）在宅介護の推進

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
ケアマネインセンティブ事業	新規参加居宅介護支援事業所数（累計）	計画	―	―	―	35	40	45
		実績	22	26	30	―	―	―
高齢者活躍推進事業	事業参加デイサービス事業所数（累計）	計画	9	11	13	15	17	19
		実績	9	10	13	―	―	―

施策分野6　認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

方向性

- 本計画「施策分野６　認知症施策の推進」部分を、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく市町村認知症施策推進計画として位置付けます。
- 国の「新しい認知症観」を踏まえ、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される体制づくりを関係機関と連携して進める必要があります。
- 地域のあるべき姿の実現に向け、認知症の人（若年性認知症の人を含む）やその家族の視点を重視した取組の充実を図り、地域住民や企業、学校等の関係機関と連携し、地域における認知症への理解の浸透と地域支援体制の構築に取り組む必要があります。

（1）認知症に関する知識及び理解の促進

- ＜普及啓発＞
  イベント開催・認知症施策をまとめた冊子の配布を通じた取組や学校、地域の企業・経済団体等と連携した認知症サポーター養成講座の実施により、認知症に関する知識及び理解の普及を促進します。
- ＜予防＞
  公民館で行われる介護予防教室などの通いの場への参加促進やフレイル対策事業の充実を図り、高齢者の認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。

（2）誰もが気軽に立ち寄ることのできる集いの場、相談の場の確保

- ＜情報交換・相談の場＞
  認知症カフェなどの居場所づくりを推進するほか、介護サービス事業所等において認知症の人やその家族等に相談・支援を行う取組を進めます。
- ＜保健・医療・福祉の連携＞
  認知症に対応できる医療・介護の人材を育成するとともに、認知症への取組と保健・医療・福祉の有機的な連携を図ることで、認知症の人が医療・介護サービスを適時かつ切れ目なく利用できる体制づくりを推進します。

（3）当事者が参画し、地域や企業などとつながる仕組みづくり

- ＜本人発信・本人参画＞
  認知症の人が地域や企業などとつながる仕組みであるチームオレンジや、認知症の人同士の相談支援を行う取組であるピアサポート活動等を推進します。
- ＜備え＞
  認知症の人が行方不明になった際の早期発見や事故の未然防止のための体制づくりを進めます。

＜施策展開の方向性と主な事業＞

※★は介護保険料を財源とする事業

施策展開の方向性	主な事業
（1）認知症に関する知識及び理解の促進 〇普及啓発 〇予防	①認知症の普及啓発事業
	②認知症サポーター養成講座
	③認知症の早期発見・早期対応促進事業
	④加齢性難聴の早期発見・早期ケア【施策4（3）③参照】
	⑤介護予防センターのリハビリテーション専門職等をいかした取組【施策4（1）①参照】
	⑥通いの場の運営支援「あっ晴れ！もも太郎体操」【施策4（1）②参照】
	⑦介護予防教室【施策4（1）③参照】
（2）誰もが気軽に立ち寄ることのできる集いの場、相談の場の確保 〇情報交換・相談の場 〇保健・医療・福祉の連携	①認知症カフェ運営支援事業 ★
	②認知症伴走型支援事業
	③認知症コールセンター設置運営事業
	④若年性認知症の人への支援
	⑤認知症地域支援推進員の配置 ★
	⑥認知症初期集中支援チーム ★
	⑦認知症疾患医療センターの運営
	⑧認知症サポート医の養成
	⑨かかりつけ医の認知症対応力向上研修
	⑩介護サービス事業所職員に対する認知症対応力向上研修
（3）当事者が参画し、地域や企業などとつながる仕組みづくり 〇本人発信・本人参画 〇備え	①認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（チームオレンジ）★
	②認知症ピアサポート活動支援事業
	③本人ミーティング推進事業
	④認知症高齢者見守り事業 ★
	⑤高齢者・子どもの見守りネットワーク事業【施策2（2）⑤参照】

コラム



※認知症介護研究・研修東京センター資料をもとに作成

主な事業

（1）認知症に関する知識及び理解の促進

①	認知症の普及啓発事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

認知症は誰もがなりうるもので、まずは多くの人に基本的なことを知ってもらうために、認知症に関する正しい知識及び理解の普及を進めます。

事業内容(対策)

- 認知症月間（世界アルツハイマー月間）の機会を捉えて、「新しい認知症観」や認知症とともに生きる希望宣言など「認知症の人の声」を反映したパネル展や講演会等の普及啓発イベントを実施します。
- 認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れを示した、認知症ケアパスの普及に努めます。

②	認知症サポーター養成講座	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守る応援者を増やしていくため、「認知症サポーター」を養成します。

事業内容(対策)

- 地域住民や企業、学校等の関係機関に向け、認知症サポーター養成講座を開催します。
- 特に、こども・学生、企業の従業員に対するサポーター養成の取組を強化します。

③	認知症の早期発見･早期対応促進事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

認知症の早期の気付きと対応に向けて、セルフチェックや地域包括支援センター等と連携した取組を促進します。

事業内容(対策)

- 認知症の早期発見のためのチェックリストを作成し、ホームページへ掲載するほか、医療機関や薬局等へ配布します。
- 地域包括支援センターが認知症の疑いがある高齢者等を把握した際に、ＤＡＳＣ－21（認知症アセスメントシート）を用いた認知機能と生活機能の評価を実施します。
- 岡山県警が認知症の疑いがある高齢者への認知機能検査の結果を通知する際に、地域包括支援センターの案内文を同封します。

④	加齢性難聴の早期発見･早期ケア	担当課	高齢者福祉課

※再掲のため記載省略 【施策４(3)③参照】

⑤	介護予防センターのリハビリテーション専門職等をいかした取組	担当課	地域包括ケア推進課

※再掲のため記載省略 【施策４(1)①参照】

⑥	通いの場の運営支援「あっ晴れ！もも太郎体操」	担当課	地域包括ケア推進課

※再掲のため記載省略 【施策４(1)②参照】

⑦	介護予防教室	担当課	地域包括ケア推進課

※再掲のため記載省略 【施策４(1)③参照】

（2）誰もが気軽に立ち寄ることのできる集いの場、相談の場の確保

①	認知症カフェ運営支援事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

地域住民など誰もが参加でき、認知症の人やその家族が当事者同士の相談を含め身近な場所で交流できるよう、居場所づくりを推進します。

事業内容(対策)

- 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェの開催・運営を支援します。
- 特に、認知症カフェの設置されていない中学校区を中心に開催・運営を支援します。

②	認知症伴走型支援事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

認知症の進行による状況の変化やそれに悩む人とその家族に寄り添う体制の構築に向け、専門的な相談・助言等を日常的かつ継続的に行う伴走型拠点の整備を推進します。

事業内容(対策)

- 介護の現場経験のある専門職による、認知症の人やその家族への電話・対面等での継続的な支援を実施します。
- 地域包括支援センターや地域の関係機関等との連携体制を構築します。

③	認知症コールセンター設置運営事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

認知症の人やその家族が気軽に相談できる相談窓口を整備するため、認知症介護の専門家や経験者が対応するコールセンターを設置します。

事業内容(対策)

- 認知症の人やその家族等からの相談に対し助言等を行うほか、必要に応じて、地域包括支援センター等の関係機関との連携を図ります。

④	若年性認知症の人への支援	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

若年性認知症の場合、現役で仕事や家事をしている人も多いことから、地域・企業における正しい理解の醸成を図るとともに、個別性の高い支援体制の構築を進めます。

事業内容(対策)

- 地域・企業に向けて、若年性認知症ハンドブックの周知啓発に努めるとともに、若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等に研修等を通じた知識のアップデートを図ります。
- 認知症初期集中支援チームや若年性認知症支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人やその家族等の状態やニーズに応じた相談支援を実施します。

⑤	認知症地域支援推進員の配置	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

医療と介護の連携強化や、地域における支援体制の構築、認知症ケアの向上を図ることを目的に、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。

事業内容(対策)

- 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症ケアパスの作成・配布を通じた認知症の正しい知識及び理解の普及や地域の支援機関間の連携体制の構築を推進します。
- 認知症の人やその家族等への相談支援を行うほか、認知症カフェや本人ミーティングの開催・運営の支援等の取組を進めます。

⑥	認知症初期集中支援チーム	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

認知症の早期診断・早期対応に係る支援体制の構築に向け、認知症の人とその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置します。

事業内容(対策)

- 地域包括支援センターに医療職及び福祉職から構成されるチーム員を配置し、認知症疾患医療センター等の専門医を含むチームによる初期の包括的・集中的な支援を実施します。
- 地域の身近な認知症かかりつけ医や認知症サポート医と連携を図ることで、認知症の人が早期に適切な支援につながる体制づくりを推進します。

⑦	認知症疾患医療センターの運営	担当課	医療政策推進課

事業の目的

認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療提供体制の構築に向け、認知症疾患医療センターを設置し、認知症の予防や早期発見、身体合併症への急性期対応、診断後支援の充実に努めるとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を通じて認知症の人とその家族への支援体制の維持・向上を図ります。

事業内容(対策)

- 認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談、診断後の相談支援等を実施します。
- 地域の診療所等の医師への研修、医療介護関係機関との連絡会議、市民向けの講演会等を開催します。

⑧	認知症サポート医の養成	担当課	医療政策推進課

事業の目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とします。

事業内容(対策)

- 医師会との協力により、認知症サポート医養成研修の受講者を選定・派遣するほか、新たに認知症サポート医となった医師については、岡山市認知症かかりつけ医制度への登録を勧奨します。
- 既存の認知症サポート医に対して、研修や意見交換の場を設け、スキルアップを図ります。

⑨	かかりつけ医の認知症対応力向上研修	担当課	医療政策推進課

事業の目的

かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、地域において認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ります。

事業内容(対策)

- 市内の医師に対し認知症対応力向上研修を実施します。
- 特に、未受講の医師に対し受講を促すほか、新規に受講した医師については、岡山市認知症かかりつけ医制度への登録を勧奨します。

⑩	介護サービス事業所職員に対する認知症対応力向上研修	担当課	事業者指導課

事業の目的

介護サービス事業所職員に対し、認知症対応力向上に向けた研修を実施することにより、各サービス事業者における認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。

事業内容(対策)

- 認知症介護サービスを提供する事業所の開設者や管理者に就任予定の職員に対し、「認知症対応型サービス事業管理者等研修」を実施します。
- 介護に直接携わる職員のうち、医療・介護関係の資格を有さない職員に対し、「認知症介護基礎研修」を実施します。

（3）当事者が参画し、地域や企業などとつながる仕組みづくり

①	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（チームオレンジ）	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

認知症になってからも自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域、企業、医療福祉も含めた関係者と協力し、認知症の人の声を聴いた地域づくりを推進します。

事業内容（対策）

- 地域包括支援センターにコーディネーターを配置し、認知症の人やその家族のニーズを把握するとともに、認知症の人と認知症サポーターや企業・団体とのマッチングを行い、社会参加や普及啓発などの活動につなげます。
- 認知症当事者とともに様々な活動に自主的に取り組む認知症サポーター（おれんじパル）や、認知症の正しい理解と適切な対応等に取り組む企業・団体（認知症フレンドリー企業・団体）の登録を促進します。
- 認知症に携わる関係者が一堂に会するセミナーを開催し、関係者同士の交流や地域の情報共有等により、ネットワークづくりを促進します。

②	認知症ピアサポート活動支援事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対し、精神的な負担の軽減と認知症の人の社会参加の促進を図るため、認知症当事者による相談支援（ピアサポート活動）を実施します。

事業内容（対策）

- コーディネーターを配置し、認知症の人同士や希望する家族同士の相談の場づくりを支援します。

③	本人ミーティング推進事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

誰もが暮らしやすい地域となるよう、認知症の人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合う本人ミーティングの取組を推進します。

事業内容(対策)

- 広報媒体等を用いた本人ミーティングのPRを行うほか、地域包括支援センター等と連携し、本人ミーティングの開催・運営を支援します。
- 把握した認知症の人の声を市の施策に反映していきます。

④	認知症高齢者見守り事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

認知症の人やその家族が地域で安心して住み続けられるために、地域で見守り、支援する体制の構築を推進します。

事業内容(対策)

【行方不明高齢者さがしてメール】

- 認知症の人が行方不明になったときに、早期発見に向け、事前登録された協力者に捜索依頼メールを配信します。
- 広報媒体等を用いて事業内容を周知し、協力者の増加に努めます。

【認知症身元不明高齢者一時保護事業】

- 身元不明の認知症の疑いがある高齢者が、警察に保護された際、一時保護できる場所を特別養護老人ホーム等に確保し、身元が判明するまでの間、高齢者を保護します。

⑤	高齢者・子どもの見守りネットワーク事業	担当課	高齢者福祉課

※再掲のため記載省略 【施策2(2)⑤参照】

目標（見込み）　※令和８（2026）年度実績は見込み

（1）認知症に関する知識及び理解の促進

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
認知症サポーター	養成人数（企業サポーター養成人数＊）（累計）	計画	71,000（2,500）	75,000（3,500）	84,100（4,500）	89,100（3,200）	94,100（3,700）	99,100（4,200）
		実績	74,101（1,782）	80,802（2,212）	85,467（2,688）	—	—	—

＊企業サポーター養成人数は、令和3（2021）年度からの累計数

※通いの場の運営支援「あっ晴れ!もも太郎体操」、介護予防教室、加齢性難聴の早期発見・早期ケアは再掲のため省略
【施策４（１）（３）参照】

（2）誰もが気軽に立ち寄ることのできる集いの場、相談の場の確保

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
認知症カフェ	設置箇所数（累計）	計画	46	50	54	52	55	58
		実績	46	48	49	—	—	—
認知症伴走型支援	延べ相談件数	計画	—	—	—	415	455	495
		実績	110	334	375	—	—	—
認知症初期集中支援チーム	対応ケース数（医療・介護につながったケース数＊）	計画	95（80）	100（85）	105（90）	100（80）	100（80）	100（80）
		実績	96（62）	100（84）	100（75）	—	—	—
認知症疾患医療センター	市内指定機関数	計画	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	—	—	—
認知症サポート医	養成者数（累計）	計画	70	75	80	90	95	100
		実績	75	80	88	—	—	—
認知症対応力向上研修	延べ受講者数	計画	610	650	690	730	770	810
		実績	633	686	726	—	—	—
認知症対応型サービス事業管理者等研修	参加者数	計画	65	65	65	65	65	65
		実績	49	35	39	—	—	—

＊医療・介護につながったケース数は、前年度からの継続ケース数を含む当該年度中の実人数

（3）当事者が参画し、地域や企業などとつながる仕組みづくり

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
認知症サポーターステップアップ講座	修了者数（累計）	計画	100	130	160	460	540	620
		実績	191	300	380	—	—	—
認知症ピアサポート	相談人数（家族の相談人数）	計画	12 (4)	18 (8)	24 (12)	40 (15)	44 (17)	48 (19)
		実績	14 (7)	61 (25)	36 (12)	—	—	—
行方不明高齢者さがしてメール事業	協力者登録数（累計）	計画	2,700	2,900	3,100	3,150	3,350	3,550
		実績	2,634	2,790	2,950	—	—	—

施策分野7　安心・快適な住まい等の確保

方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者の生活ニーズや状況等に応じた多様なサービスやバリアフリー化を意識した住まいが適切に提供される環境を整えていきます。
- 感染症や災害発生時に備え、施設の感染予防対策や防災体制を強化していきます。
- 住まいや施設等のバリアフリー化を進めるなど、高齢者にとって暮らしやすい住環境づくりを進めていきます。

（1）安定した住まいの確保

- 軽費老人ホーム等の家賃が低廉な住まいの提供や、養護老人ホーム等の適切な生活支援体制を確保するとともに、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームにおいて、登録対象となる有料老人ホームの登録促進、入居者に対して適切なサービスが提供されるよう、指導監督の強化を行います。
- 「住宅セーフティネット制度」の取組として、高齢者等が安心して住むことのできる住宅等の供給を促進します。
- 感染症予防、感染症対策研修等の周知啓発の指導や、感染症発生時には施設との連携の強化を行います。
- 近年の水害等の発生状況を踏まえ、避難訓練の実施状況、防災に対する意識の啓発、防災用品等の備蓄物資等が備えられているか等、施設の防災・業務継続計画を定期的に確認し、指導の強化を行います。

（2）安心・快適な住環境づくり

- 事業者と連携・協働しながら、バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識の浸透を進めるとともに、高齢者の住宅のバリアフリー化を促進します。
- シルバーハウジングに生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を派遣し、高齢者が安心して生活できるよう支援します。

＜施策展開の方向性と主な事業＞

※★は介護保険料を財源とする事業

施策展開の方向性	主な事業
(1)安定した住まいの確保	①養護老人ホーム
	②軽費老人ホーム(ケアハウス、軽費老人ホームB型)
	③生活支援ハウス
	④有料老人ホーム
	⑤サービス付き高齢者向け住宅
	⑥シルバーハウジング
	⑦住宅セーフティネット制度
(2)安心・快適な住環境づくり	①すこやか住宅リフォーム助成事業
	②シルバーハウジング生活援助員派遣事業 ★

主な事業

（1）安定した住まいの確保

①	養護老人ホーム	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

養護老人ホームは、経済的理由や家庭環境等の理由により、居宅での生活が困難な高齢者が市町村の措置により入所する施設です。

事業内容(対策)

- 入所措置が必要な高齢者の生活を引き続き支援します。
- ５施設（定員計310名）整備しており、常時空床が生じている状況であるため、本計画期間は整備しない方針です。
- 国・県補助金等も活用して、防災・感染症対策を推進します。

②	軽費老人ホーム(ケアハウス、軽費老人ホームB型)	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

軽費老人ホームは、低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の高齢者が入所し、日常生活上必要な便宜を供与し、健康で明るい生活を送れるようにするための施設です。

事業内容(対策)

- ケアハウスは、21施設（定員計874名）整備しており、政令指定都市の中で最も高い整備率となっており、待機者も比較的少ないため、本計画期間は整備しない方針です。
- 軽費老人ホームB型（平井サンホーム）は、国の一元化の方針を踏まえ、今後も施設のあり方について検討していきます。
- 国・県補助金等も活用して、防災・感染症対策を推進します。

③	生活支援ハウス	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

居宅での生活に不安のある、市内にお住いの60歳以上の一人暮らし、夫婦のみ世帯又は家族による援助を受けることが困難な高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設です。

事業内容(対策)

- 3施設（定員計23人）整備しており、入所者数からも、必要なサービス量は概ね確保できていると考えられるため、新たな施設の整備はしない方針です。

④	有料老人ホーム	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

有料老人ホームは、食事等のサービスの付いた高齢者向けの居住施設で、介護が必要となった場合でも、訪問介護など外部からの介護サービスを利用しながらホームでの生活を継続することができる「住宅型有料老人ホーム」や、介護保険の給付対象となる「特定施設入居者生活介護」の指定を受け、施設の職員から入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話等のサービスが受けられる「介護付有料老人ホーム」等があります。

事業内容(対策)

- 高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加していく中、積極的な事業者の参入に伴い、引き続きサービスの増加が予測されます。囲い込み等の過剰な介護サービスや質の低い生活支援サービスが提供されることなどないよう、また、施設の感染予防対策や防災体制が強化されるよう、事業者に対し、適切な指導・監督を行います。

⑤	サービス付き高齢者向け住宅	担当課	住宅課･高齢者福祉課

事業の目的

「サービス付き高齢者向け住宅」登録制度は、高齢者が安心して入居できる民間賃貸住宅の供給を目的として、建物内がバリアフリーであるほか、ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、安否確認・生活相談サービスの提供を行うこととされています。

食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うサービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームに該当することになります。

事業内容(対策)

- 高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯が増加していく中、事業者の参入に伴い、引き続き施設やサービスの増加が予測されます。施設の適正な管理を図り、囲い込み等の過剰な介護サービスや質の低い生活支援サービスが提供されることなどないよう、また、施設の感染予防対策や防災体制が強化されるよう、事業者に対し、適切な指導・監督を行います。

⑥	シルバーハウジング	担当課	住宅課

事業の目的

高齢者が地域社会の中で自立して安全で快適な生活が営めるよう、緊急時の対応等を行う生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を配置した高齢者対応仕様の市営住宅を整備するものです。

事業内容(対策)

- 今後の市営住宅の建て替え再整備を行う中で、エレベーターの設置、段差の解消、手すりの設置や車いすに対応した廊下幅など、ユニバーサルデザインの視点を持って整備を進めていき、高齢者に対応した住宅の整備を行います。
- 福祉施設や生活利便施設の併設も検討することで、高齢者はもとより、地域からも喜ばれる安全で優しい住宅の整備に努めます。

⑦	住宅セーフティネット制度	担当課	住宅課・生活保護・自立支援課・地域包括ケア推進課・障害福祉課

事業の目的

高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅や、入居中サポートのある居住サポート住宅の供給を促進することを目的としています。

事業内容(対策)

- 民間賃貸住宅の居住促進のため、特定非営利法人おかやまUFE、岡山県宅地建物取引業協会、岡山市社会福祉協議会と連携して月に１度「住まいと暮らしの無料相談会」を実施します。
- 居住サポート住宅の認定を行い、供給住宅の整備に努めます。

（2）安心・快適な住環境づくり

①	すこやか住宅リフォーム助成事業	担当課	福祉援護課

事業の目的

身体機能が低下した高齢者や重度身体障害者が、自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅改修費の一部を助成することによって、自立を支援し、介護者の負担軽減を図ることを目的としています。

事業内容(対策)

- 身体機能が低下した高齢者や重度身体障害者が、自宅において暮らしやすい生活ができるよう住宅を改修する場合に、その費用の一部を助成します。

②	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

シルバーハウジングに生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を派遣し、入居者が自立して安全かつ快適な在宅生活を営むことができるよう支援します。

事業内容(対策)

- 生活援助員（ライフサポートアドバイザー）を２名配置し、生活指導や相談、定期的な安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等の日常生活に必要な援助を行います。

目標（見込み）　※令和８（2026）年度実績は見込み

（1）安定した住まいの確保

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
養護老人ホーム	措置人数	見込	280	280	280	280	280	280
		実績	214	194	191	—	—	—
軽費老人ホーム（ケアハウス、軽費老人ホームB型）	ケアハウス入所者数（年度末）	見込	850	850	850	850	850	850
		実績	831	846	850	—	—	—
	平井サンホーム入所者数（年度末）	見込	50	50	50	50	50	50
		実績	28	29	29	—	—	—
生活支援ハウス	入所者数（年度末）	見込	17	17	17	17	17	17
		実績	15	14	14	—	—	—
有料老人ホーム（実績値のみ）	定員数	実績	3,047	3,216	3,323	—	—	—
	要介護3以上	実績	1,277	1,394	1,482	—	—	—
	施設数	実績	90	93	96	—	—	—
サービス付き高齢者向け住宅（実績値のみ）	施設数	実績	68	69	70	—	—	—
	戸数	実績	2,176	2,181	2,205	—	—	—
シルバーハウジング	住戸数	見込	68	68	68	68	68	68
		実績	68	68	68	—	—	—

※養護老人ホームは市外の施設への措置人数を含み、市外からの被措置者の人数は含まない
（令和8（2026）年9月1日時点）

（2）安心・快適な住環境づくり

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
すこやか住宅リフォーム助成事業	助成件数	見込	100	100	100	100	100	100
		実績	61	68	95	—	—	—

施策分野8　最適な介護サービスの提供

方向性

- 団塊の世代が令和7（2025）年に75歳以上となり、今後、医療と介護の複合ニーズが高まることが想定される85歳以上人口の増加が見込まれるとともに、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることも見据え、引き続き、安心して自宅等で最期まで生活できるよう、多様なサービス提供体制を構築していきます。
- 第10期計画期間中に、特定地域サービスや特定地域居宅サービス等事業の活用を検討します。

（1）在宅系サービスの適正な提供

- 在宅系サービスの事業者数は、全般的に他の政令指定都市と比較しても多くなっていますが、医療と介護の両方を必要とする、中・重度の要介護者の増加にも備え、国・県補助金の活用等により、引き続き、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護などの計画的な整備を行い、在宅生活の継続に資するサービスの充実を促進します。
- 利用者の「状態像」を維持・改善する事業者への評価・インセンティブの付与を通じて、介護サービスの質のさらなる向上を進めます。
- 感染症予防、感染症対策研修等の周知啓発の指導や、避難訓練の実施状況、防災計画の確認等を定期的に行い、指導の強化を行います。

（2）施設･居住系サービスの適正な提供

- 様々な状況により在宅生活が困難となった人に必要なサービスが提供できるよう、政令指定都市の中でも比較的高い整備率である現状も踏まえながら、将来的な高齢者の人口動態、待機者や認知症高齢者の状況、介護離職の防止や介護負担の軽減の観点、地域におけるサービスの偏在性等を総合的に検証し、適正な施設整備を進めます。
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域の介護・福祉の拠点としての位置付けで整備してきましたが、国の基本指針においても有料老人ホーム等が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、過剰な介護サービスの基盤の整備とならないよう適切な整備量を見込むこととなっていること、待機者が減少傾向であること、第９期での応募状況等を踏まえ、現状維持とします。

- 認知症対応型共同生活介護は、今後も認知症高齢者数の増加が予想されることから、事業所の質を担保しつつ、引き続き適正な施設整備を進め、２施設（36床）の整備を行います。
- 感染症予防、感染症対策研修等の周知啓発の指導や、避難訓練の実施状況、防災計画の確認等を定期的に行い、指導の強化を行います。また、老朽化した施設に対しては、国・県補助金等も活用して、災害に対して強固な場所への建て替え等を推進します。

＜施策展開の方向性と主な事業＞

※★は介護保険料を財源とする事業

施策展開の方向性	主な事業
（1）在宅系サービスの適正な提供	①訪問介護 ★
	②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 ★
	③訪問看護・介護予防訪問看護 ★
	④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ★
	⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 ★
	⑥通所介護 ★
	⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ★
	⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ★
	⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 ★
	⑩定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ★
	⑪地域密着型通所介護 ★
	⑫認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 ★
	⑬小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ★
	⑭看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） ★
	⑮福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 ★
	⑯特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入 ★
	⑰住宅改修・介護予防住宅改修 ★
	⑱居宅介護支援・介護予防支援 ★
（2）施設・居住系サービスの適正な提供	①介護老人福祉施設 ★
	②介護老人保健施設 ★
	③介護医療院 ★
	④特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 ★
	⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 ★
	⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ★
	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 ★

主な事業

（1）在宅系サービスの適正な提供

①	訪問介護	担当課	介護保険課
事業の目的			
利用者の居宅を訪問し、介助等を行うことで、要介護状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。			
事業内容(対策)			
● 介護職員が訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助や掃除、洗濯等の生活援助を行います。			

②	訪問入浴介護･介護予防訪問入浴介護	担当課	介護保険課
事業の目的			
利用者の居宅を訪問し、入浴の援助を行うことで、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。			
事業内容(対策)			
● 介護職員等が移動入浴車で訪問し、入浴介護を行います。			

③	訪問看護･介護予防訪問看護	担当課	介護保険課
事業の目的			
利用者の居宅を訪問し、療養生活を支援することで、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持向上を図り、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。			
事業内容(対策)			
● 看護師等が訪問し、療養上の世話又は診療の補助を行います。			

④	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	担当課	介護保険課

事業の目的

利用者の居宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うことで、利用者の心身の機能の維持回復を図り、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

● 理学療法士等が訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

【リハビリテーション指標の分析（認定者１万人あたり)】

・利用率は、全国平均より低くなっています。

・利用率と同様に、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数や短期集中リハビリテーション実施加算算定者数も全国平均より低くなっています。

・適時適切に利用できるよう、適切なサービス利用の提供を進めます。

リハビリテーション指標(認定者1万人あたり)	全国	岡山市
利用率	2.1%	1.5%
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数	58.4人	42.5人
短期集中リハビリテーション実施加算算定者数	8.4人	7.0人

出典:地域包括ケア「見える化」システム(令和7(2025)年度)

⑤	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	担当課	介護保険課

事業の目的

利用者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行うことで、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

● 医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士等が、その心身の状況、置かれている環境を把握し、療養上の管理指導を行います。

⑥	通所介護	担当課	介護保険課

事業の目的

事業所に通い、利用者の心身機能の維持向上等と、利用者の家族の負担軽減を図り、要介護状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 日帰りで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
- 通所介護事業所の介護サービスの質を評価し、積極的に利用者の状態像の維持・改善に取り組む事業所に対し、インセンティブを与える事業を進めます。

⑦	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	担当課	介護保険課

事業の目的

介護老人保健施設や病院等に通い、生活機能の維持向上を目指し、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 日帰りで、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。

【リハビリテーション指標の分析（認定者１万人あたり)】

・利用率は、全国平均より高くなっています。

・利用率と同様に、リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数は、全国平均を大きく上回っています。

・短時間利用を行う利用者も多く、新たな利用者がサービスを利用しやすい環境となっており、通所リハビリテーションによる支援が行き渡った上で、通所できない人を訪問リハビリテーションで支える体制になっています。

リハビリテーション指標(認定者1万人あたり)	全国	岡山市
利用率	8.3%	10.8%
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上の算定者数	258.7人	332.0人
短期集中リハビリテーション実施加算算定者数	25.5人	29.0人
短時間（１時間以上２時間未満）の算定者数	74.2人	94.8人

出典:地域包括ケア「見える化」システム(令和7(2025)年度)

⑧	短期入所生活介護･介護予防短期入所生活介護	担当課	介護保険課

事業の目的

利用者が老人短期入所施設等に短期間入所し、心身の機能の維持向上等と家族の負担軽減を図り、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた際に、当該施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

⑨	短期入所療養介護･介護予防短期入所療養介護	担当課	介護保険課

事業の目的

利用者が介護老人保健施設、介護医療院等に短期間入所し、療養生活の質の向上及び利用者の家族の負担軽減を図り、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 一時的に居宅において日常生活を営むことに支障が生じた際に、当該施設に入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

⑩	定期巡回･随時対応型訪問介護看護	担当課	事業者指導課

事業の目的

定期的な訪問と随時の通報により居宅を訪問し、介助や、日常生活上の緊急時の対応を提供することにより、中・重度の要介護状態になっても安心して在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。また、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指します。

事業内容(対策)

- 日中・夜間を通じて、定期的な訪問と随時の通報により訪問介護員等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介助や、日常生活上の緊急時の対応を行います。
- 第９期計画期間中に７事業所を指定し、事業所数、サービス全体の利用者数ともに増加傾向です。
- 今後、医療的ニーズの高まりや重度の要介護者や高齢者のみの世帯等が増加していくこと、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービスであることを踏まえ、医療と介護の連携による切れ目のない支援の提供体制を整えるため、引き続き補助金の活用や整備促進の周知を行い、事業所数の増加を目指します。

⑪	地域密着型通所介護	担当課	事業者指導課

事業の目的

住み慣れた地域で、事業所に通い、利用者の心身機能の維持向上等と、利用者の家族の負担軽減を図り、要介護状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 日帰りで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
- 通所介護事業所の介護サービスの質を評価し、積極的に利用者の状態像の維持・改善に取り組む事業所に対し、インセンティブを与える事業を進めます。

⑫	認知症対応型通所介護･介護予防認知症対応型通所介護	担当課	事業者指導課

事業の目的

事業所に通い、利用者の心身機能の維持向上等と、利用者の家族の負担軽減を図り、認知症である方が要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 認知症の人を対象に専門的なケアを提供するサービスであり、日帰りで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

⑬	小規模多機能型居宅介護･介護予防小規模多機能型居宅介護	担当課	事業者指導課

事業の目的

利用者や家族の状態に合わせて、「通い」を中心にサービスを提供することで、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 「通い」を中心に、「泊まり」や「訪問」を柔軟に組み合わせたサービスを提供します。
- 今後、認知症高齢者等の増加により、サービス利用量の増加が見込まれます。家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活を営むことができるよう、周知、指導等を進めていきます。

⑭	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	担当課	事業者指導課

事業の目的

看護と介護の一体的なサービスを提供することで、要介護状態となっても在宅による療養生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数サービスを組み合わせ、看護と介護の一体的なサービスを提供します。
- 第９期中に2事業所を指定しており、事業所数は増加していますが、医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の増加に伴い、サービス利用の増加が予測されるため、引き続き補助金の活用や整備促進の周知を行い、事業所数の増加を目指します。

⑮	福祉用具貸与･介護予防福祉用具貸与	担当課	介護保険課

事業の目的

福祉用具貸与により、利用者の日常生活上の便宜を図り、機能訓練に資することで、利用者を介護する者の負担の軽減を図るとともに、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 事業所が選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与します。

⑯	特定福祉用具購入･特定介護予防福祉用具購入	担当課	介護保険課

事業の目的

入浴や排泄等に用いる、貸与になじまない福祉用具を購入することで、利用者の日常生活上の便宜を図り、機能訓練に資することで、利用者を介護する者の負担の軽減を図るとともに、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 入浴補助用具や腰掛便座等を購入し要件を満たす場合に、一定の限度額内で要した費用を支給します。

⑰	住宅改修･介護予防住宅改修	担当課	介護保険課

事業の目的

住宅改修により、利用者の日常生活上の便宜を図り、要介護（要支援）状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 手すりの取り付けや段差解消など要件を満たす住宅の改修を行った場合に、一定の限度額内で要した費用を支給します。

⑱	居宅介護支援･介護予防支援	担当課	介護保険課

事業の目的

居宅サービス等の適切な利用等をすることができるよう利用者を支援することで、要介護(要支援)状態となっても在宅生活が維持できるよう支援することを目的としています。

事業内容(対策)

- 心身の状況等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を行い、適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

（2）施設･居住系サービスの適正な提供

①	介護老人福祉施設	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

入所定員が30床以上の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症などにより、日常生活の中で常に介護を必要とする高齢者が、入浴、排せつ、食事、機能訓練、健康管理等の必要な介護を受けながら生活する施設です。

【第９期計画における状況】

・市内に36施設2,348床（令和８（2026）年４月１日現在）を整備済です。

・平成27（2015）年度から入所要件が原則要介護３以上となったことや、増床や地域密着型介護老人福祉施設の新設を計画的に進めたことから、待機者は減少傾向にあります。

事業内容(対策)

- 本計画期間は整備しない方針です。
- 老朽化した介護老人福祉施設に対する改築の市独自補助金及び国・県補助金等も活用して、防災・感染症対策等を推進します。

②	介護老人保健施設	担当課	事業者指導課

事業の目的

心身の機能の維持回復を図り、再び居宅での生活ができるようにするため、看護や介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

事業内容(対策)

- 利用状況から需要を満たしていると考えられるため、本計画期間は整備しない方針です。
- 各施設における適正なサービス提供を行うことにより、在宅復帰を支援する施設として、その機能を十分果たすことができるよう、引き続き指導等を行います。

③	介護医療院	担当課	事業者指導課

事業の目的

長期にわたり療養が必要である高齢者に対し、療養上の管理、看護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行います。

事業内容(対策)

- 利用状況から大幅な利用の伸びは見込まれないことから、本計画期間は整備しない方針です。

④	特定施設入居者生活介護･介護予防特定施設入居者生活介護	担当課	事業者指導課

事業の目的

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している要介護（要支援）認定者に対し、日常生活上の介護や支援を行います。

事業内容(対策)

- 利用状況から需要を満たしていると考えられるため、本計画期間は整備しない方針です。

⑤	認知症対応型共同生活介護･介護予防認知症対応型共同生活介護	担当課	事業者指導課

事業の目的

認知症の高齢者に対し、共同生活できる住まいで、機能訓練、その他の日常生活上の介護や支援を行います。

事業内容(対策)

- 全国的に見ても高い整備率となっていますが、今後も見込まれる認知症高齢者の増加や、認知症ケアの専門性などを踏まえ、サービスの質を担保しつつ２施設36床の整備を行います。

⑥	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	担当課	高齢者福祉課

事業の目的

入所定員が29床以下の特別養護老人ホームであり、寝たきりや認知症等により、日常生活の中で常に介護を必要とする高齢者が、入浴、排せつ、食事、機能訓練、健康管理等の必要な介護を受けながら生活するサービスです。

【第９期計画における状況】

・高齢者人口１万人あたりで、政令指定都市20都市中第１位となっており、令和８（2026）年４月１日現在、市内に34施設986床を整備しています。
・平成27（2015）年度から入所要件が原則要介護３以上となったことや、介護老人福祉施設の増床及び地域密着型介護老人福祉施設の新設を計画的に進めたことから、待機者は減少傾向にあります。
・第８期計画における未整備中学校区で１施設（29床）を整備済です。
・第９期計画で１施設整備する計画でしたが、応募がありませんでした。
・介護人材不足、入所者ニーズの減少や建築費の高騰により、事業者は新規の施設建設に慎重となっています。

事業内容(対策)

- 国の基本指針を踏まえて、有料老人ホームなど高齢者向けの住まいの状況、第９期での応募の状況、介護人材確保の状況を勘案し、本計画期間は整備しない方針です。
- 国・県補助金等も活用して、防災・感染症対策を推進します。

⑦	地域密着型特定施設入居者生活介護	担当課	事業者指導課

事業の目的

定員が29人以下で、介護事業者としての指定基準に合致し、その指定を受けた有料老人ホーム等の施設であり、利用者に機能訓練、日常生活上の介護や支援を行います。

事業内容(対策)

- 現在岡山市にはサービス提供事業者はありません。
- 特定施設については、広域型の施設整備が進み、需要を満たしていると考えられるため、本計画期間は整備しない方針です。

目標（見込み）　※令和８（2026）年度実績は見込み

（1）在宅系サービスの適正な提供

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
訪問介護	利用回数（回／月）	見込	132,770	137,668	142,072	159,919	167,540	170,138
		実績	135,193	140,991	150,942	—	—	—
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	利用回数（回／月）	見込	971	1,014	1,040	890	929	950
		実績	882	864	846	—	—	—
介護予防訪問看護	利用回数（回／月）	見込	5,103	5,242	5,335	6,910	7,350	7,608
		実績	5,124	5,920	6,500	—	—	—
訪問看護	利用回数（回／月）	見込	42,944	45,031	46,425	50,759	52,643	53,598
		実績	40,649	43,147	47,211	—	—	—
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数（回／月）	見込	898	916	936	1,395	1,478	1,510
		実績	949	937	1,209	—	—	—
訪問リハビリテーション	利用回数（回／月）	見込	6,185	6,295	6,415	6,269	6,513	6,682
		実績	5,775	6,118	6,267	—	—	—
介護予防居宅療養管理指導	利用人数（人／月）	見込	355	367	380	427	435	442
		実績	366	390	413	—	—	—
居宅療養管理指導	利用人数（人／月）	見込	6,455	6,762	6,995	7,726	8,026	8,270
		実績	6,548	6,928	7,308	—	—	—
通所介護	利用回数（回／月）	見込	80,710	83,752	86,483	91,241	94,289	95,217
		実績	81,361	84,676	88,755	—	—	—
介護予防通所リハビリテーション	利用人数（人／月）	見込	1,512	1,516	1,511	1,969	2,052	2,098
		実績	1,535	1,613	1,803	—	—	—
通所リハビリテーション	利用人数（人／月）	見込	3,022	3,078	3,116	3,344	3,494	3,569
		実績	3,034	3,034	3,180	—	—	—
介護予防短期入所生活介護	利用日数（日／月）	見込	204	173	178	237	241	246
		実績	208	203	213	—	—	—
短期入所生活介護	利用日数（日／月）	見込	22,236	23,358	23,991	20,312	21,149	21,795
		実績	20,055	19,941	19,846	—	—	—
介護予防短期入所療養介護	利用日数（日／月）	見込	20	20	20	25	25	25
		実績	21	14	17	—	—	—
短期入所療養介護	利用日数（日／月）	見込	1,606	1,644	1,696	1,671	1,660	1,693
		実績	1,388	1,468	1,583	—	—	—

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数（人／月）	見込	267	291	315	423	434	443
		実績	249	283	379	—	—	—
地域密着型通所介護	利用回数（回／月）	見込	24,939	25,266	25,897	23,247	23,565	23,618
		実績	23,447	23,038	23,273	—	—	—
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数（回／月）	見込	26	26	26	22	22	22
		実績	30	15	25	—	—	—
認知症対応型通所介護	利用回数（回／月）	見込	2,350	2,400	2,472	1,942	1,992	1,956
		実績	2,295	2,067	1,986	—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数（人／月）	見込	144	146	147	134	136	131
		実績	135	143	139	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	利用人数（人／月）	見込	1,333	1,355	1,379	1,355	1,362	1,382
		実績	1,318	1,327	1,332	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	利用人数（人／月）	見込	104	122	140	143	146	150
		実績	77	105	137	—	—	—
介護予防福祉用具貸与	利用人数（人／月）	見込	3,791	3,900	4,006	4,944	5,215	5,342
		実績	4,000	4,298	4,661	—	—	—
福祉用具貸与	利用人数（人／月）	見込	12,650	13,208	13,574	13,915	14,475	14,859
		実績	12,361	12,726	13,288	—	—	—
特定介護予防福祉用具購入	利用人数（人／月）	見込	70	71	72	92	94	95
		実績	96	120	103	—	—	—
特定福祉用具購入	利用人数（人／月）	見込	198	204	208	304	318	326
		実績	229	282	293	—	—	—
介護予防住宅改修	利用人数（人／月）	見込	85	87	88	106	116	118
		実績	85	90	101	—	—	—
住宅改修	利用人数（人／月）	見込	139	142	144	161	165	171
		実績	136	148	155	—	—	—
介護予防支援	利用人数（人／月）	見込	4,936	5,039	5,131	6,320	6,696	6,926
		実績	5,142	5,506	5,962	—	—	—
居宅介護支援	利用人数（人／月）	見込	16,890	17,415	17,907	18,379	19,074	19,622
		実績	16,631	16,979	17,637	—	—	—

※介護予防訪問入浴介護の利用回数は少数のため、訪問入浴介護の利用回数と併せて記載

（2）施設・居住系サービスの適正な提供

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
介護老人福祉施設	利用人数（人／月）	見込	2,442	2,442	2,442	2,469	2,469	2,469
		実績	2,432	2,446	2,469	—	—	—
	施設数	見込	36 [2,348]	36 [2,348]	36 [2,348]	36 [2,348]	36 [2,348]	36 [2,348]
		実績	36 [2,348]	36 [2,348]	36 [2,348]	—	—	—
介護老人保健施設	利用人数（人／月）	見込	1,809	1,809	1,809	1,821	1,821	1,821
		実績	1,807	1,830	1,821	—	—	—
	施設数	見込	25 [2,242]	25 [2,242]	25 [2,242]	25 [2,242]	25 [2,242]	25 [2,242]
		実績	25 [2,242]	25 [2,242]	25 [2,242]	—	—	—
介護医療院	利用人数（人／月）	見込	106	106	106	116	116	116
		実績	124	128	116	—	—	—
	施設数	見込	5[121]	5[121]	5[121]	5[121]	5[121]	5[121]
		実績	5[121]	5[121]	5[121]	—	—	—
介護予防特定施設入居者生活介護	利用人数（人／月）	見込	157	155	157	169	172	175
		実績	179	167	165	—	—	—
特定施設入居者生活介護	利用人数（人／月）	見込	1,462	1,459	1,486	1,424	1,416	1,429
		実績	1,475	1,460	1,441	—	—	—
	施設数	見込	48 [2,112]	48 [2,112]	48 [2,112]	47 [2,082]	47 [2,082]	47 [2,082]
		実績	48 [2,112]	47 [2,082]	47 [2,082]	—	—	—
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数（人／月）	見込	11	11	12	4	4	4
		実績	9	6	4	—	—	—
	施設数	見込	117 [1,768]	117 [1,768]	119 [1,804]	114 [1,745]	114 [1,745]	116 [1,781]
		実績	114 [1,735]	113 [1,727]	113 [1,727]	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	利用人数（人／月）	見込	1,679	1,695	1,706	1,665	1,689	1,702
		実績	1,673	1,663	1,662	—	—	—
	施設数	見込	118 [1,777]	118 [1,777]	120 [1,813]	115 [1,754]	115 [1,754]	117 [1,790]
		実績	115 [1,744]	114 [1,736]	114 [1,736]	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用人数（人／月）	見込	950	969	989	952	952	952
		実績	919	947	952	—	—	—
	施設数	見込	34 [986]	34 [986]	35 [1,015]	34 [986]	34 [986]	34 [986]
		実績	33 [957]	34 [986]	34 [986]	—	—	—

※[　]内は床数

【地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要利用定員総数】

（単位：人）

福祉区		日常生活圏域	認知症対応型共同生活介護			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
			R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）
1	北区中央（7）	1 岡山中央	27	27	27	0	0	0
		2 岡輝	54	54	54	29	29	29
		3 桑田	45	45	45	29	29	29
		4 岡北	36	36	36	29	29	29
		5 石井	36	36	36	29	29	29
		6 御南	63	63	63	29	29	29
		7 吉備	62	62	62	29	29	29
		小計	323	323	323	174	174	174
2	北区北（7）	8 京山	36	36	36	29	29	29
		9 中山	63	63	63	29	29	29
		10 香和	36	36	36	29	29	29
		11 高松	90	90	90	29	29	29
		12 足守	45	45	45	29	29	29
		13 御津	27	27	27	29	29	29
		14 建部	36	36	36	29	29	29
		小計	333	333	333	203	203	203
3	中区（6）	15 東山	54	54	54	29	29	29
		16 操山	45	45	45	29	29	29
		17 高島	63	63	63	29	29	29
		18 操南	54	54	54	29	29	29
		19 富山	36	36	36	29	29	29
		20 竜操	54	54	54	29	29	29
		小計	306	306	306	203	203	203
4	東区（6）	21 旭東	81	81	81	29	29	29
		22 上南	18	18	18	29	29	29
		23 西大寺	63	63	63	29	29	29
		24 山南学園	18	18	18	0	0	0
		25 上道	81	81	81	29	29	29
		26 瀬戸	54	54	54	29	29	29
		小計	315	315	315	145	145	145
5	南区西（5）	27 福田	54	54	54	29	29	29
		28 妹尾	36	36	36	29	29	29
		29 興除	36	36	36	29	29	29
		30 藤田	27	27	27	29	29	29
		31 灘崎	63	63	63	0	0	0
		小計	216	216	216	116	116	116
6	南区南（5）	32 福浜	54	54	54	29	29	29
		33 芳泉	63	63	63	29	29	29
		34 福南	63	63	63	29	29	29
		35 芳田	18	18	18	29	29	29
		36 光南台	45	45	45	29	29	29
		小計	243	243	243	145	145	145
合　計			（※）1,754	（※）1,754	（※）1,790	986	986	986

※整備エリアについては、各日常生活圏域の整備状況を勘案し、年度ごとに決定するため、日常生活圏域ごとの増加数は示していない

施策分野9　介護サービスの適切な運営

方向性

- 介護保険を取り巻く環境が一層厳しさを増していく中、今後も介護や支援を必要とする高齢者が、適時・適切なサービスを安心して選択できるように介護保険制度を安定的に運営していくためには、給付の適正化及びサービスの質の確保と向上に向けた取組を進めていくことが重要です。
- 介護事業所に対して、介護人材の確保・育成・離職防止の取組や、生産性向上に向けた取組を支援します。
- 併せて、サービス利用者への各種情報提供や相談体制の充実、低所得者への配慮等を引き続き行っていきます。

（1）介護人材の確保･育成･離職防止、生産性の向上

- 介護事業所の抱える課題解決のための講師派遣、職員の資質向上のための研修や職員に対するハラスメント対策の周知に取り組みます。
- 介護人材の確保・育成に向けて、将来の担い手となる学生等に介護の仕事の理解や魅力を知ってもらう取組や、多様な人材の介護分野への参入を促す取組を行います。
- AI技術等のテクノロジー活用の効果や、導入に向けた支援制度の情報等を適切に提供することにより、介護現場の生産性向上に向けた支援の充実を図ります。

（2）介護保険サービスの質の確保と向上

- 事業者の指導は、高齢者の尊厳を支えるより良いケアを目指し、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「運営指導」と「集団指導」を継続的に行います。また、指定基準違反や不正請求が疑われる場合には「監査」を実施し、厳正に対応していきます。
- 報告された事故情報を適切に分析し、事業者への指導を行います。
- 通所介護における利用者の状態を維持・改善する事業者への評価・インセンティブの付与や、事業者への研修実施を通じて、介護サービスの質のさらなる向上を進めます。

- 災害や、感染症等の感染防止策及び感染者発生時の対応については、事業所に対応マニュアルの整備を徹底するとともに、避難訓練の実施や備蓄品の確認を行う等、必要なサービスが継続して提供できるように支援を行っていきます。
- 介護給付の適正化を進めるため、より多くの事業所に対して質の高いケアプラン点検が実施できるよう、さらなる事業の充実を目指します。
- 介護サービスの利用者が安心して多様なサービスを利用できるよう、わかりやすい情報提供や相談・苦情対応に努めるなど、情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 引き続き、低所得者に対する費用負担等の配慮を行い、必要なサービスを安心して利用できるよう取り組みます。

＜施策展開の方向性と主な事業＞

※★は介護保険料を財源とする事業

施策展開の方向性	主な事業
(1)介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上	①介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上
(2)介護保険サービスの質の確保と向上	①事業者に対する指導・監査
	②公正な要介護認定
	③要介護認定研修事業
	④介護給付適正化事業 ★
	⑤介護保険制度の普及啓発、情報提供、相談の充実
	⑥介護保険料の独自減免 ★
	⑦社会福祉法人による利用者負担軽減 ★
	⑧デイサービス取り組み表彰事業 ★

主な事業

（1）介護人材の確保･育成･離職防止、生産性の向上

①	介護人材の確保･育成･離職防止、生産性の向上	担当課	事業者指導課･介護保険課

事業の目的

高齢者の増加に伴い、ケアマネジャーや介護サービスを提供する人材の確保や定着が必要であり、介護人材の資質向上や離職防止、新たな担い手確保に向けた支援を進めます。

事業内容(対策)

- 介護人材確保に向けた啓発の取組として、勤続３年未満の介護職員が介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認する取組を推進することにより、新任介護人材の離職を防止し、定着を図ります。
- 懸案事例を抱えている介護事業所に専門講師を派遣し、その解決に向けて支援する「講師派遣事業」に取り組みます。事業所への講師派遣による課題解決や離職防止支援、職場環境の改善への働きかけなど、介護職員の資質の向上やキャリア形成に向けた総合的支援により介護人材の育成・定着を図ります。
- 介護事業所間のケアプランデータ連携を促進するための研修等を行うことにより、業務効率化等による職場環境改善や介護人材の離職防止・定着を図ります。
- 地域のケアマネジメント提供体制の確保に向けた潜在ケアマネジャーへの就業、復職支援を検討、実施します。
- 介護の仕事の魅力について、就学期を含めた幅広い世代に周知するため、関係部署及び岡山県を含む関係機関と連携し、魅力向上に資する啓発事業を実施します。
- その他、AI技術等のテクノロジーを活用した職員の負担軽減、ケアの質の確保等に向けた取組を関係機関等と協議しながら検討していきます。

（2）介護保険サービスの質の確保と向上

①	事業者に対する指導･監査	担当課	事業者指導課

事業の目的

事業者に対し、高齢者の尊厳を支える、より良いケア実現のための支援である「指導」と、指定基準違反や不正が疑われる場合に介護保険法に規定された権限を行使する「監査」を行います。

事業内容(対策)

- 「指導」については、集団で行う「集団指導」と、個別に行う「運営指導」があり、年間を通じて計画的に行っています。「監査」については、違反や不正が疑われる場合に適宜行っています。
- 「集団指導」と「運営指導」を効率的に組み合わせることにより実効性の高い指導になるように継続的に行います。「監査」については、利用者の虐待が疑われる場合などには、無通告で実施するなどにより、即応性の高い厳正な対応を行います。
- 報告された事故情報を適切に分析し、事業者への指導を行います。
- 感染症予防、感染症対策研修等の周知啓発の指導や、避難訓練の実施状況、防災計画の確認等を定期的に行い、指導の強化を行います。

②	公正な要介護認定	担当課	介護保険課

事業の目的

要介護（要支援）認定申請者に対して行われる認定調査及び主治医による意見書をもとに、申請者の状況を的確に把握し、介護認定審査会において審査判定を行います。

事業内容(対策)

- 岡山県が指定する指定市町村事務受託法人へ認定調査業務の一部を委託し、調査の平準化を図っています。
- 公正な要介護認定を行うため、岡山市介護認定審査会運営協議会において方針を検討するとともに、適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を進めます。
- ICT等の活用により、要介護（要支援）認定申請から認定までの期間を短縮し、市民サービスの向上を図ります。

③	要介護認定研修事業	担当課	介護保険課

事業の目的

介護サービスを必要とする方を適切に認定するため、要介護認定に係る職員、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医に対し、公正な要介護認定に関する各種の研修を実施します。

事業内容(対策)

持続可能な介護保険制度の構築に向け、関係部署及び関係機関と連携し、要介護認定に係る課題等を把握するとともに、公正な要介護認定に関する必要な情報等について、各種研修を通じて周知します。

【認定調査員研修】

- 認定調査を行う調査員に対し、調査項目の定義・特記事項等の記載に関する研修を実施します。

【介護認定審査会委員研修】

- 介護認定審査会委員に対し、審査判定の方法等に関する研修を実施します。

【主治医研修】

- 主治医に対し、主治医意見書の趣旨や記載方法等に関する研修を実施します。

④	介護給付適正化事業	担当課	介護保険課

事業の目的

介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築するために、介護給付を必要とする者を適切に認定し、利用者が真に必要とするサービスを事業者が適切に提供するよう給付適正化を図ります。

事業内容(対策)

給付適正化主要３事業を中心とする介護給付の適正化を行います。

【要介護認定の適正化】

- 介護支援専門員資格を有する職員等が、認定調査票の記載内容の点検を行います。また、指定市町村事務受託法人へ認定調査事務の一部を委託し、定期的な意見交換や情報連携を図りつつ、より質の高い認定調査を行います。

【ケアプラン等の点検】

- 介護支援専門員資格を有する職員が、利用者の自立支援に資する視点で介護給付等のケアプランが作成されているかを中心に確認し、ケアマネジャーの「気付き」を促します。
- 国保連合会給付適正化システムやケアプラン分析システムを活用しながら、面談や電話など多様な方法で効果的・効率的に実施します。
- 福祉用具の例外給付について、国保連合会から提供されるデータを活用し、未申請の事業所に対し、是正を促し給付適正化を図ります。

【医療情報との突合・縦覧点検】

- 岡山県国民健康保険団体連合会との連携による請求内容の点検を実施し、過誤請求による給付費適正化を図ります。

⑤	介護保険制度の普及啓発、情報提供、相談の充実	担当課	介護保険課・事業者指導課

事業の目的

関係部署及び関係機関との連携により、情報提供や相談体制を充実させ、介護保険制度の趣旨について市民理解の醸成を図り、相談や苦情に迅速かつ適切に対応することで、サービスの質の確保を図ります。

事業内容(対策)

- 介護保険制度普及啓発のためのパンフレット「岡山市あんしん介護保険」を作成し、市ホームページ等で情報提供を行います。また、要望に応じて地域の集まりなどに出向き、啓発活動を行います。
- 利用者が介護サービス事業者等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。
- 関係各課及び岡山県国民健康保険団体連合会、指定居宅介護支援事業所等と連携を図り、情報提供・相談体制を充実させ、介護保険制度の趣旨について市民理解の醸成を進め、相談や苦情に迅速かつ適切に対応することでサービスの質の確保を図ります。

⑥	介護保険料の独自減免	担当課	介護保険課

事業の目的

介護保険料について、低所得者に対して過重な負担とならないように配慮するため、市独自の減免施策を実施します。

事業内容(対策)

- 一定の要件に該当する人の介護保険料額を第Ⅰ段階相当まで減額します。
- 引き続き、市独自の減免施策を実施します。
- 納付通知書発送時等で制度周知を図り、適切な運用に努めます。

⑦	社会福祉法人による利用者負担軽減	担当課	介護保険課

事業の目的

低所得者に対して利用者負担の軽減を行った社会福祉法人のうち、一定の要件を満たす場合、市・県・国がその一部を法人に助成することによって、介護サービスの利用促進を図ることを目的としています。

事業内容(対策)

- 毎年、社会福祉法人に対し、取組を促すための依頼文を送付して、実施法人の増加及び制度の周知に努めます。
- 低所得者が必要なサービスを安心して利用できるよう、引き続き取組を推進します。

⑧	デイサービス取り組み表彰事業	担当課	事業者指導課

事業の目的

介護サービスの質の向上に積極的に取り組むデイサービス事業所を評価し、上位の事業所を表彰します。

事業内容(対策)

- デイサービス事業所と市が共同して選定した５つの評価指標の達成状況や、利用者の日常生活機能の維持、改善度合いについて評価を行い、その結果に応じて表彰事業所を選定します。さらに、表彰事業所のうち上位事業所には報奨金を授与します。また、表彰事業所は、パンフレットやホームページで紹介します。

目標（見込み）　※令和８（2026）年度実績は見込み

（1）介護人材の確保・育成・離職防止、生産性の向上

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
交流事業	参加者数	計画	100	100	100	50	50	50
		実績	14	6	8	—	—	—
講師派遣事業	延べ派遣回数	計画	20	20	20	20	20	20
		実績	3	4	8	—	—	—
魅力向上啓発事業	実施回数	計画	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	—	—	—

（2）介護保険サービスの質の確保と向上

			R6	R7	R8	R9	R10	R11
認定調査員研修	実施回数	計画	8	8	8	8	8	8
		実績	5	8	8	—	—	—
介護認定審査会委員研修	実施回数	計画	5	15	5	5	15	5
		実績	5	14	5	—	—	—
主治医研修	実施回数	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	—	—	—
認定調査票点検	点検割合（%）	計画	100	100	100	100	100	100
		実績	100	100	100	—	—	—
ケアプラン点検	実施件数	計画	190	190	190	190	190	190
		実績	193	175	140	—	—	—
医療情報との突合・縦覧点検	点検数（疑義件数）	計画	8,000（950）	8,000（950）	8,000（950）	8,000（950）	8,000（950）	8,000（950）
		実績	7,691（635）	7,691（787）	7,600（700）	—	—	—
介護保険料独自減免（実績値のみ）	適用者数	実績	88	82	80	—	—	—
	減免総額（千円）	実績	1,167	1,112	1,100	—	—	—
社会福祉法人利用者負担軽減（実績値のみ）	法人数	実績	65	65	67	—	—	—
	軽減認定者数	実績	125	127	129	—	—	—
デイサービス取り組み表彰事業	参加事業所数	計画	100	110	120	100	100	100
		実績	48	29	30	—	—	—

第５章　介護給付費等の見込み及び保険料額

第５章　介護給付費等の見込み及び保険料額

１ 介護給付費等の推計の流れ

第10期計画における介護給付費等を見込むにあたり、はじめに高齢者人口（第１号被保険者数）及び要介護（要支援）認定者数を推計します。その上で、在宅系サービスや施設・居住系サービス等の利用人数等、事業所・施設整備計画や直近の給付実績等をもとに、各年度における介護（予防）サービス給付費及び地域支援事業費、その他の給付等にかかる費用等を推計します。

【介護給付費等の推計の流れ】

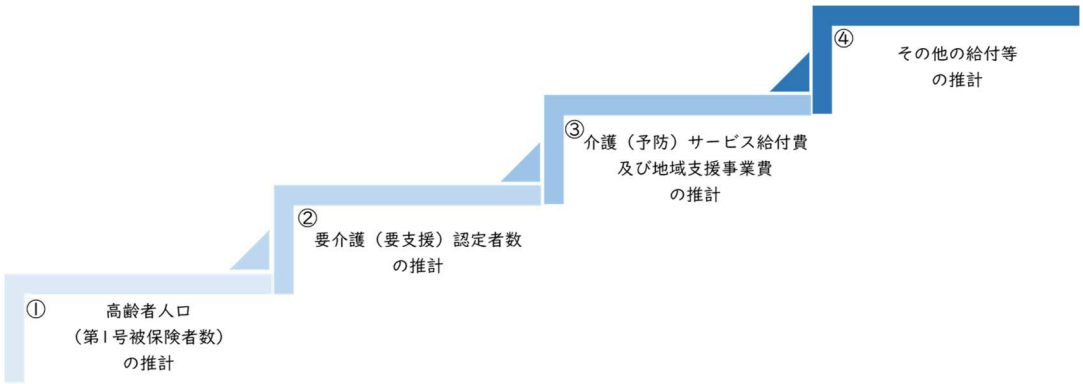

【第 10 期計画にかかる推計期間】

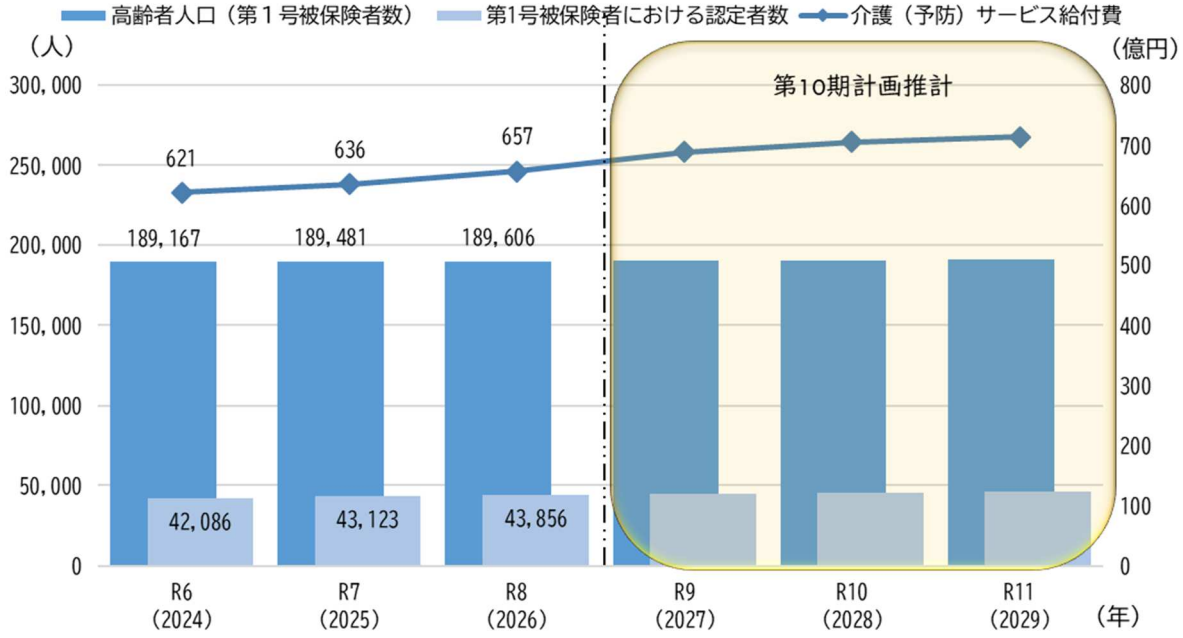

※高齢者人口(第1号被保険者数)は、各年度9月末時点の住民基本台帳人口(令和8(2026)年度までは住民基本台帳人口　令和9(2027)年度以降は岡山市独自推計)
※第1号被保険者における認定者数は、各年度9月末時点の要介護(要支援)認定者数(令和8(2026) 年度までは介護保険事業状況報告　令和9(2027)年度以降は岡山市独自推計)
※介護(予防)サービス給付費は、令和 7(2025)年度までは決算額　令和8(2026)年度は決算見込額
令和9(2027)年度以降は推計値

2 高齢者人口(第1号被保険者数)の推計

高齢者人口（第1号被保険者数）は、令和４（2022）年から令和８（2026）年の各年９月末時点の住民基本台帳の総人口をもとに推計しました。

令和８（2026）年の高齢化率は27.5%となっており、令和22（2040）年には高齢化率は31.9%となり、おおよそ3人に1人が65歳以上になります。

【高齢者人口と高齢化率の推移】

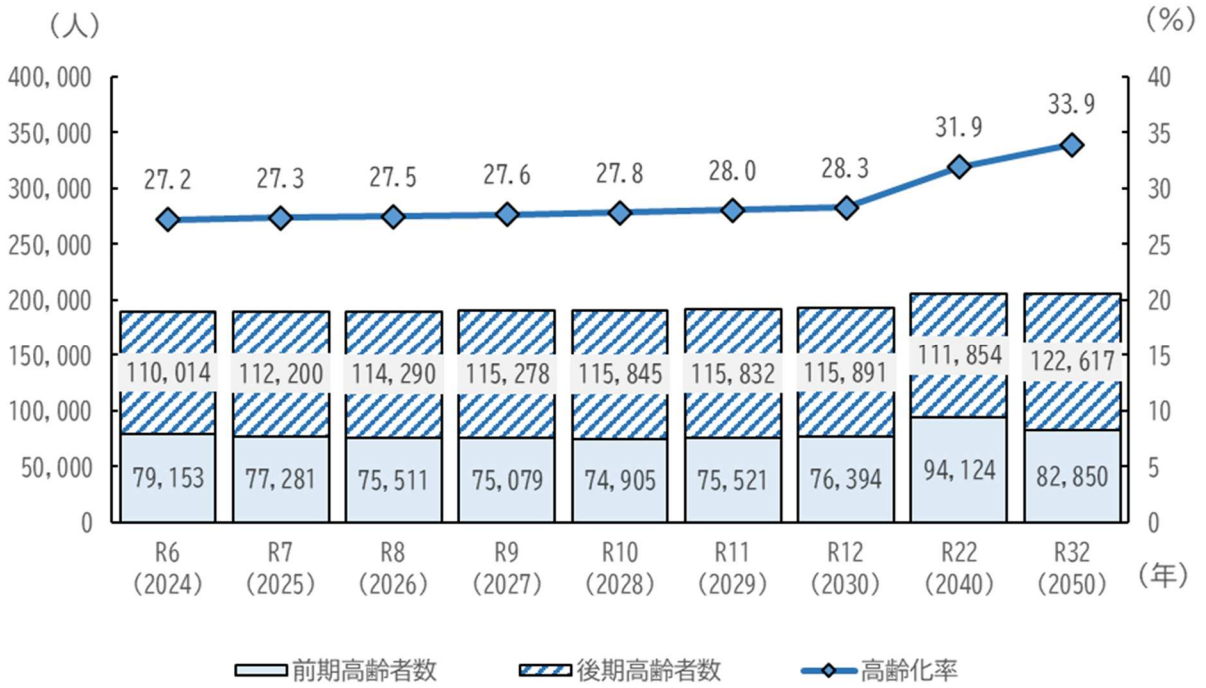

※各年度9月末時点の住民基本台帳人口(令和8(2026)年度までは住民基本台帳人口　令和9(2027)年度以降は岡山市独自推計)

※前期高齢者数:65歳以上75歳未満の高齢者数　後期高齢者数:75歳以上の高齢者数

(単位：人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R22 (2040)	R32 (2050)
前期高齢者数	79,153	77,281	75,511	75,079	74,905	75,521	76,394	94,124	82,850
後期高齢者数	110,014	112,200	114,290	115,278	115,845	115,832	115,891	111,854	122,617
高齢者数合計	189,167	189,481	189,801	190,357	190,750	191,353	192,285	205,978	205,467
総人口	696,045	693,266	690,980	688,454	685,794	683,024	680,125	645,461	605,621
高齢化率	27.2%	27.3%	27.5%	27.6%	27.8%	28.0%	28.3%	31.9%	33.9%

3 要介護(要支援)認定者の推計

要介護（要支援）認定者数は、第９期計画期間（令和6（2024）年度から令和８（2026）年度）における認定者数の動向を踏まえ、令和８（2026）年９月末時点における年齢別・性別・要介護度別の認定状況を起点として、各年度の高齢者人口の状況をもとに推計しました。

その結果、第１号被保険者における認定率は、令和11（2029）年に24.3%となる見込みです。また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には認定者数が５万人を超える一方で、認定率は24.3%と減少が見込まれます。

【要介護(要支援)認定者数と第1号被保険者認定率の推移】

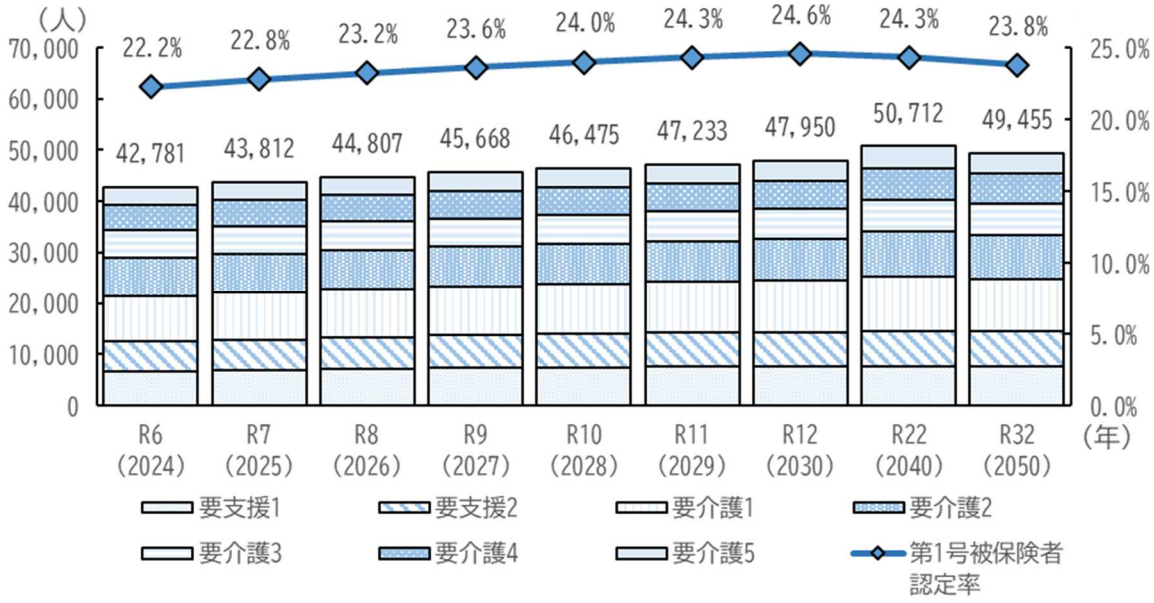

（単位：人）

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R22 (2040)	R32 (2050)
要支援1	6,627	6,885	7,125	7,275	7,418	7,554	7,664	7,656	7,664
要支援2	5,840	5,997	6,249	6,369	6,485	6,578	6,675	6,836	6,746
要支援者　小計	12,467	12,882	13,374	13,644	13,903	14,132	14,339	14,492	14,410
要介護1	9,018	9,343	9,533	9,718	9,897	10,065	10,221	10,711	10,434
要介護2	7,510	7,565	7,645	7,784	7,911	8,048	8,172	8,813	8,475
要介護3	5,279	5,372	5,444	5,548	5,646	5,725	5,814	6,371	6,140
要介護4	4,892	5,017	5,140	5,239	5,322	5,418	5,516	6,074	5,870
要介護5	3,615	3,633	3,671	3,735	3,796	3,845	3,888	4,251	4,126
要介護者　小計	30,314	30,930	31,433	32,024	32,572	33,101	33,611	36,220	35,045
要介護（支援）認定者数　合計	42,781	43,812	44,807	45,668	46,475	47,233	47,950	50,712	49,455
第1号被保険者における認定者数	42,086	43,123	44,066	44,927	45,735	46,503	47,224	50,086	48,881
第1号被保険者数	189,167	189,481	189,801	190,357	190,750	191,353	192,285	205,978	205,467
第1号被保険者認定率	22.2%	22.8%	23.2%	23.6%	24.0%	24.3%	24.6%	24.3%	23.8%

※各年度9月末時点の要介護(要支援)認定者数(令和8(2026）年度までは介護保険事業状況報告　令和9(2027)年度以降は岡山市独自推計)
※要介護(要支援)認定者数は、第2号被保険者における認定者を含む(40歳以上65歳未満の要介護(要支援)認定者)
※第1号被保険者数は、第5章2の高齢者人口より参照
※第1号被保険者認定率は、第1号被保険者における認定者数を第1号被保険者数で除したもの

4 介護給付費等の推計

第10期計画期間中及び令和22（2040）年度の介護給付費等を推計しました。

（1）介護(予防)サービス給付費の推計

第４章で記載した、今後の介護（予防）サービスの必要量及び施設・居住系サービスの整備計画を踏まえ、介護（予防）サービス給付費を推計しました。

【介護サービス給付費の推計】

■ 居宅サービス		R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R22 (2040)
訪問介護	給付費（千円）	5,544,770	5,815,990	5,903,517	6,429,893
	回数（回）	159,919	167,540	170,138	185,573
	人数（人）	6,033	6,210	6,301	6,827
訪問入浴介護	給付費（千円）	138,250	144,586	147,848	160,063
	回数（回）	890	929	950	1,029
	人数（人）	139	145	148	161
訪問看護	給付費（千円）	2,807,885	2,919,567	2,973,681	3,229,508
	回数（回）	50,759	52,643	53,598	58,189
	人数（人）	4,830	4,991	5,105	5,539
訪問リハビリテーション	給付費（千円）	225,477	234,778	240,840	262,250
	回数（回）	6,269	6,513	6,682	7,272
	人数（人）	564	582	596	647
居宅療養管理指導	給付費（千円）	1,220,007	1,269,462	1,307,924	1,425,229
	人数（人）	7,726	8,026	8,270	9,010
通所介護	給付費（千円）	8,740,698	9,045,089	9,134,986	9,905,695
	回数（回）	91,241	94,289	95,217	103,083
	人数（人）	8,534	8,962	9,240	9,993
通所リハビリテーション	給付費（千円）	2,741,648	2,792,809	2,796,698	3,030,074
	回数（回）	28,485	29,035	29,046	31,402
	人数（人）	3,344	3,494	3,569	3,857
短期入所生活介護	給付費（千円）	2,288,575	2,388,097	2,463,277	2,707,154
	日数（日）	20,312	21,149	21,795	23,933
	人数（人）	1,623	1,647	1,689	1,850
短期入所療養介護（老健・病院等・介護医療院）	給付費（千円）	236,149	235,393	240,232	262,237
	日数（日）	1,671	1,660	1,693	1,848
	人数（人）	173	173	177	192
福祉用具貸与	給付費（千円）	2,405,289	2,491,629	2,559,390	2,793,691
	人数（人）	13,915	14,475	14,859	16,150
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	94,048	98,437	100,909	109,415
	人数（人）	304	318	326	353
住宅改修費	給付費（千円）	156,969	160,963	166,957	181,634
	人数（人）	161	165	171	186
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	3,585,722	3,574,186	3,610,034	3,964,694
	人数（人）	1,424	1,416	1,429	1,566

■ 地域密着型サービス		R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R22（2040）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	836,355	860,194	879,883	968,695
	人数（人）	423	434	443	485
地域密着型通所介護	給付費（千円）	2,354,522	2,388,183	2,399,428	2,605,715
	回数（回）	23,247	23,565	23,618	25,574
	人数（人）	2,341	2,412	2,452	2,650
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	273,817	281,699	277,866	300,071
	回数（回）	1,942	1,992	1,956	2,108
	人数（人）	156	160	157	169
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	3,443,927	3,484,037	3,546,923	3,876,868
	人数（人）	1,355	1,362	1,382	1,506
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	5,584,189	5,676,363	5,720,047	6,301,600
	人数（人）	1,665	1,689	1,702	1,874
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円）	3,612,930	3,620,086	3,620,086	4,243,585
	人数（人）	952	952	952	1,117
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	432,932	443,203	456,349	487,722
	人数（人）	143	146	150	161
■ 施設サービス		R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R22（2040）
介護老人福祉施設	給付費（千円）	8,477,659	8,494,452	8,494,452	9,647,226
	人数（人）	2,469	2,469	2,469	2,805
介護老人保健施設	給付費（千円）	6,880,618	6,894,248	6,894,248	7,765,852
	人数（人）	1,821	1,821	1,821	2,054
介護医療院	給付費（千円）	547,515	548,599	548,599	656,585
	人数（人）	116	116	116	138
■ 居宅介護支援	給付費（千円）	3,428,063	3,566,492	3,671,538	3,975,401
	人数（人）	18,379	19,074	19,622	21,228
■ 登録施設介護支援	給付費（千円）	－	－	－	－
	人数（人）	－	－	－	－
介護サービス計	**給付費（千円）**	**66,058,014**	**67,428,542**	**68,155,712**	**75,290,857**

出典：岡山市独自推計

【介護予防サービス給付費の推計】

■ 介護予防サービス		R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R22（2040）
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	回数（回）	0	0	0	0
	人数（人）	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費（千円）	289,347	308,459	319,345	329,288
	回数（回）	6,910	7,350	7,608	7,846
	人数（人）	861	916	945	973
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費（千円）	44,859	47,629	48,676	50,245
	回数（回）	1,395	1,478	1,510	1,559
	人数（人）	129	131	134	138
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円）	54,943	56,024	56,929	58,588
	人数（人）	427	435	442	455
介護予防 通所リハビリテーション	給付費（千円）	803,164	843,572	863,501	890,126
	人数（人）	1,969	2,052	2,098	2,155
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円）	19,694	19,996	20,419	20,842
	日数（日）	237	241	246	251
	人数（人）	52	53	54	55
介護予防短期入所療養介護 （老健・病院等・介護医療院）	給付費（千円）	3,481	3,488	3,488	4,069
	日数（日）	25	25	25	29
	人数（人）	6	6	6	7
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円）	426,513	450,296	460,690	474,711
	人数（人）	4,944	5,215	5,342	5,498
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円）	24,355	24,881	25,152	26,220
	人数（人）	92	94	95	99
介護予防住宅改修	給付費（千円）	113,053	123,911	126,046	130,273
	人数（人）	106	116	118	122
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	174,670	178,247	181,477	187,176
	人数（人）	169	172	175	180
■ 地域密着型介護予防サービス		**R9（2027）**	**R10（2028）**	**R11（2029）**	**R22（2040）**
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円）	3,081	3,088	3,088	3,602
	回数（回）	22	22	22	26
	人数（人）	6	6	6	7
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	116,733	118,706	115,966	119,886
	人数（人）	134	136	131	135
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	11,056	11,078	11,078	11,078
	人数（人）	4	4	4	4
■ 介護予防支援	給付費（千円）	373,242	396,325	409,939	421,479
	人数（人）	6,320	6,696	6,926	7,121
介護予防サービス計	**給付費（千円）**	**2,458,191**	**2,585,700**	**2,645,794**	**2,727,583**

※給付費は年度累計の金額、回(日)は1か月あたりの数、人数は1か月あたりの利用者数
出典:岡山市独自推計

（2）地域支援事業費の推計

介護予防・日常生活支援総合事業費については、移行前年度（平成28（2016）年度）の予防給付費に75歳以上高齢者の伸び率を乗じる等した額、包括的支援事業・任意事業費については、前年度上限額に65歳以上の高齢者数の伸び率を乗じた額が上限と定められているため、見込まれる上限の範囲内で事業費を推計しました。

【地域支援事業費の推計】

（単位：千円）

	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R22（2040）
■介護予防・日常生活支援総合事業費	2,353,900	2,426,200	2,433,600	2,043,947
介護予防・日常生活支援総合事業				
介護予防訪問サービス事業費				
生活支援訪問サービス事業費				
介護予防通所サービス事業費				
生活支援通所サービス事業費				
介護予防ケアマネジメント事業費				
審査支払手数料（介護予防・生活支援）				
高額総合事業サービス事業費				
高額医療合算総合サービス事業費				
一般介護予防事業				
介護予防センター事業費				
フレイル対策事業費				
健康相談事業費				
食生活改善事業費				
総合特区訪問介護インセンティブ事業費				
デイサービス取り組み表彰事業費				
■包括的支援事業費・任意事業費	1,325,470	1,421,640	1,524,800	1,320,930
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）				
地域包括支援センター運営費				
任意事業				
介護給付費適正化事業費				
在宅介護者支援事業費				
家族介護教室事業費				
認知症高齢者見守り事業費				
成年後見制度利用支援事業費				
介護保険住宅改修支援事業費				
シルバーハウジング生活援助員派遣事業費				
給食サービス促進事業費				
介護機器貸与モデル事業費				
包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業費				
生活支援体制整備事業費				
認知症初期集中支援推進事業費				
認知症地域支援・ケア向上事業費				
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業費				
地域ケア会議推進事業費				
■特定地域居宅サービス等事業	－	－	－	－
■介護情報利活用事業	国からの通知予定			
地域支援事業費計	**3,679,370**	**3,847,840**	**3,958,400**	**3,364,877**

出典：岡山市独自推計

（3）その他の給付等の推計

その他の給付等として、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を第９期の実績に基づき推計しました。

【その他の給付等の推計】

（単位：千円）

■その他の給付等	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R22（2040）
特定入所者介護サービス費等給付額	1,119,540	1,139,141	1,157,506	1,236,776
高額介護サービス費等給付額	1,978,385	2,129,729	2,292,178	1,734,705
高額医療合算介護サービス費等給付額	290,746	295,836	300,606	321,192
算定対象審査支払手数料	75,070	76,384	77,616	82,931
その他の給付等計	**3,463,741**	**3,641,090**	**3,827,906**	**3,375,604**

出典：岡山市独自推計

（4）介護給付費等の推計合計

第10期計画期間中及び令和22（2040）年度における介護給付費等の合計は、以下のとおりです。

【介護給付費等の推計合計】

（単位：千円）

		R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R22（2040）
■標準給付費		71,979,946	73,655,332	74,629,412	81,394,044
	介護サービス給付費	66,058,014	67,428,542	68,155,712	75,290,857
	介護予防サービス給付費	2,458,191	2,585,700	2,645,794	2,727,583
	その他給付費等	3,463,741	3,641,090	3,827,906	3,375,604
■地域支援事業費		3,679,370	3,847,840	3,958,400	3,364,877
合計		**75,659,316**	**77,503,172**	**78,587,812**	**84,758,921**

出典：岡山市独自推計

5 介護保険の財源構成と介護保険料

介護保険の費用負担は、50%を公費、50%を保険料で負担します。第10期計画期間（令和９（2027）～11（2029）年度）においては、第1号被保険者（65歳以上の人）に23%の保険料を負担していただきます。

【介護保険の財源構成】

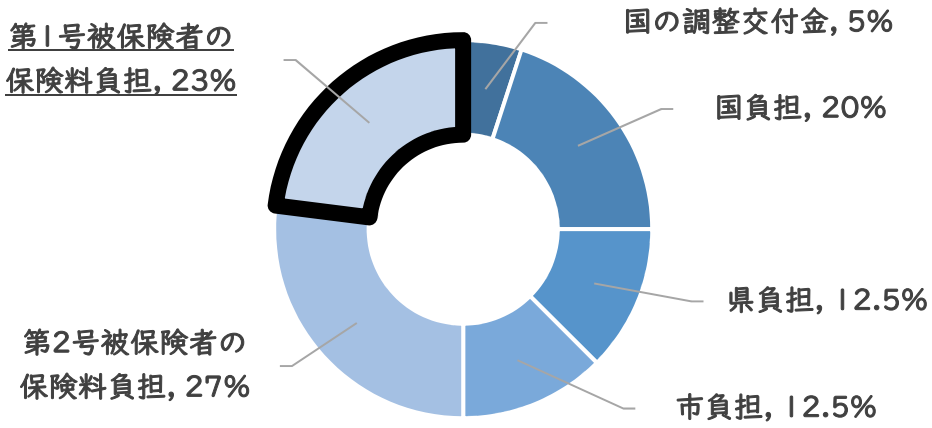

（1）介護保険料の収納状況

令和７（2025）年度の収納率については、令和６（2024）年度に比べ、現年度分が99.73%と0.03ポイント上昇、滞納繰越分が31.93%と2.11ポイント上昇し、全体では99.35%と0.11ポイント上昇しました。

【介護保険料の収納状況】

（単位:円）

			R6 (2024)	R7 (2025)
現年度分	特別徴収※1	調定額	12,933,410,131	13,181,034,948
		収納額	12,933,410,131	13,181,034,948
		収納率	100.00%	100.00%
	普通徴収※2	調定額	1,349,880,683	1,397,001,240
		収納額	1,307,675,548	1,357,476,066
		収納率	96.87%	97.17%
	合計	調定額	14,283,290,814	14,578,036,188
		収納額	14,241,085,679	14,538,511,014
		収納率	99.70%	99.73%
滞納繰越分		調定額	94,993,024	81,311,254
		収納額	28,325,120	25,959,800
		収納率	29.82%	31.93%
合計		調定額	14,378,283,838	14,659,347,442
		収納額	14,269,410,799	14,564,470,814
		収納率	99.24%	99.35%

※1 特別徴収:受給年金額が年額18万円以上の人で、受給年金から天引きする納め方
※2 普通徴収:無年金者や受給年金額が年額18万円未満などで、個別に納付する納め方

（2）介護保険料基準月額の算定

第１号被保険者の介護保険料は、各保険者（市町村）が、計画の策定を通じて、３年ごとに算定・見直しを行います。

介護保険料の基準月額は、標準給付費と地域支援事業費の見込額の23%に、調整交付金不足額を加え、介護給付費準備基金取崩額、保険者機能強化推進交付金等の額を差し引き、その額を保険料収納率の見込みで除し、所得段階別の保険料割合を反映した第１号被保険者見込数で除して年額を算出し、その額を12か月で除して算定します。

第10期計画期間中の基準月額については、高齢者数の増加に伴うサービス利用者数の増加、介護報酬改定などを踏まえ、7,500円程度と見込みます。

【第1号被保険者保険料基準額(月額) 算定方法】

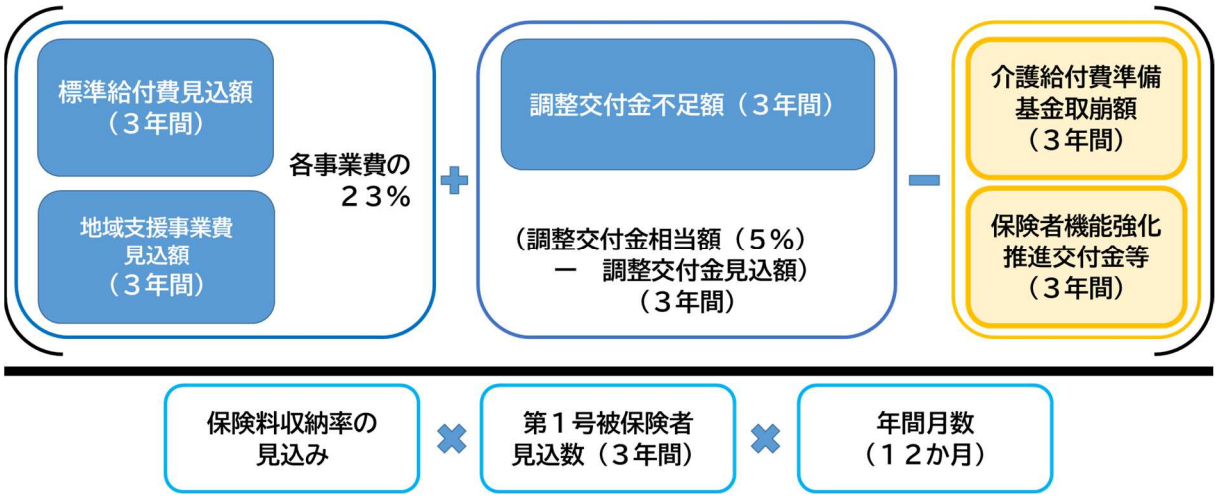

○算定方法としては、

※ 調整交付金相当額：標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費について、国が負担する割合（25%）から定率負担分（20%）を除いた割合により計算された交付額。

※ 調整交付金見込額：標準給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費について、国が負担する割合（25%）から定率負担分（20%）を除いたのち、市町村ごとの高齢者の年齢構成比や所得段階構成比に応じて、国で調整を行った割合により計算された交付額。

※ 介護給付費準備基金：介護保険の中期的な財政調整を図るため、介護保険法の趣旨に基づき、保険者である各市町村が設置している基金。計画期間中に設定された保険料と給付費等見込みの過不足に応じ、積立または取崩を行う。次期保険料の上昇抑制に充てるために取り崩すことも可能。

※ 保険者機能強化推進交付金等：高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援する保険者機能強化推進交付金及び介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する介護保険保険者努力支援交付金。交付額は、市町村の取組を客観的な指標で評価し、達成状況に応じて国の予算の範囲内で決められる。

第10期介護保険料額（基準月額） 7,500円 程度

※現時点での試算額です。最終的には、直近までのサービス利用量等の実績、介護報酬の改定、介護給付費準備基金の取り崩し等を踏まえ、算定します。

※第９期介護保険料額（基準月額）：6,640円